
平成27年 第2回(定例)南部町議会会議録(第5日)

平成27年3月23日(月曜日)

議事日程(第5号)

平成27年3月23日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第3号 平成26年度南部町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第4 議案第4号 平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第5号 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第6号 平成26年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第7号 平成26年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第8号 平成26年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第9号 平成26年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第10号 平成26年度南部町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第11号 平成26年度南部町病院事業会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第12号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第13号 南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第14 議案第14号 南部町児童厚生施設条例の制定について
- 日程第15 議案第15号 南部町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第16号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第17号 町長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第18号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第19号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について

- 日程第20 議案第20号 南部町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第21号 南部町特別会計条例の一部改正について
- 日程第22 議案第22号 南部町児童福祉手当支給条例の一部改正について
- 日程第23 議案第23号 南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第24号 南部町保育所条例の一部改正について
- 日程第25 議案第25号 南部町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 日程第26 議案第26号 平成27年度南部町一般会計予算
- 日程第27 議案第27号 平成27年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第28 議案第28号 平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議案第29号 平成27年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第30 議案第30号 平成27年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第31 議案第31号 平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第32 議案第32号 平成27年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第33 議案第33号 平成27年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第34 議案第34号 平成27年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第35 議案第35号 平成27年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算
- 日程第36 議案第36号 平成27年度南部町水道事業会計予算
- 日程第37 議案第37号 平成27年度南部町病院事業会計予算
- 日程第38 議案第38号 平成27年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第39 議案第39号 南部町まちづくり計画の変更について
- 日程第40 陳情第1号 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回を政府に求める陳情
- 日程第41 請願第2号 「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める請願
- 日程第42 陳情第3号 原発再稼働に反対し、再生可能な自然エネルギーの導入・普及を進める
意見書の提出を求める陳情書

(追加議案)

- 日程第43 議案第40号 南部町課設置条例の一部改正について
- 日程第44 発議案第1号 南部町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第45 発議案第2号 南部町議会会議規則の一部改正について
- 日程第46 発議案第3号 TPP交渉についての意見書
- 日程第47 議長発議第4号 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>

日程第48 議長発議第5号 閉会中の継続調査の申し出について<広報調査特別委員会>

日程第49 議長発議第6号 閉会中の継続調査の申し出について<議会改革調査特別委員会>

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程の宣告

日程第3 議案第3号 平成26年度南部町一般会計補正予算(第7号)

日程第4 議案第4号 平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

日程第5 議案第5号 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第6 議案第6号 平成26年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第1号)

日程第7 議案第7号 平成26年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

日程第8 議案第8号 平成26年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)

日程第9 議案第9号 平成26年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第10 議案第10号 平成26年度南部町水道事業会計補正予算(第3号)

日程第11 議案第11号 平成26年度南部町病院事業会計補正予算(第4号)

日程第12 議案第12号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第13 議案第13号 南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第14 議案第14号 南部町児童厚生施設条例の制定について

日程第15 議案第15号 南部町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について

日程第16 議案第16号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第17 議案第17号 町長の給与の特例に関する条例の制定について

日程第18 議案第18号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第19 議案第19号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第20 議案第20号 南部町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

日程第21 議案第21号 南部町特別会計条例の一部改正について

- 日程第22 議案第22号 南部町児童福祉手当支給条例の一部改正について
- 日程第23 議案第23号 南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第24号 南部町保育所条例の一部改正について
- 日程第25 議案第25号 南部町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 日程第26 議案第26号 平成27年度南部町一般会計予算
- 日程第27 議案第27号 平成27年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第28 議案第28号 平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議案第29号 平成27年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第30 議案第30号 平成27年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第31 議案第31号 平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第32 議案第32号 平成27年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第33 議案第33号 平成27年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第34 議案第34号 平成27年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第35 議案第35号 平成27年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算
- 日程第36 議案第36号 平成27年度南部町水道事業会計予算
- 日程第37 議案第37号 平成27年度南部町病院事業会計予算
- 日程第38 議案第38号 平成27年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第39 議案第39号 南部町まちづくり計画の変更について
- 日程第40 陳情第1号 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回を政府に求める陳情
- 日程第41 請願第2号 「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める請願
- 日程第42 陳情第3号 原発再稼働に反対し、再生可能な自然エネルギーの導入・普及を進める
意見書の提出を求める陳情書

(追加議案)

- 日程第43 議案第40号 南部町課設置条例の一部改正について
- 日程第44 発議案第1号 南部町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第45 発議案第2号 南部町議会会議規則の一部改正について
- 日程第46 発議案第3号 TPP交渉についての意見書
- 日程第47 議長発議第4号 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>
- 日程第48 議長発議第5号 閉会中の継続調査の申し出について<広報調査特別委員会>
- 日程第49 議長発議第6号 閉会中の継続調査の申し出について<議会改革調査特別委員会>

出席議員（14名）

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 青砥日出夫君
9番 細田元教君	10番 石上良夫君
11番 井田章雄君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 秦伊知郎君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	唯清視君	書記	岩田典弘君
		書記	前田憲昭君
		書記	石賀志保君
		書記	小林公葉君
		書記	中上和也君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂本昭文君	副町長	陶山清孝君
教育長	永江多輝夫君	病院事業管理者	吉原賢郎君
総務課長	加藤晃君	行財政改革推進室長	三輪祐子君
企画政策課長	上川元張君	防災監	種茂美君
税務課長	岡田厚美君	町民生活課長	山根修子君
教育次長	板持照明君	総務・学校教育課長	福田範史君
病院事務部長	中前三紀夫君	健康福祉課長	畠稔明君
福祉事務所長	頼田光正君	建設課長	芝田卓巳君
上下水道課長	仲田磨理子君	産業課長	頼田泰史君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

12 番、亀尾共三君、13 番、真壁容子君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 議案第 3 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3、議案第 3 号、平成 26 年度南部町一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長の井田でございます。議案第 3 号、平成 26 年度南部町一般会計補正予算（第 7 号）。

内容ですが、5,550 万 5,000 円を減額補正するもので、主なものは後期高齢者医療給付費負担金、水道統合事業、しっかり守る農林基盤整備事業などです。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、マイナンバー導入を踏まえての予算計上、このことは国民の合意がなされていないことと、問題を解決せずに進めることである。

賛成意見でございますが、事業実績に基づいたものなので賛成。マイナンバーの件は、便利にもなる。セキュリティーのことは今後されることになってるので問題はないと思う。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まずは、委員長報告に反対者の発言を許します。

5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） 議案第 3 号、26 年度一般会計補正予算に反対の立場で討論いたします。

委員会では 2 点指摘しましたがけれども、今回私は特にこの中で、補正予算の中で県議会議員選挙、県知事選挙、衆議院選挙、それぞれ補正予算が上がっておりますが、この選挙につきましては、この議会におきましてもたびたび会見地域での期日前投票を実施することを求めてまいりました。そのことが私も何回か取り上げましたがけれども、私以外にも会見地域の議員から繰り返し求められてまいりました。合併前には当然行っていた期日前投票を何度も要求しておりますけれども、執行部はこれに対して予算をつけておりません。こういう問題、今、合併以後、各自自治体でも投票率の低下が指摘されています。投票機会をふやしていくことこそ求められていると考えます。そういう立場から、この期日前投票に関する予算をつけていないことを指摘しまして反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4 番、板井隆君。

○議員（4 番 板井 隆君） 4 番、板井隆です。私は、この議案第 3 号、平成 26 年度南部町一般会計補正予算について、賛成の立場で討論いたします。

この補正予算は、先ほど井田委員長のほうから報告もありましたとおり、決算に伴うある程度確定した金額を補正するというのがほとんどの予算でありました。先ほど反対の討論にありました選挙事務経費の補正予算は、確かに 2 カ所目の期日前投票設置の予算は組まれていませんでした。これは昨年の前回の 12 月の議会で、米澤議員からもこの件につきましては一般質問がありました。そのときの選挙管理委員会からの見解を少し述べておきたいと思います。

これは経費の問題、場所の問題、人間の問題、安全の問題などの困難があるとし、中でも場所の問題として天萬庁舎内での 4 月に行われる県知事・県議会選挙のように、16 日間もの長期間にわたり期日前投票所としての占用、確保となると、行政事務及び公民館活動にも支障を来すことや人的体制にも困難な状況になることから、現状での御理解をいただきたいという答弁がありました。このたびの補正予算で計上されないのはいたし方がないことではないかなと考えており

ます。共産党議員団は、自分たちの主義主張が通らないとそれが全てかのように反対をされますが、その考え、言動にも理解に苦しむところです。よって、この議案第3号については賛成の立場としての討論といたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに反対者の発言ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの板井議員の討論の中で、議長、共産党議員団が自分たちの主義主張してということ撤回求めたいと思います。この期日前投票は共産党の議員だけじゃないですよ。その撤回求めます。

○議長（秦 伊知郎君） 発言の撤回の要請がありました。（「事実じゃないでしょ、それは。事実じゃないからね」と呼ぶ者あり）若干、不適切な発言だと思いますので……（「不適切かなと……」と呼ぶ者あり）板井議員、発言の訂正を求めます。（「自分から目線だ」と呼ぶ者あり）

○議員（4番 板井 隆君） 先ほど私が言いました最後に共産党議員団の主義主張が通らないというところについて、撤回をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 板井隆議員から発言の撤回がありました。よろしく願いいたします。ほかに賛成者の御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第3号、平成26年度南部町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

賛成、反対の御意見がございました。起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第4号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、議案第4号、平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第4号、平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

内容は、5,921万9,000円を減額補正するもので、主なものは一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費などです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第4号、平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告どおり可決されました。

日程第5 議案第5号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、議案第5号、平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第5号、平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

内容は、362万2,000円を減額補正するもので、主なものは保険料減額の見込みによる負担金の減額などです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第5号、平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告どおり可決されました。

日程第6 議案第6号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、議案第6号、平成26年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第6号、平成26年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）。

内容は、101万5,000円を減額するもので、主なものは償還金など。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第6号、平成26年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告どおり可決されました。

日程第7 議案第7号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第7、議案第7号、平成26年度南部町農業集落排水事業特別会計

補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第7号、平成26年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

内容は、236万6,000円を補正するもので、維持管理費の減など。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第7号、平成26年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告どおり可決されました。

日程第8 議案第8号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第8、議案第8号、平成26年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第8号、平成26年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）。

内容は、507万7,000円減額するもので、主なものは浄化槽設置事業の減など。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 8 号、平成 26 年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告どおり可決されました。

日程第 9 議案第 9 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 9、議案第 9 号、平成 26 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第 9 号、平成 26 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）。

内容は、72 万 6,000 円を追加補正するもので、主なものは維持管理の増加など。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 9 号、平成 26 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告どおり可決されました。

日程第 10 議案第 10 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 10、議案第 10 号、平成 26 年度南部町水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第 10 号、平成 26 年度南部町水道事業会計補正予算（第 3 号）。

内容は、水道統合事業の年割額を変更するもの。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 10 号、平成 26 年度南部町水道事業会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告どおり可決されました。

日程第 11 議案第 11 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 11、議案第 11 号、平成 26 年度南部町病院事業会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第 11 号、平成 26 年度南部町病院事業会計補正予算（第 4 号）。

内容は、補助金の確定に伴う補正。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第11号、平成26年度南部町病院事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告どおり可決されました。

日程第12 議案第12号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第12、議案第12号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第12号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

内容は、教育委員長職の廃止、教育長の位置づけの変更に伴う関係条例を整備するものであります。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、もとの法律が大問題。国の教育行政への介入の懸念がある。教育の自主性の尊重は民主主義の出発点。

賛成意見でございますが、教育行政への介入を心配するが、そこは目を光らせて法律に沿って教育行政には介入しないように見ていかないといけないと思う。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた

しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第12号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、これは委員長報告でもありましたように、教育の自立性、独立性を担保するということから見て問題が多い法律であります。委員会の採決の際にも委員長報告がありましたように、教育の自立性を損なう懸念があるということについては、委員会のこの議案の賛成意見でも懸念を表明されました。

問題なのは、町長が教育長を任命すること、それから教育委員会の合議体である教育委員会の委員長を廃止すること、そういうこと。それから、国が教育委員会に対していろいろと指導という形でやっていく問題に対して国の教育に対する介入が懸念されておまして、これは全国の教育長の方々も多くの方々がこのもとの法律について懸念を表明されておられます。そういうところからいまして、この法律そのものが大きな問題を持ったものでありまして、それに伴う改正でありますので、これは大いに問題があることを指摘いたしまして反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 1番、白川です。この案件は、今、全国的にさまざまな学校現場での課題というのが浮上しているわけですが、この改正された法律は教育基本法をベースに地域の実情に合った教育の振興、教育水準の維持向上を目標に持っております。改正の目的は、地方教育行政の責任を明確にするものであり、自治体首長と教育行政の連携をさらに強化する。そして、あってはならない事件が発生した際に迅速に対応するためのものですので、これは可決すべきと考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第12号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

賛成、反対御意見がございました。起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 1 3 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 3、議案第 1 3 号、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第 1 3 号、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

内容は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、児童福祉法が改正され、市町村が放課後児童健全育成事業の設備と運営の基準について定める必要があるため、条例を制定するものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 1 3 号、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 1 4 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 4、議案第 1 4 号、南部町児童厚生施設条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第14号、南部町児童厚生施設条例の制定について。

内容は、西伯地区への児童館新設に伴い、会見地区にある宮前児童館と共通した条例を制定するものであります。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

それから、反対意見でございますが、位置については議論をしていくことが当然。住民の声を聞かずにされることは承服できない。時期尚早にて今、決めることでもない。

賛成意見でございますが、不安等の問題があるが、ことしの秋、冬までに住民の意見を十分反映できるように意見を付しまして賛成します。意見を出し合ってもらって有効な施設になるように勉強しながらという前向きな意見で賛成します。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 議案第14号、南部町児童厚生施設条例の制定について、反対の立場から意見を申し述べます。

このことは場所を変えて改築に伴い、現存のすみれ保育園、これを児童館にして館長を置く。そして、2つ目には、利用者の範囲は18歳までとする。また、3つ目として、町の説明では今現在プラザで行っておりますひまわり学級の場所もここに移そう、このようなことが説明受けました。しかし、特にこのひまわり学級の移設、場所移転については現在、保護者初め、そして指導員も事前の説明を受けておらず押しつける、このことに対して保護者の方は非常に危惧を抱かれております。

私もこの年になってですが、子供が成人して今、家庭を持っておりますが、しかし、孫はもちろんですけども、特に自分の子供に対しては安全に生涯終えてほしい、そういう思いは持ち続けるとるものであります。まして、まだ小さい子供に対しては本当に安心して過ごせる、そういう育ててほしい、そういう思いは非常に強く持っておられると思います。

そのことから保護者の方は今、議会中ではありますが、その中でも陳情書が提出されました。し

かし、残念ながら議会のルールによって議会運営委員会持たれるまでに出されたものは受け付けるが、それ以降のものについては後に回す、このようなことが決められております。しかし、私は非常に重要なことであり、今すぐにでも取り上げるべきだと思いますが、そのような中で大変に危惧されております。そしてまた、今このことの移転に対しての物申す、そのことの署名にも取り組まれております。

私は、十分合意の上でやるべきであって、結論が出るまでは現在のプラザ西伯でのひまわり学級を続けること、そしてまた、現在あります法勝寺のすみれ保育園、ここについては後ろが、法勝寺川が背に受けております。そういうことから、災害とかそういうことに対しても逃げる、避難する通路なんかで非常に危惧されており、そもそも最初の説明では場所移転については安全地域に変えるんだということも説明の一つでした。そのような場所に児童館を持って行って本当にいいのか、そのことについても非常に私は大きな危惧を持っており、本当にこのことを結論が出るまで急ぐ必要はない、このことを申し上げて反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 7番、杉谷です。私は、この議案第14号、南部町児童厚生施設条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

この条例につきましては、ひまわり学級のことが問われておりません。児童館設置というようなことが議論されるべきではないかと思えます。この児童館といいますのは、子供たちに遊びを保障します。遊びは、子供の人格発達を促す上で欠かすことのできない要素であり、遊びの持つ教育効果はほかでは補うことができないと言われております。子供たちは遊びを通して考え、決断し、行動し、責任を持つという自主性、社会性、創造性を身につけます。換言すれば、教育の中で最も注目されている自立の要素が遊びの要素の中に含まれているということです。

南部町の教育が目指す姿には、自立した子供の育成があります。そして、生きる力ではなく、もう一歩強く生き抜く力が求められています。危機管理教育につきましては、日々の生活の中でしっかりとこれは全てのところで状況判断ができるような、そのような子供に育てていただきたいし、またそのような子供に育てなければ、この災害日本ではなかなか暮らしていけることではないと思えます。

過去にこの児童館設置についての問題がありました。10年前のことになるでしょうか、そのときは立ち消えになってしまいました。私は、ぜひ児童館というものを望んでおります。そのようなことを申し上げまして、この議案第14号に対しましては賛成の立場で討論させていただきます。

ました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の南部町児童厚生施設条例に反対いたします。

この条例は、先ほど杉谷議員が言われたように児童館を設置するという条例で、特に今まであった宮前児童館に法勝寺児童館を設置すると言って住所を明記している条例です。特に第2条です、ね、そうなんです。ここでは学童保育は問題になっていない。確かにこの条例読んだら全然学童保育のこと書かれていないんですよ。

ところが、皆さんも杉谷議員も御存じだと思うんですけども、3月10日何日でしたっけ、始まった委員会の中で出された資料がどう書いてあるかということ、3月議会委員会資料、児童館関係、法勝寺公民館（ひまわり学級併設整備）と書いてあるんですよ。それで、もちろん議員も御存じのように、当初予算のこの分厚い中には児童館に学童を併設するための児童館の改修計画が出ていますよね。そこにも全然ひまわり学級をつくるとは書いていないんですよ。やり方が非常にこそくですよ。

ところが、議会とすれば課長をお呼びして副町長まで上げて、このひまわり学級の併設問題を論議したにもかかわらず、この条例に賛成する議員がひまわり学級の問題一言も触れていなくて、児童館問題を論議すべきだという点について非常に違和感を感じるわけですよ。そういう意味では、次、私の討論以外に賛成討論立つ方もいらっしゃると思うんですけども、もしそうであればこの問題は、児童館設置条例は少なくともここに幾ら書かれていなくても、住所を法勝寺にすることによって併設問題が上がってきてるわけですよ。そのことに正面からどう論議して自分はどう考えたかということをごぜひお聞きしたいと思いますので、お願いいたしますね。

それで、私は、まず1つ目に児童館の問題でいえば、本当に南部町が、児童館が開設で放課後の子供たちのために必要だというのであれば、すみれ保育園が老朽化して引っ越しするすみれ保育園があいてから論議するのではなく、なぜ今までに10年前からあったというんですけども、そのことを論議して放課後の子供プランを今、国でもつくろうとおくればせながら言ってるときにそれもつもらないで、児童館があいたからそこに設置して、それで次にも出てきます児童館長を非常勤で据えていく、これが本当に住民が望んでいる十分な児童館の建設だと言えるでしょうか。建物見てもわかると思うんですよ。まず、そこから見ても児童館問題は問わなければいけないと思ってるんですよ。

ところが、今、議会に期待されているのは、この児童館に併設しようとしているひまわり学級を移設することをどうするかという論議をしなければ、住民の期待に応えられないんですよ。なぜかという、1点目には、町子ども・子育て会議の中でもすみれ保育園跡に児童館をつくることについては、児童館必要だということでもいいとしても、そこにひまわり学級を併設することについては合意を得ていないことは、副町長も委員会で認めてきています。

2つ目には、保護者の説明会が議会開会中の18日にあったと聞いています。課長が上がってきたら、そこでは反対の声があったことを紹介していました。賛成の声出なかった。これは議員の皆さんも住民等から聞いてると思うんですよ。

3つ目には、先ほど亀尾議員も紹介しましたように、20日付で議会に陳情が出ています。この中には登級経路、子供たちがひまわり学級に通っていく道について不安があるという問題、不審者等での不安の問題、もう一つには、児童館と学童の区別等をどうするのかという不安の問題ですね。このことを指摘して陳情が上がっていることも皆さんに配られているのではないですか。同時に、委員会は何もしなかったわけでありませぬよね。審査の中で明らかになったことは、これまで保護者会にプラザ西伯でどうしていけないかという声に対して、プラザ西伯ではいろんな補助金等が使えないというような説明をなされたというふうに私は聞いてるんですけども、そのことも委員会では明白に課長が否定されました。ということは、もし保護者やほかの方が望むのであれば、プラザ西伯を学童保育の場所として改修することに使っていく補助金は何ら問題がないということです。そのことも明らかになってきたのではないのでしょうか。

それと、同時にこの中では児童館をつくって学童保育を館長のもとに統括していくというようなこと言いましたが、もしこのようなこと本当になさるのであればプランが必要だと思いますし、例えば会見側では隣保館と学童クラブは別々に運営されています。整合性が全然とれないことを言っていて、私はこれは併設する理由にはならないと考えています。まして、1回でも行かれたらわかると思いますが、あの保育所の全体が水害問題では関係ないとおっしゃいましたが、老朽化というところで引っ越しするということなんですけども、あの場所が本当に18歳までの児童たちが来て、児童ですよ、18歳までは児童館対象ですからね。その人たちが来て、そこで伸び伸びと活動できる施設になっているのかということですね、たとえ改修しても。そのこともぜひお考えいただきたいと思うんですよ。

そういう意味でいえば、この条例の中にはひまわり学級のこと一言も書いていないと言いますが、議員の皆さん全員と執行部と副町長も寄って、問題はひまわり学級の併設どうするかという話だったんです。そのことについては、賛成討論の中では保護者の声を聞くといいましたが、秋

までに聞くと言いましたが、これが通ってしまえば今のままであれば、もう4月から県と交渉して動くわけですよ。少なくとも住民の皆さんの陳情も上がってきています。議員の皆さん、今、この条例に賛成の議員も含めて、この結果については住民の声を聞きながら慎重に対応すべきだということなので、ぜひ声を上げていただきたいと思います。そういう意味で、この施設設置条例には反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 議案第14号、賛成の立場で討論したいと思います。

どうも今、反対討論者の御意見聞きましたけど、14号についてはどうも賛成であると、そういう私は認識を持ちました。（「してるから反対だと言ってるんです」と呼ぶ者あり）ただ、まだ議案にもこれに実際ありません学童保育については反対だと、そういう点を主張しておられるという感じがしました。

まず、子供たちの安全性について議論がありました。通園、また河川の近くで非常に危ないと、そうでしょうか。南部町の施設で100%子供から高齢者までが安全で住める公共施設がありますか。私は、多分ないと思います。せんだっての台風のときに、私は会見地区の特に宮前からトレセン、会見庁舎の辺までをうちの区長と一緒にパトロールしました。上流のほうにため池等がありますし、また山の非常に狭まったところで普段でも水が流れている。あのときは大変大きな水が流れておりまして、確かに危険を感じました。私は、それに比較したら今の廃園となるすみれ保育園、私は環境もいいし、非常に安全だろうと、そういう認識を持ちました。どこまでゼロを求めるのか、どこまで安全性、100%がいいのにこしたことはありません。

しかし、今、このたびの議会から問題となっておりますネウボラ、地域で行政も教育委員会、町民生活課、健康福祉課、また議会も、いろいろ皆さんが協力して子供たち育てていく。また、お父さんやお母さんにもその輪に入って御理解をいただいて子育てを進めていくというネウボラ構想が初めて出てきました。

児童館の18歳のことでいろいろ御指摘もありました。いいんじゃないですか、大きい子が来ても。例えば宮前の児童館では私たちも時には子供と一緒に遊びます。春休みや夏休みに子供たちにグラウンドゴルフを教えて、隣保館の館長さんや児童館の厚生委員さん方と一緒に遊んで子供たちも喜んでいきます。そして、自由来館です。どなたでも児童館には来園できます。ぜひとも以前から御希望のありました西伯地区の児童館、これを議員皆さんの御意見でぜひともこの議案を可決して、とりあえず児童館をつくっていただく。学童保育の問題は町長や担当課が、また保

護者の皆さんの御意見をじっくり酌んでいく。

しかしながら、安全性等についてはやっぱり行政側も言うべきことは言っていた。私は、100%安全な場所はないと思います。できるだけ求めていくのは当然ですけど、いかに子供たちが元気で遊んで、地域の保護者たちがこれから一緒に施設に来ていただいて地域の輪を広げていく、そういうことも大きな目標だろうと思います。

館長が現宮前児童館と、この条例にあります西伯の児童館との兼任になります。私も議会の質疑で報酬について一部、職責に応じたものを出す手はないかという指摘もしましたが、応募者がなかなか難しいじゃないかというやな答弁もありました。まだ人選中だと思いますが、100%何にしても完璧はございません。

ある程度進みながらやっていくことも大事だろうし、まず第一に西伯地区に児童館を設置する。これが町民の公平性、これを保つときに一番大事だろうと思います。ぜひとも議案第14号、議員の皆さんに御賛同いただいて、ぜひともスムーズに児童館設置できますよう希望して賛成討論とします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案14号に反対の立場で討論いたします。（「14号」「14号、今んところ頑張れ」と呼ぶ者あり）

先ほどから児童館を設置ということで賛成者は討論されておりますけれども、これは審議の過程でひまわり学級をプラザ西伯から今のすみれ保育園の場所に併設するということがはっきりしたわけです。それで、今後の予算が仮に通るとしますと、スケジュールというものが決まっております。4月に設計を完了し、6月に補助の内示があり、7月に着工し、11月に工事完了という予定も執行部から出されておまして、その施設整備の交付金の中には児童クラブ設置加算金250万円、これを前提に予算を組んでいるんです。これはもうはっきりしてるんですね、設計のあらかたの図面も提示されました。こういうことをはっきりしているのに、この議案が児童館を設置することだけが大切なことだというふうに言っておられるのは、賛成者の討論としては非常に不誠実な中身だと思います。（発言する者あり）

私は、学童クラブの保護者の皆さんが出されている心配ですね、今、やっておられるプラザ西伯でなぜできないのかと。わざわざ問題のある今のすみれ保育園になぜ移動させないけんかということをして全く説明もせずに計画をつくってこれを押しつけてくるというのは、本当にひどいやり

方だと思いますね。

それで、これは過去にも同じ例があるんですよ。保育園の芝生を植えるという事業がありました。それを保護者の協力を得て管理するというのが予算を通した後に説明されて、そのことが保護者会の中で問題になった経過があるんですよ。町民生活課はいろんな事業を進めるときに事前に説明なしにこんなやり方というのはひど過ぎるということで、二度とこういうことがないようにということをかたく、きつく保護者会から指摘されている経過があるんですよ。それをまたぞろ今回こういう説明もなしに事後、3月10日でしたか、学童クラブの保護者に案内をして予算を出した後ですよ。こういうことをごり押ししようとしているということは、本当にひどい話で、町の進める施策というのは住民の要求にのっとって進めるべきことなんですよ。それを町が勝手に独断専行してやっていくようなこういうやり方というのは、今の少子高齢化で住民の皆さんに協力を得て、よいまちづくりをしていこうとしている、こういう基本路線から考えて大問題ですよ、大問題ですよ。これは幾ら言っても言い過ぎるようなことはありません。こういう姿勢をとっている限り、本当に私は町のまちづくりに大きな禍根を残すと思いますよ。ぜひ議員の皆さんはこういう横暴なやり方に対してははっきりと意思表示をするべきです。私は、そのことを強く言いまして反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 賛成ですね。（発言する者あり）

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 議案14号、この件に対して賛成の立場から討論させていただきます。

る言われましたけど、この14号はまず児童館を建てるという条例でございまして、委員会の説明の中に放課後児童クラブもそこで一緒にやりたいという説明は確かにありましたが、この14号は児童館を建てるという条例なんです。これも12月議会のこれは石上議員の一般質問の中で、旧西伯も児童館が必要じゃないかという一般質問された中で、町長はすみれ保育園があそこに新築されましてあそこがあくと、その有効利用で児童館をつくりたいという答弁をされたのは皆さんも御存じだと思います。ああいう子供が保育園で昔からあそこになじんだ、私が保育園に入るころの一番最初にできた保育園です、すみれ保育園は。それが老朽化になって新しくなる。そこに今度は改修して児童館を建てるというのは、私も子供のころから行きたくて行った、保育園に行きたくてできなかったそれが児童館をそこにつくっていただけるということは、一番私は理にかなってるし、町民の声もそこは了だと私は思っております。これで旧会見、旧西伯とも児童館ができた。児童館というのは18歳までできますが、そこでみんなで一緒になって遊ぶ、

みんなでもた勉強もし合いっこすると思います。少子高齢化の中で、特に法勝寺地域の高齢化の中で、また小学校、まだ18歳まで児童があっこの中で一緒になって笑い声が聞こえたり遊んで、また地域の住民も一緒になって巻き込んでやる、いい関係じゃないかと私は思います。

委員会の中の質疑の中でいろんな懸念がありました。そこで学童保育するのはどうかということとでございます。学童保育は、あれを改修して運用するならば恐らく年が明けたころになるうと思います。そこにもう一度十分議論をする余地もあります。（発言する者あり）子ども・子育ての中で疑問があると言われたら、そこでいろいろまた議論をすればいいじゃないでしょうか。どうしてもプラザ西伯のほうがいいなれば、プラザ西伯に誰かがそこで児童館を運営すればいいじゃないかと私は思います。この前例が東西町に放課後児童クラブができました。私たちの地域で子供たちをみんなで守ろうやということで、町に申請して東西町に児童クラブつくっていただきました。ならば、それと同じ手法でそこにもできる可能性は私はあろうと思います。だけど、それも一つの手法だと思いますが、全体的に見て子供が小学校1年生から中学生まで一緒になってあそこでできるという施設は、私は必要だと思います。

安全面が問題だということ私のもとに保護者会長さんが来られて言われました。びっくりいたしました。確かに国道を渡るにもいろいろあろうと思いますが、今の西伯小学校、通学は下は上阿賀の辺、北方、あの周りは歩いてきておりますよ、みんな。その国道を渡るのもきちっとルールに乗ってみんな歩いてきてます。私の生まれたところ、東部地域もみんな歩いて小学校来るんです。それがその国道渡るのは危ない、それちょっとおかしいんじゃないかと。そんなのを勉強させるのも児童館だと私は思いますよ。なぜそれができないだろうかと思議であります。法勝寺地域、不審者が来て気をつけな危ないじゃないか、法勝寺地域が危ない地域なんですか。冗談じゃないですよ、コミュニティースクールとかみんなで助け合って守ってんじゃないですか。我が東西町もそういう時期になればみんなで見守り、ちゃんとしてますよ。子供を危ない目にさせるような保護者はいません。またそういう行政でもないと思います。（「行政だから言ってるのよ」と呼ぶ者あり）それだから、行政もきちっと保護者と連絡をとりながら、ことしいっぱいかけてでもきちっとしたことをしていただき、また保護者が安心できるような対応もお願いしたいことは事実であります。私はそういう危ないとか云々だない、ああいうことを法勝寺地域、そこ歩くな、危ないといったら、あっこの法勝寺地域が本当危ない地域かと勘違いされますよ。みんなで助け合って子供を育成しようじゃないかということを申し上げて賛成討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第14号、南部町児童厚生施設条例の制定についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございました。起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第15 議案第15号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第15、議案第15号、南部町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第15号、南部町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について。

内容は、教育長が常勤の一般職から常勤の特別職に変更になるため、現行の条例を改正するものであります。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、一般職は引き下げ、経済状況は好転していない。引き上げの理由は成り立たない。

賛成意見でございますが、西部の審議会で結論が出され、個々だけで反対とはならないと思う。一般職が下がっていると言われたが、現給保障もある。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第15号、南部町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

まず、一般職から特別職に変わられるというのは、先ほどの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴うものであると思いますけれども、これはもう一つ、給与を現行の5万8千8百

500円を60万7,500円に引き上げるという内容にもなっております。それで、これはこの後の議案にも出てまいります、特別職の報酬等の改定につきまして西部町村会が諮問を特別職報酬等審議会に出しております、この諮問をする理由につきましては、1つは、一般職の職員給与との均衡が1点です。それから、2点目は、現在の経済情勢を踏まえて特別職報酬等は妥当かどうかと、この2つの理由について諮問をするように求めているものでありますが、一般職との職員給与との均衡ということでは、今回人事院勧告で全体としては引き上げなんですけども、南部町においては引き下げの議案がこの後出てまいります、そういう内容になっております。一般職は引き下げでございます。

そして、現在の経済情勢、これがどうかということですけども、先ほどの人事院勧告が言っておりますように、南部町の官民格差、これを反映しているわけですから一般職が引き下げということであれば、人事院もこの職員給与を引き下げようような経済情勢だというふうな認識であるわけだと思います。この2点を勧案しますと、報酬等を引き上げるといふようなことはどこからどう考えてみましても妥当性がないということをおっしゃるを得ないわけですし、この議案の提案自体が理由を失っているということをおっしゃなければなりません。したがって、この議案は否決すべき議案であるということをおっしゃって反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 1番、白川です。この案件は、特例により減額したものをもとに戻そうということですけども、基本的に次の16号にも係ってくるんですけども、ある基準があって定めている給与というものがああります。それが高いか安いという議論はまた別議論であるというふうに考えております。実は、私たち議員も3.11の震災に鑑みて昨年、その前に議員報酬を下げしております。そして、昨年の秋に報酬を戻しております。もとに私たちも戻しております。私たちは戻してほかの方はだめだという議論にはならないと思いますね。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この議案は、中身は植田議員言われたんですけど、特に特別職にすることと、いわゆる教育長の報酬引き上げという内容です。内容は、58万5,000円を60万7,500円にする、3.8%の引き上げになるということですね。どういうことになるかということ、今、教育長は10%現行から引き下げて、現在は52万6,500円の給与になるわけですね。その10%を戻すという条例ではなくて、もとの58万5,000円を60万7,

500円に引き上げるという内容なんですよ。だから、もとに戻すのではなくて、10%をもとに戻してだけじゃなくて、もとを上げるという条例が出てきているわけなんですよ。今、教育長が10%減して現行52万6,500円から60万7,500円上がるということは、1カ月で8万1,000円の給与引き上げになるわけですよ。これが住民が納得するかどうかですよ。

これが審査されて、私たちも報酬審議会の内容見せてくださいよと言ったら、報酬審議会の内容は西部の町村審議会が町長と議員しか書いてないわけですよ。ああそうか、町長と議員書いて、そしたら、あと副町長とか教育長とか病院の管理者どないして決めるのかなと思って、町村にはない、うちの町には南部町の特別職報酬審議会があるんだといって会開いてるわけですよ、1回ですよ。その議事録に出てきました。その中には何が言われてるかということ、町長の報酬は妥当かどうかではなくて、どうしたら議会が通るかというようなことしか論議できてないわけですよ。それで、副町長、教育長、病院管理者って一言もないわけですよ。ということは、少なくとも議会に出てる資料から見たら、教育長の報酬引き上げることの妥当性をどこで論議するかというようなものがないわけなんですよ。そういう事態なんですよ。この内容で納得できるかということとは納得できない。

詳しいことは次の16号で言おうと思いますが、一番言わないといけないのは、今すべきことは公務に携わっている3分の1の方々が非正規雇用なんですよ、200万そこそこの。ブラック企業とか若い人のワーキングプアなくそうというのであれば、そこを是正する方向に進むべきではないだろうかと。まして今、議場の前に座っていらっしゃる管理職のトップの方々は、後ろに座ってる課長の多くが今回減給になるわけですよ。給料が減って3年間の減給がもとに戻っても給料が下がっちゃうんですよ。そのような中で、私は、こういうことを提出するというのは本来考えるべきではないかということ指摘して次の討論でも言います。反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

賛成ですね。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井です。私は、この議案第15号について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

これは先ほど12号で採択されました教育長の身分ですね、教育委員会の委員の1人で一般の身分を有する方であったわけですが、新教育長は特別職の身分のみを有するということになってるわけです。ただ、現教育長がおられる間は現行のままでいって、その後が変わっていくということなんですよ。先ほど反対の討論にもありましたように、給与については4月1日から変えて

いくということで、これは次の16号でも出てくるわけなんですけれど、その点については西部町村会からの諮問、そして審議会からの答申、それを含めた町にあります審議会での答申を踏まえて出てきております。

一番は、今まで過去12年間、要は、合併する前から町長、そして役職の方々の給料は全く据え置きになって変わっていない。次のところでもこれ同じこと言わなくちゃいけないんですが、そこに大きな今回変える必要性も出てきたんだということで、答申があったというふうに思っております。職員はそれぞれ毎年、今回も出てますが、人事院勧告によって一般のところと調整をとった金額が示されるわけなんですけど、そういったことも関係なく、今まで12年間、全くそういったこともなされていなかった部分が今回出てきたと、12年ぶりの改定であります。やはりその間、経済はどんどん変わってきております。落ち込んだり、また最近では景気もよくなってきている。そういった状況の中でやっていかななくちゃいけない。また、地方創生というこれから地方を引っ張っていってもらわなくちゃいけない重要な方々の給与、やはりそこにはちゃんとした保障をし、そして先頭に立ってやっていってもらおう、それが一番大切なんじゃないかなというふうに思い、この議案第15号については賛成の立場での討論といたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第15号、南部町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

賛成、反対の御意見がございました。起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第16 議案第16号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第16、議案第16号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第

16号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

内容は、特別職の給与月額及び期末手当の支給割合を改正し、あわせて条例に教育長を加えるものであります。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、今の県、南部町の経済状況を考えていただきたい。農業者にしても米価の下落、霜害、所得が下がっている。その中で特別職の給与の話があるか。職員の給与が上がっていない、おかしいと思う。今は報酬を上げる段階ではない。

賛成意見でございますが、西部地区の給与の審議会で上げる答申がなされ、独自の審議会にかけた結果、了とすること。審議会答申は重いものがあると思う。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 3番、米澤でございます。私は、議案第16号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、反対をいたします。

町長、副町長、教育長、病院事業管理者の特別職につきましては、その職責の重さにより相応の給料が支給されなければならないことは誰もが認めるところではありますが、しかしながら、今回の条例改正案には反対をしたいと思います。

反対の理由であります。ことしの春は都会の大手企業では春闘によるベースアップの報道が大々的になされております。しかしながら、県内、そして南部町では、大多数の町民の皆さんにはまだまだ賃金引き上げの状態には不透明なものがございまして。年金も上がりません。農家においても米価の下落、霜害、これは霜の害でございますが、霜害によりさらに所得が減少している状態でございます。さらに追い打ちをかけるように円安の進行により物価が上昇し、町民の皆さんの生活は非常に苦しいものとなっております。

また、役場職員の基本給も3年間の現給保障がございましてけれども、この議会に基本給の引き下げの条例が上程されているところでございまして。このような中で、なぜ町長、副町長、教育長、病院事業管理者の給料の引き上げの条例が提案されるのでしょうか。私は、非常に不思議に思います。住民の感情からいっても非常にこれは問題があると思います。

この条例が提案された理由でございますが、西部地区の特別職報酬等審議会で引き上げの答申

が出され、これに従って南部町の特別職報酬等審議会も同様の答申を行ったということでございます。私は、答申を出した西部地区、それから南部町の特別職報酬等審議会委員の皆さんの現状認識の甘さを指摘せざるを得ません。

先ほど前の議案で賛成討論された方が西部地区の特別職等報酬審議会で、いわゆる西部地区の特別職は10年以上給料が上がってないということで賛成の理由にされましたけれども、特別職だけでなく町民の賃金も上がっておりません。（「そうだ」と呼ぶ者あり）それから、役場の職員も私が課長時代から今、下がってるような状態でございます。そのようなことで、この10数年っちゅうのは、これは全く賛成討論に値しないというふうに私は考えております。確かに南部町の特別職の皆さんは、現在特例により給与を減額して、町長、副町長の給料月額は県下でも下から2番目の低さでございます。非常に気の毒だとは思いますが。

したがいまして、上程されましたこの条例については、附則で給料引き上げの適用日を先に延ばすということが必要であったと思います。そのかわりに現在の特例による減額を廃止する方向に進んだほうが私はベターであるということをお願いして反対討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井です。私は、この議案第16号については、先ほど15号でも申し上げたとおりですが、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど言った中で、審議会の答申があったということは言ったとおりなんですけれど、その答申の内容をもうちょっと詳しく言ってみたくて思いますが、先ほども言いましたが、12年間という長い間給料が据え置かれていた。また、その後、市町村合併が進み、人口減少、そして経済状況の変動で、社会環境は先ほど米澤議員も言われましたように大きく変化はしてきてはおります。

ただ、15号でも言いました経済状況は少しずつですがよくなり、また南部町の財政も落ち着いてきているという現状もあります。その中であって、今は子ども・子育て、地方創生が叫ばれており、今の町長ほか執行部の方々の思案で、環境や住民のサービスは低下するという可能性も指摘されております。また、石破茂地方創生大臣も地域間格差を生じるとも明言もされています。これからはこれまで以上に重大な職責を担う町長初め、特別職の方々の給料改定には議員としても、また一町民としても賛成をして、そしてこの一部改正については賛成をしなければならないというふうに思いますし、また先ほども話がありましたこの12年間の間、給料が上がっていない中でもあって町長ほかそれぞれの執行部の皆さんは10%の給与カット、また震災以降、4年

間ですが、町長については20%の給与カットを今まで続けてこられました。そういったことも申し添えて、以上をもって賛成の討論といたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

委員長報告に反対者の発言を許します。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 2番、三鴨です。委員会の中でも話された反対理由に私も発言した一人として繰り返す気はありませんけれども、やっぱり私が引っかかるのは何で今それが提案されなければならないか、何で今なのというところなんですわ。米澤議員もおっしゃられましたけれども、職員の給料が下がるこの時期に、現給保障3年間というのがありますけれども、これ中身を考えてみますと人勤の給料表が下がって3年間、極端に言えば昇給延伸と同じような形だというふうに思っています。今の給料になるまでは据え置きますよ、一緒ですよということですので、ですから給料下がるわけです。こういった人勤の調査のもととなる民間の給与体系も調査されながら、今の状況は公務員は高いと、民間としてもそんなに高くはないというような状況の中で、何で特別職の給与だけが値上げをする時期なのかと、時期的な問題を私、非常に引っかかっています。

それから、もう1点は、去年の米価、米の価格の問題です。ほとんどの米農家の皆さんは、いまだ経験のしたことのないほど赤字だというふうにおっしゃられます。特に人から、つくられない方から請け負って大規模にやっておられる集落営農を担ってくださってる農家の皆さんとか、単位が100万単位の赤字だということを聞いています。ですので、収入がそれだけ下がっているこの時期に、米農家の皆さんが本当に苦しんでおられるときにこういう、仮に町長ですと今回の提案は9万程度、月額9万アップになるような、こういうものが本当に町民の皆さんに御理解いただけるんだろうかというふうに思っています。

板井議員もおっしゃられましたが、景気が好転してきるとおっしゃられますが、本当に南部町、田舎のほうでそういった景気が好転しているかと言われますと、私はまだまだそういう実感ありませんし、そういう時期ではないというふうに思っています。ですので、答申とかいろいろそれをどうこう言う気はありませんけれども、やっぱりこういった時期にこうしたアップをする提案というのがいかなもんかと、私は承服できかねているというところですので、反対とさせていただきます。（「賛成討論は。あっそう、反対だけね」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 賛成の立場で討論したいと思います。

まず、地方議会、首長ならずしも議員の定数もどんどんどんどん減っています。そして、一部の自営業、農業、また会社経営等の役員さん方が議会に出てくると。この子育て時代が大事なときと言われておりますけど、議員も同じです。若い世代の議員の議会への参画がこれから危ぶまれます。

私は、町長も一緒だろうと思います。まず第一に、町長の職責はお金にはかえられない非常に私は重要なものがあると思います。いいことばかりではありません。このごろは災害による警報発令もしょっちゅうです。そのたびに各執行部、課長さん方にも号令かけて、みずから陣頭指揮に立って住民の皆さんの生命と財産を守るために頑張っておられる。去年の広島のと砂災害事故、どこで災害が発生するかもわかりません。やはり町長にはある程度対価を保障する。私は、今までの減額が非常に低過ぎたという感もあります。町長は今の体制は坂本町長ですが、議会も同じです。いつまでも同じ人が町長や議員として、私は存在することも違和感を考えます。やっぱり選挙は別ですけど、町長の立候補にもどんどん若い人が出ていただく、そのためにはある程度町長の責任に応じた報酬を支払う、当然だろうと。おまけに西部の町村会から答申もされております。南部町の審議会からも答申を受けておられます。本当なら、私はお金のことは言いたくありません。答申どおりスムーズに執行していただきたい思いがありますが、こういう議会の場で反対討論、賛成討論せざるを得ない立場となって残念な気もしますが、南部町をこれからよりよい町に発展、そして災害から住民の皆さんの生命や財産を守っていく。ことしから始まる子育て支援、ネウボラ対策にも力を入れていただく。本当に肩にずっしりくる職責があるかと思います。どうぞ、この議案を通じて皆さんの御理解もいただきながら、町長としての職責を十分に果たしていただきたいことを期待して賛成したいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この議案に反対いたします。

残念なのは、こういうことを論議することになったのではなくて、こういう議案が出てきたことが残念だということではないでしょうか。

この中身の内容は、先ほど言ったように町長、副町長、教育長、病院管理者の報酬引き上げで、町長について言えば、今、現行20%減にしているということですが、旧の79万を81万円に引き上げる、2.5%ですね。現行は20%減で63万2,000円だと。町長は、この後、条

例にも出てきますが、81万に引き上げるんだけど、来年の3月までは1割、10%引き下げますよと。72万9,000円でいくんだというんですけれども、63万2,000円から72万9,000円ということは9万7,000円アップなんですよね、1カ月9万7,000円。このことが先ほど言ったように住民から理解できるかという経済状況考えたら、私は重責があるといってもなかなか理解しにくいし、私自身も納得できないというのが正直なところです。議員というのは町財政全体をどうかということを考えるんですね。今回、人件費は一般職で703万9,000円の増です。そのうち町長、副町長、教育長だけで50%を越す484万8,000円がこの三方の管理職の報酬引き上げ分に充てられているわけです。1年間でいえば、2人の非常勤職員が採用できます。ほかの方々は先ほど言ったようにこれもまた出てくるんですけども、給与を上げるどころか下げることになるわけですよ。

これは委員会でも出たのですが、みずからお手盛りの内容ではないかというのは、報酬審議会に出ておられる方が前副町長の藤友さんです。この中でどういうことを話されてくるかというのと、町長と議員の報酬の引き上げ案を出してきたわけです。重責というのであれば、確かに長のつく方はいろんな責任があると思うのですが、私たち議員としても住民としても、本当に責任を果たすというのであれば住民の前に出てきて説明会等にどうして出てこないのか。委員会の質疑ですね、そこを課長任せにしてどうして三方が出てこないのか。一番大事なところで役目を果たさずに、私は住民から理解もらえないと思うんですよ。保護者への説明会や、水道料金を引き上げる時も副町長出てきましたが、私はそういうとこにこそ町長が行って説明すべきではないでしょうか。そういうことを考えたらこの首長等の報酬については、私は、やはり住民の理解と納得というのが一番だと思います。議員が町長を重責だと言いながらも、みずから議員の報酬引き上げを提案されているわけだ、審議会で。そういうことを考えたら、住民からのお手盛りではないかということにどう答えていくかという点では、議員も襟を正して今後臨まないといけないと思いますが、今回の報酬引き上げには賛成することはできないということです。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

賛成者ですね。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 9番、細田です。議案16号について、私は賛成の立場から討論したいと思います。

今、一々一番、ちょっと私、こたえたのは、元課長が議員さんですが反対討論されたのは、私もちょっと誤算でございましたが、いろんな提案もありました。けども、この議案第16号につ

きましては、西部地区の給料報酬の審議会が11月15日に諮問して、1月15日に答申があったと。給料をもとに戻しなさいということですが、それで他町はもうこのままで、西部地域の審議会が答申されたならば案外そのまま議会にかけられるらしいんですけど、我が南部町だけはそれを受けて町内でまた審議会があるんだという、南部町にはそういう審議会、別に持っておられるみたいでして、そこで審議会にかけられました。

審議会の中身は、真壁議員もどうも議事録手に入れられたようですが、その前にもこれ、要は、町長の給料を普通どおり戻しなさいということですが、今の坂本町長、南部町の前の旧西伯町のと時から給料をずっと10%カットしてきておられまして、南部町になってから震災があってまた10%カットしたと。そういうことでございまして、県下では、西部地区ではもちろん最低レベルですが、県下でも調べましたら給料の一番最高なのは一番右の端の岩美町、これが85万5,000円、今現在。我が町の南部町の町長は63万2,000円、比較すると22万3,000円の開きがあるんです、現実に。

それで、重責であるということをいろいろ言われましたが、確かに我が町も平成12年でしたか、西部地区の大震災がありまして大変な目にこきました、そのように住民の安心・安全を守る、住民の命を守る、生活を守る、このような大きなリーダーシップとるのが町長であります。これをずっと見ましても、福祉の町南部町から始まりまして、今、地域包括ケアシステムをいかにして、また地域創生本部、地方創生をいかにしてリーダーシップでやるかと。その一つの発端としては、原工業団地に新しいまた工場が増築されて60人からの雇用も生み、このように側からでもそのように工場を持ってくるような力量のある町長であります。

このように私は重責を、また今後もいつ起きてくるかわからない災害等にも感じましても、私はこの給料というのは答申どおり、これやっぱり審議会の答申というのは重いんですよ。それで、我が町の南部町の審議会の会長さんもいろいろ意見を聞き、皆さんの会議の中で意見聞きました。町長給料、議会議員の報酬については、西部地域報酬等審議会の答申が妥当である。副町長については、諮問のとおりとするという意見で答申したいと思うが、どうであろうかという最後のことで、一同全員一致、異議なしということで決まったそうであります。ということは、もう町長の給料は安いからもとに戻しなさいと。我が町の1万1,000人の人口の安心・安全を守る、そういう施策をして重責に、またそれ以上の重責を全うできるような仕事をしていただきたいというのがこの答申の私は気持ちだと思います。

このように、ちなみに西部地区の皆さんもほんならほかの町村長はどのぐらいもらっておるかと思われると思いますが、資料がありまして調べさせていただきました。西部では日吉津村、今、

64万8,000円、大山町が75万5000円、南部町が63万2,000円、伯耆町が71万1,000円、日野町が72万6,800円、日南町が78万円、江府町はこの間の雪のスキー場の事故の件でカットされておられまして県下で一番低いですが、55万3,000円でございます。このように、西部の中で江府町を除いてこういう大きな力持っておられる方に対してはえらい少ないなというやな気がいたしますが、元課長が言われた意見等も考慮されることとは思いますが、それ以上に私は答申というのはすごい重みがあるろうということを感じまして、この議案第16号については賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私は、反対の立場で討論いたしますけれども、私は諮問が、諮問のことを随分賛成者は討論されておりますが、この諮問をされようとしたのは鳥取県西部町村会の会長の景山日野町長さんです。この報酬等審議会に諮問をそもそもしようとしたというのが何度も言いますが、一般職の職員給与との均衡と現在の経済情勢を踏まえてこれ、今の報酬が妥当かどうかということを審議会に諮られたわけですね。

私、すごく問題だと思うのは、南部町の報酬等審議会に加藤総務課長が出られまして、そこで冒頭に今の金額は低いと思います、低いと考えてますということを冒頭に言っておられるんですわ。これって総務課長として言うべきことじゃないですよ。まず、今の現状の給与が適正かどうかを判断してもらおうと、全く予見なしにしなければいけないことを現況が低いと思います。こういうことを総務課長が言うこと自体大問題ですよ。

それで、もう一つ指摘をしておきたいのは、退職日の給料の計算の仕方ですけども、このたびのこの条例が可決されますと、基礎になっているのは月額が79万円というものから81万円、10%のカットは別に退職金には反映されなくて、条例にありました79万円を81万円に直すことによりまして、4年の任期に対しまして乗率5というものを掛けて1,620万円という退職金が支払われます。これは改正前の乗率から考え、比較しますと40万円の増加です。先ほどの給料本体とは別にこういうものも引き上げられることが連動しております。そういうところから考えまして、これは今の一般職の給料の状況、それから経済情勢等考えて、非常に妥当性を欠くもんだということを繰り返しになりますけれども、指摘をいたしまして反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第16号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

賛成、反対の御意見がございました。起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決いたしました。

ここで休憩をとりたいと思います。再開は11時にしたいと思います。よろしく願います。

午前10時42分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

細田議員のほうから発言を求めておられますので、許可します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 14号のところに、私の賛成討論の中で個人の保護者会長さんの名前を、ひまわり学級の保護者会長さんの話を私がいたしました。その保護者会長さんについて、やっぱりちょっと不適切であるという指摘がございましたので、そこだけ取り下げさせていただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 本人から取り下げの要求がありましたので、これを認めます。議事録から削除してください。

再開いたします。

.....

日程第17 議案第17号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第17、議案第17号、町長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第17号、町長の給与の特例に関する条例の制定について。

内容は、町長の給与月額を時限的に減じる特例措置を行うもの。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、基本的なものは議案第16号と同じということであります。

賛成意見でございますが、10%の減額特例であるが、職責、責任の重さを考え賛成する。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第17号、町長の給与の特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

これは16号の特別職の給与、給料の増額がまず大前提でありまして、これを10%カットするけれども、退職金の給与の計算については改正した81万円をもとに計算するという中身になっております。これは先ほどの議案でも言いましたけれども、現行の退職金の計算から任期4年で40万の増額ということになりますし、給与そのものも妥当性がないということも16号でも申しました。そのような妥当性のない給与の引き上げを前提としたこの議案につきましては反対せざるを得ませんので、これを反対討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井です。私は、この議案の第17号ですが、賛成の立場で討論させていただきます。

その前に16号で給与のことについて、また町長を初めとする執行部、皆さんの給料のことについては話をし、また最終的に石上議員のほうから、その方々の重責に対しては討論をしていただいて可決に至ったわけなんですけれど、それに加えてこの17号では今、現職であられる坂本町長が職にある限りは自分の給料を10%カットをするというものです。

先ほど反対意見のほうで増額が大前提とありましたが、それについては16号で既に結論も出ております。

また、退職金のことの話が出ましたが、これは町長ばかりではなく職員の方も退職金という権利を持っておられます。それをもってそれが反対の理由だというのは、これもおかしな反対意見

ではないかなというふうに思います。こういった南部町の現状を見ながら、自分の給与を10%下げるということをみずから出されたこの議案に対してこれは賛成をして、町長の思いを賛成の立場として訴えておきたいというふうにも思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

反対ですね。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） これには反対です。

反対は、先ほど植田議員が述べられたとおりで、先ほど板井議員が退職金の問題で、退職金は町長もあるけど、一般職員もあるんだと言ったんですけども、町長の退職金というのは4年に1回なんですよ。4年に1回で20カ月分、81万になれば1,620万、そのうち1,088万がいわゆる町が退職手当組合に対して負担する金額なんですよ。この妥当性も含めて、私は町長の報酬というのは論議されなくてはならないということで、この条例は10%引き下げるといいますが、もっと先ほど反対した条例に関連していることと、それだけではなく、どのような影響があるかというところでそこを指摘して反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第17号、町長の給与の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

賛成、反対の御意見がございました。起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第18 議案第18号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第18、議案第18号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第18号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につい

て。

内容は、教育委員会の委員のうち教育委員長を削除、児童厚生員の名称の改正、児童館館長を追加するものであります。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、全児童で児童厚生員と同じ待遇。統括の責任として審議の中で正職員ではない対応。これから児童館のあり方を考えると児童対策、学童保育まで統括するという誤った認識では大きな問題が起こる。非常勤の統括者をこのような状態に置くことは町の責任が持てないということが明らか。教育は人、とても賛成できない。

賛成意見でございますが、人生経験豊富で子供を愛する方が適任者と思う。資格だけあってもという意見でございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第18号、町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に反対いたします。

先ほど委員長が述べられたように、この中で問題になりましたのは南部町立児童館館長、月額16万7,000円という項目でした。この金額については館とつく方ですね、南部町にはあと館、何とか館というのが隣保館と西伯文化会館があり、この館長と同額を定めてきたということです。

説明では、児童館ができたなら本来、人を配置しなくてははいけませんから、児童館長やそれなりの職員の配置が求められてくると思うのですが、ここでは学童保育を統括することを一つの仕事にして児童館長の設置と言いました。私は、例えば今、国がおくればせながら子供たちや放課後の子供たちを大事にしようとか学童保育の充実を言い出した中で、去年の8月8日、放課後子ども総合プランについてという文部科学省と厚生労働省連名の局長通知があるわけですね。ここには全児童対策事業と学童保育はどのようにしていくべきかと、決して一体化ではなくて連携をとってやるべきだということを、注意を促してるわけなんですよね。なぜかという、往々にして全児童対策をすることによって、学童保育を廃止してきた経過が全国的に見受けられてきて、その中で問題点が明らかになってきたからです。

私は、先ほど児童館の適、不適については、先ほどの条例で述べました。仮に児童館に館長を置いて充実させていくというのであれば、まず国が言っている放課後子ども総合プランのような放課後の子供たちを南部町ではどのような体制で見ていくのかという計画が先にあるべきではないかと思うんです。今のやり方では、建物を建てて人を配置すればそれでいいのかという感覚が否めないわけです。人を配置という点でいえば、非常勤の職員でいいのかという問題もあるのではないのでしょうか。

石上議員が指摘なさったように、この児童館長はここで働く厚生児童員と同額の報酬です。そのような中で、児童館長がどのような責任を果たしていくのかという問題があります。と同時に、全児童対策や全てに責任を持つ児童館長が学童保育をどのように位置づけていくのか、ここでの立場も明確にしなければいけないと思うんです。

今までの委員会の聞き取りの中では、副町長が説明なさってくださったんですけども、この全児童対策事業と学童保育のすみ分けが十分でなく、ややもすれば学童保育を全児童対策に解消していてもいいかのような言い分が私には耳に残っているわけです。そういう意味では、その不安を避けるためにも放課後子ども総合プラン等を立てて、きちっと全児童対策と学童保育の施策を計画を立てて決めて住民に明らかにしていくべきということを指摘しておくことと、それまで児童館長を非常勤で置けばいいというものではないということも指摘です。

先ほど賛成討論の中に、人生経験が豊かな人で資格はなくてもいいのではないかという意見があったのでしょうか。私はよくわからなかったんですけども、何かそれ聞いていたらもう決まってるのかなという感じもしたんですよ。ごめんなさい、そんな論議あったかな。人生経験が豊かで資格という問題やないです。私が言っているのは、非常勤の職員よりちゃんとした職員置いたほうがいいのではないかと論議しているものですから、もし決まってるんだったら教えてくださいね。そんな話はなかったと思うんですけども、そういうことを指摘いたしまして反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井です。私は、議案18号に対して賛成の立場で討論させていただきます。

これは今まで議案に出てきました13号、それから14号を含めて、最終的に統括する人を決めるというのが大きなものなんですけれど、ちょっと13号から少し返って、なぜこれが必要かということもあわせて説明をさせてもらえればと思います。

この13号では、放課後児童クラブの条例が基準を決める条例ということになっておりますが、今までも南部町も放課後児童クラブ条例が制定をされておりましたけど、今まではやんわりとした、ただこれは条例であったということを説明も受けました。このたびの13号では、子ども・子育て支援法の施行に伴い、児童福祉法が改正されて市町村としても基準をしっかりと定めなくちゃいけないという、これは何かというと、今までの指導員の方々の非常に責任も重たくなって、そういった意思を持って子供たちに接していかなくちゃいけない。また、それを事業として認めている町のほうもその支援員の方々の研修も含めてしっかりとした子供たちの世話ができるような体制をつくっていかなくてはいけないということが大切な条例の設置、条例制定でありました。

それと、14号につきましては、児童厚生施設条例によって今まで西伯地域になかった児童館を設置するというようなことで、その中で確かに旧すみれ保育園を使った児童館と、それから放課後児童クラブと一緒にやるというようなことも計画の中に盛り込んでおられます。ということは、やはりそれだけ子供たちを見守る人たちの責任が非常に重くなって、これから対応をしていかなくちゃいけない。そういった中にやはり長という方が必ず必要になり、そういった方の考え方、また指導員の方々との考え方を調整しながらやっていかなくてはいけない。それだけ厳しい条例制定もこの13号、14号で決めていったわけです。

やはり今までのような自分たちだけの考え方はいけない。本当に子供たちを安心・安全で過ごす、また将来の成長に向かって本当に指導していくということを一つの線をもって職員の方が一体となって子供たちのお世話をさせていただく、そういったものを決めるためのこの18号の条例制定ではないかなという思い、賛成の立場としての討論とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第18号に反対の立場で討論いたします。

これは児童館事業と放課後児童健全育成事業等、町の執行部からして事業の違いに対する無理解だと私はあえて言わせていただきますが、そもそも児童福祉法の中の全児童対策の児童館の事業と放課後児童健全育成事業は違うんですね。そこの違いをまず混同しているところから今回の児童館の館長に対しまして放課後児童クラブを統括するというような発想が出てくるんですね。私は、そこのところの最初のボタンのかけ違いがあるわけですから、問題がわけがわからんやになってくると思っておりまして、放課後児童クラブは全児童対策とは明確に違います。そこのところのまず認識を改めていただかなければならないと思いますし、それから今回ここで出ており

ます児童館長を非常勤の特別職で遇するというようなことは、町の全児童対策がその程度のものかと言われても仕方がないと私は思います。せっかくこれから子供・子育てを町の大きな柱にしていこうとしている南部町が、学童保育の問題にしても住民の皆さんの要望に正面から応えようとしてない現実と、それから児童館の建設につきましても本当にどういうあり方がいいのかということをしていく中で決定していくというプロセスが非常に欠けています。そういうところを指摘しまして反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

賛成者ですね。

7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 7番、杉谷早苗です。私は、この18号に対しましては、賛成の立場で討論いたします。

ただいま、児童館と学童保育のこのすみ分けとかいろいろおっしゃっております。私は、ここに児童館のガイドラインについてということの資料持っているんですが、その中に児童館についていろんな役割、こういうこともある、こういうこともある、こういうこともあるということが書いてはございました。それでこの中に、放課後児童クラブの実施という項目もございまして。ということは、今さっきおっしゃっていたのは児童館のガイドラインの中からこの放課後児童クラブの実施という項目がはねられてしまったんでしょうか。私は、ちょっとまだ研究不足でよくわかっておりませんが、そういう中で考えていけば、児童館ができたというような中で、また新たな今、子供の居場所づくりという国が進めております。先ほど可決いたしましたね、指導員の方、支援員の方といいますか、その方たちの資質も今後上げていく。3年間でしたか5年間でしたか、ちょっと年間のところの確認ができておりませんが、それらを踏まえて支援員の方の資質も上げていく。そういうようなことを総合して考えますと、すみ分けということの考え方の中の整理がまだ一つついていないのかと思います。私の認識では、児童館の中にこの放課後児童クラブの実施という項目も前から入っておりますので、町が今後どのように進めていかれるかということのその辺のところの根拠ということをしかりと見きわめていきたいと思っておりますので、この議案に対しましては賛成の立場で討論させていただきました。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 18号について、私は反対の立場で討論いたします。

先ほどガイドラインから賛成の討論がございました。しかし、放課後児童クラブについては、これは独自のまた別個の事業の一つなんです。それを館長が統括する、そのことで果たして正常なことができるでしょうか。私は、一般の子供の管理について、子供の児童館の活動の中にも含めるよりも、やはり1つの独立した放課後児童クラブ、このことに対しての活動というもの、事業というものはきちんと独立したものとして位置づけてやる、このことが正規の学童保育の姿ではないでしょうか。そのことから、ガイドラインがそうだからといって、そのようなことに押しつけるということは間違いである。そのように思って反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第18号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

賛成、反対御意見がございました。起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第19 議案第19号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第19、議案第19号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第19号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正について。

内容ですが、人事院勧告による地域手当の支給割合、管理職職員特別勤務手当額、行政職の給料表改定に伴うなどの改正です。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 議案第19号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。これについては反対するものであります。

これは職員の給与を引き下げることなんです。人事院の勧告に従って提案されたものです。私は、提案者である町長を初め、常勤の特別職の給与は引き上げたのに対して職員の給与は引き下げる、このようなことが通るでしょうか。

今、安倍内閣は、アベノミクスだということで給料が上がった、そのようなことを言っております。しかし、どうでしょうか。この地方では勤労者の給料がそのように上がったでしょうか。そうではなくて負担だけがふえたのではないのでしょうか。年金を減らす、そしてまた消費税は5%から8%に上げる、そしてそれに基づいて諸物価も上がっておりますね。公共料金も上がる、そういうような中で職員は生活給です。そのようなことから私は引き下げるようなことはやってはならない。

特に職員の給与表を見ますと、職務給の1級はそうでもないですが、2級から6級までは全部上がりますね。ただ、区分で、号給で影響しない2級、5級、6級はありますが、しかし、総じて言えば、全ての職員に該当するようなことではありませんか。常勤の特別職は上げるんだけど、職員の給与を下げる。このようなことが果たしてまかり通るでしょうか。

私は、公務員以外の方の給料も、これも影響すると思います。社会の発展の法則からいけば生活向上するのが、これが社会生活の歴史の発展の法則です。このような逆行するようなことをやっていいのか。私は、そのことを強く考えるわけでありまして。ですから、職員の給料引き下げ、このようなことは許してはならない。このことを思い、反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第19号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に反対者の意見がございました。起立によって決したいと思っております。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第 20 議案第 20 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 20、議案第 20 号、南部町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第 20 号、南部町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について。

内容でございますが、財団法人南部町地域振興会が株式会社となっていることにより、派遣先団体の財団法人南部町地域振興会を削除するものです。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、公益法人に派遣するのは条例がなければできないが、法人の役割に問題が生じたときに行政の指導の範疇として派遣をするという中身と思う。そういう事態が起これば……（サイレン吹鳴）当然変われば良いと思うので、条例を置いておく必要はないと思う。

賛成意見でございますが、社会福祉法人が残っている。必要なときに派遣の可能性もあると思うので賛成。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） これは公益法人等への職員の派遣を定めた条例です。

先ほど反対の内容は、委員長が紹介してくださったように、この条例を置いとくのをやめようじゃないかということで反対するという事なんです。

中身は、現在、社会福祉法人伯耆の国、それから緑水園と社会福祉協議会、この 3 つに派遣することができるということを緑水園を省くという内容なんですよね。この際、これが改正に上がってきたものですから、本来、例えば地方自治法等では派遣というのは、いわゆる自治体間の分ですね、あとは特別に法律の定めがあるということで、この今回の根拠は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、これに基づいて条例化しなければならないということでなされたと思うんですよ。

3つの場所に、それぞれ法人に職員を派遣することは、これまでの背景があったと思うんです。ただし、社会福祉法人、それから伯耆の国設立時の支援ですよ。社会福祉法人は人的の支援だったのですが、私は、本来であれば公務現場以外に派遣するということは重要な問題が起こった場合等でしっかりと審議すべきだという点を強調したいと思うんですよ。これを条例化してしまえばできるということになって、審査できるのはあと予算等のことしかできなくなるわけですね。本来、今後、社会福祉協議会に公務員を派遣することについて、どのような状況があって適、不適なのか。

それから、伯耆の国に職員を派遣することについての妥当性等については十分議会等で審査する内容だと思うわけですね。とすれば、一旦この条例をやめて重要な問題起こったときに条例化したいということで議案として上げて、それを論議に付すというやり方のほうが適切であると考えられるわけです。今の段階でここ数年、社会福祉法人の両方に、社協にも人を派遣していないことを考えたら、もうこれはちょっと今回でやめて廃案にしたほうが良いという立場で反対をすることです。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井です。私は、この議案第20号について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど真壁議員のほうからいろいろと意見があったわけなんですけれど、やはり今、緑水園というのは株式会社になった、ひとり立ちというわけではないんですが、してもらわなくちゃいけない状況から職員の派遣等はできなくなった、法律でもできなくなっているということなんですけれど、そのほか伯耆の国、それから南部町の社会福祉協議会と残るわけなんですけれど、やはり特に住民、町民に直接かかわりがあるようなところについては、何かあったときの対策としてこういった条例は残して即座な対応ができるという形にしておく。

また、派遣ばかりではなく、逆にこちらのほうに来てもらって勉強してもらおうというようなこともあり得る、そういったものを残しておいてそれぞれの法人と連携を持った体制で町民の安心・安全を期していく、それは南部町にとっても大切な責任であるというふうに思い、賛成の立場での討論とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案20号に対して反対の立場で討論いたします。

今、先ほど賛成者の討論の中で、南部町が公益法人に職員を派遣する条例なんですけども、この逆が可能だという討論でした。今回、一般会計の中で出てくるんですけども、伯耆の国から新しくできるすみれ保育園に保育士さんを3名、研修という名目で派遣を受け入れるというものも一般会計で出てまいります。この条例でそれが可能になるという認識は間違いなんです。この条例は、逆も可という条例ではありません。根拠法令はないというのが委員会での審査の結論でした。そういう認識の誤りを指摘いたしまして、この20号は反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第20号、南部町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございました。起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第21 議案第21号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第21、議案第21号、南部町特別会計条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第21号、南部町特別会計条例の一部改正について。

内容は、南部町が平成27年度、28年度に鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会の幹事町となるため、審査会共同設置規約により、特別会計を設置するものであります。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 2 1 号、南部町特別会計条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 2 2 議案第 2 2 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 2、議案第 2 2 号、南部町児童福祉手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第 2 2 号、南部町児童福祉手当支給条例の一部改正について。

内容は、制度の整合を図るため、支給の始期を申請した日の属する月としていたものを申請した日の属する月の翌月とするものであります。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 2 2 号、南部町児童福祉手当支給条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 2 3 議案第 2 3 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 3、議案第 2 3号、南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第 2 3号、南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について。

内容でございますが、し尿処理手数料について近隣町村との協議の結果により、1 8リットル 2 0 6円を 2 1 9円と改正するものであります。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、ごみ、下水道、それぞれ公費で処理をしている。公費が出ていない。これを値上げするという中身は生活からしても大変。業者圧迫も適当でないので、一般会計でもいいと思う。米子市を含めて公費負担を考えるべき。引き下げとは言わない、上げるのをやめましょう。

賛成の意見ですが、下水道、公共料金を支払っている。これはくみ取りに関してはそれはない。賦課部分がない。公費負担とはいかがなものか。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1 2 番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、議案第 2 3号、南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、反対する立場でございます。

理由は、先ほど委員長のほうから報告がありましたが、まさにそれで全てが含まれてると思うんですけど、つけ加えて言いますと、近年、環境衛生ということから、本町もいろいろな施策で 3 本の下水処理の条例を持っております。できればそういうことにやりたいと思うんですけども、いろいろ奥部のほうであったりそういうようなことから、なかなかそこまで手が回らなくてやっておられるわけなんです。

内容は、1 8リットルについて1 3円の負担が増加するというものです。私は、この1 3円については米子市を初めとする近隣のところで、業者のほうで協定を結ばれてやられたものであります。

しかし、このような13円の負担増については、やはりほかの3本の下水道事業に対しては公費をそれなりに出して支援をしてるわけです。そういう面からいえば、13円上がることには反対というわけにはいきませんが、しかし、その部分については公費でやはり支援をしていく、このことをやるべきであるということ求めて反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 1番、白川です。簡単に述べます。

まず、やはり応益負担の原則というものもありますので、何でもかんでも税金をとということにはちょっとならないと思いますし、私どものところでも実は温室等でお世話になっておりまして、いろいろ話を聞きますと、やはり事業収益のほうが厳しいという声は常日ごろから聞いておりますので、これは賛成してあげても私はいいというふうに考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第23号、南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございました。起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第24 議案第24号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第24、議案第24号、南部町保育所条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第24号、南部町保育所条例の一部改正について。

内容でございますが、子ども・子育て支援法の施行により、南部町保育所条例に定める保育料、使用料について、所要の改正を行うものであります。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、認定後、短時間、長時間の子、今までの措置制度、町の責任部分、介護保険の子供版のように市場に投げ出すものになっている。今までしていたものに加えて加算ができるそういうのがいいのか根本的に考えると今回の改正には反対。

賛成意見でございますが、子ども・子育て支援法ができ、この法に文言をかえてということで賛成する。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の保育所条例の一部改正について、反対いたします。

この条例の趣旨は、制度が変わったのでそれに沿った形で条例を変えたいと。なぜかというところ、ここの中に保育料を設定しなくてはならなくなるからですね。そういう内容です。これによってそしたら保育料が同時間どういうふうになるかということ、前年度分と27年度分を出していただいたんですけども、非常に大きく変わってくるわけですね。今まで1つの表であったものが、今度3つ出てきたわけですね。保育短時間利用、それから保育標準時間利用、教育標準時間認定、このように3つ出てきました。

先ほど委員長も言ってくくださったように、制度が変わる中で今度からは保育が必要な人は保育の必要性を認定してもらって、一体何時間でいいのかということを受けるわけですね、介護保険のように。あなたの子供は6時間だよ、8時間だよといってそれに基づいて決まるわけですよ。

よく私たちも見えて驚いたんですけども、短時間と長時間でそんなに金額変わらないわけですね。だから別にいいのではないかというふうに思うのかなと思ったら、この下に延長保育料と書いてあるんですね。要は、7時から7時半まで、これは短時間保育かな、100円。それから、あとは6時半から7時、30分で100円。1日100円ですから、週6日間いてどうなるのかな。結構な金額になりますよね。今、指摘されているのがこういうことによって、基準の保育よりも時間の短縮によって、その家庭の預け方によって30分100円、1時間100円。例えば教育標準時間なんかは所得階層の第3から第5階層では1時間300円、こういう金額が出るわけですね。こういうことをしていたら、今までの保育料よりも大分上がってくるという家庭も出てくる可能性があるこの表になっているわけなんですよ。

そういうところから見れば、今回の、今までどの子もやってた保育園を町のほうは短時間、標準時間などよく分けたくない。私たちが委員会でこの数字をやっぱり聞かんといけんかったなと思って今、反省してるんですけども、ここを是正する取り組みが求められてくると思うんですけども、この標準時間等で認定区分をして、子供たちの保育の時間を区切っていくということに非常に違和感を感じるし、現場もしにくいだろうし、この入り口というのは先ほど言ったように、時間刻みで付加価値をつけていって保育料を上乗せしていく仕組みをつくってきたという点では、非常に問題の多い点だということ指摘したいというのが1つです。

もう一つは、今回、階層区分の定義が変わりました。町長は、変わることもほとんど下がるのではないかと、上がることはまずないと、こういうふうに議会でも何回も答弁されてきたわけなんです。委員会で課長に求めた保育料の試算が出てきましたが、10世帯について分けてるんですけど、10世帯についてモデルを示して改定後、どうなるかという表を出してもらったんですけども、10世帯のうち下がるのが2世帯、上がるのが2世帯、変わらないのが6世帯なんです。少なくとも変わらないこの様子を見る限り、これモデルですから確定ではないんですけど、これを見る限りは上がる世帯が出てくるということですよ。とすれば、私は町長が議会で公約なさったのは、上がることはまずないというのであるから、どういう場合に制度改正によってどの世帯がふえるのか、そのことに対する救済措置は、私はこれ、国がつくらんといけんと思うんですけども、もちろん国に求めるべきだろうし、それをとるべきだと。少なくとも定義の区分の分け方の違いで負担増になることは避けなくてはならない。少なくとも私たちの手元にある資料では、今まで払わなくてよかったゼロ円だった人が1万円になる可能性もあるという例も出されてきてるわけですよ。そういうことでいえば、ここを埋める施策を同時に話していただかなければ、町長が議会で言った負担増のないようにするというにはならないのではないかと、これを指摘して反対し、早急にこの救済措置をとるべきだということを指摘しておきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。（「ない」「みんな反対ですよ、そういうことでしょ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「なし」と呼ぶ者あり）討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第24号、南部町保育所条例の一部改正についてを採決いたします。

反対の御意見がございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第 2 5 議案第 2 5 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 5、議案第 2 5 号、南部町放課後児童クラブ条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第 2 5 号、南部町放課後児童クラブ条例の一部改正について。

内容は、児童福祉法の改正に伴い、放課後児童クラブ対象学年を低学年児童を小学生とし、クラブ定員数、対象校以外でも対応できるようなど、改正するものであります。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 2 5 号、南部町放課後児童クラブ条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告どおり可決されました。

ここで暫時休憩をとりたいと思います。再開は 1 3 時、午後 1 時からといたします。よろしくお願いたします。

午前 1 1 時 5 3 分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 定刻になりましたので、再開いたします。

午前中に引き続き議事を進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

日程第 2 6 議案第 2 6 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 6、議案第 2 6 号、平成 2 7 年度南部町一般会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長の井田でございます。議案第 2 6 号、平成 2 7 年度南部町一般会計当初予算。

内容は、歳入歳出総額、対前年比 1. 1%減の 6 8 億 4, 3 0 0 万円で、5 点のマニフェストに沿って新規、継続事業で、主な新規事業は法勝寺児童館整備事業、西伯小学校プール改築事業、CATV 機器更新事業、法勝寺電車展示場整備事業、西伯カントリーパーク駐車場整備事業などです。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、一番の指摘は町民の声を聞かずに施策を進めること。子ども・子育てをメインにしながら声を聞かず、疑問は農業や産業振興の対策をとらずに観光イメージ戦略 7 戦略に 3 0 0 万円を超える予算計上、住民の求められている産業、農業に結びつくのか。

賛成意見でございますが、多数の事業の中、人口対策を柱とした先を見た施策であるので賛成する。また、このほかの賛成意見の中で、放課後児童クラブの移転に際し、学童保育の目的から見ても担当職員と指導員は常にコミュニケーションがとれる要員でなければならない。これまでの施設から児童館の中に移る際には、さまざまな協議が必要である。放課後児童クラブ施設の特徴は、保護者の仕事と子育ての両立を支援し、子供たちの自主性・社会性・創造性を養う場、健全育成を实践できる場である。そのためにも担当課、指導員、保護者のコミュニケーションは重要である。さらなる熟考をしてほしいという意見があったことを申し添えておきます。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

委員長報告に反対者の発言を許します。

3 番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 3番、米澤でございます。私は、議案第16号に反対いたしました関係上、議案第26号、平成27年度一般会計予算について、あえて反対をいたします。

平成27年度一般会計予算は、各種多数の少子化対策事業を初めといたしまして、新規にため池ハザードマップ作成事業、生活困窮者自立支援事業、14カ月予算の地方創生総合戦略策定事業、高齢者の居場所整備事業、まちの保健室事業等々、まちづくり、住民の福祉向上に向けて大変評価できる予算ではないかと考えますけれども、一部どうしても納得できない部分がございます。

まず、第1点目は、先ほど申しました議案第16号で反対いたしました町長を初めとする特別職の給料引き上げであります。繰り返しになりますけれども、南部町内では大多数の町民の皆さんの賃上げはままなりません。年金も上がりません。農家においても米価の下落、霜害によりさらに所得が減少している状態でございます。さらに追い打ちをかけるように円安の進行により物価が上昇し、町民の皆さんの生活は非常に苦しいものとなっておりますところであります。また、役場職員の基本給が引き下げられたということもございます。このような中で、なぜ町長、副町長、教育長、病院事業管理者の給料が引き上げになるのか非常に疑問であります。

第2に、西伯の放課後児童クラブの移転問題であります。現在、西伯の放課後児童クラブはプラザ西伯にあります。これを法勝寺児童館、現在のすみれ保育園の建物に移転しようとするものであります。私は、児童館の設置には賛成であります。放課後児童クラブの移転については行政と児童クラブに通う児童の保護者、児童クラブの指導員とのきちんとした事前協議がないままに法勝寺児童館への移転が計画され、保護者、指導員から心配の声、そしてもう一つ、不満の声ですね、上がっております。やはり保護者、指導員ときちんとした話し合いを経た上で予算措置をすべきではなかったかということもございます。

第3に、私が一般質問いたしました高校等通学定期券助成事業であります。この事業は、町内に住所を有し、高校等に通学する生徒のために公共交通機関の定期券を購入する保護者にかかった費用の2分の1を助成する制度であり、当該保護者の経済的負担を軽減することで教育の機会均等を図ること、また公共交通機関の利用を促進することを目的としています。しかしながら、南部町内に居住する高校生の多くは、普段は自転車通学を行っております。雨、雪など、自転車通学が不可能なときには回数券を使うなり、現金を使って公共交通機関を利用します。南部町高校等通学定期券購入補助金交付要綱の目的に鑑み、定期券のほかに回数券を購入する高校生等の保護者にも助成の対象を広げなければ公平性を欠くと考えます。

4点目、これは平成27年度当初予算案説明資料に載っておりますけれども、プレミアム商品

券の発行事業でございます。聞くところによりますと、このプレミアム商品券は1口1万円だそうです。1万円出さなければ買えないという状態でございますね。金のある方には1万円がいいとは思いますが、低所得者の対策を考えるとときには1万円ではなくて、やはり1口5,000円ぐらい、それぐらいの配慮が必要ではないかと考えております。

以上、4点を申し述べまして反対討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 1番、白川です。一般会計予算についてです。この案件は、500以上の事業から成っております。この500以上の事業が1つのパックになっているわけです。南部町の現在ある課題、近い将来起こり得る課題について、この一般会計予算が対応できているかという点で精査いたしました。

また、その対処法について南部町を一つの生命体に置きかえ、これは一つの生き物に置きかえましたということですが、早急にメスを入れないと大変なことになるようなもの、例えば国保、道路、建造物などあります。そういった緊急対応しなければならない西洋医学的療法をしなければならないようなところはどこか。それについてしっかり対応できている予算案になっているか。さらに、南部町の免疫力を上げ、病気になりにくい強い体をつくるための東洋医学的療法は、適所にどれくらいなされているか。特に南部町の体の源泉である人の減少についての対策、高齢化についての対策、核家族化がふえ、老人世帯が増加していくことへの対策などをポイントに精査した結果、可決すべきと考えております。

しかしながら、1点つけ加えるなら、先ほど米澤議員もおっしゃいましたが、放課後児童クラブの移転についてです。この課題について、保護者、指導員、担当課のコミュニケーションが最重要であると考えているからです。3者がお互いに両輪であり、しっかりとこの3者が話し合いの場を持たなければならないと考えております。よく住民が先か議会が先かということが出てきますけども、たくさんの住民がかかわるような今回のケースについては、まず住民としっかり話をしなければならない、していただきたいという思いを持っております。

この移転について残念なことは、心、体、ともに日々成長している子供たちの育みについてのお話が少なくなってしまうからです。人は他人から育てられる。子供たちの通所路、道路が危ない、国道を渡るから危ないなどの意見が多いことは聞いておりますけども、現在、南部町は600人の子供たちが小学校に毎日登下校をしているわけです。そこだけ危ないというと600人の子供たちが毎日通ってるあの通学路も危険で危ないということになってしまいます。通行路は

今、PTA、地域振興協議会、地域の方に見守りをしてもらっております。子供の育みのあり方というものを柱にこの3者、さらに熟議をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第26号、平成27年度南部町一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

委員長報告にもありましたし、賛成、反対の討論の中でもありましたように、1点目は、児童館建設に伴う学童保育の場所を今現在のすみれ保育園に移そうということについてでありますけれども、これは委員会の審査の中ではっきりしたんですけども、執行部としては予算を出している以上やりますと、学童保育の場所をすみれ保育園の場所に移すと、これを明言されました。今、討論があるように、保護者の皆さんたちの合意がないのに提案をして、それをごり押ししようとする姿勢は、これは前の議案でも言いましたけども、行政のやることとして猛省を促したいと思えますよ。合意もなしに要求もつかまずにどんどん先走る、こんな予算の提案の仕方は論外だということをまず言うておきます。

2点目には、町長などの特別職の給与などの引き上げで総額は484万8,000円、この引き上げを一方でしながら非常勤職員49名もおられます。そして、その待遇はワーキングプアと呼ばれるような年収200万円前後の水準であり、これは放置できません。こういうことを一方でつくりながら特別職は引き上げる、これは町民の理解は得られません。

そして、3点目には、産業振興に希望が持てない予算であるということを指摘させていただきます。町は新年度、27年度予算でも観光事業に観光プロモーターという事業の関係で921万8,000円、イメージ戦略事業で325万6,000円、南部町のPR事業として吉本興業の芸人さんを使った事業に95万5,000円など計上しています。しかし、その一方で、基幹産業の農業や中小零細業者に対する施策は、これといったものはありません。

また、4点目には、町内には老朽化した町営住宅が数多くあります。これを町長は払い下げていこうというのが方針ですが、住んでおられる方々の希望とはかけ離れているのではないのでしょうか。一方で、賃貸住宅建設費用の助成や分譲住宅の造成費用に予算を計上していますが、町民の要望に沿った施策とは言えないというふうに考えます。

それから次に、同和対策事業で、これは国の法律は失効しておりますが、固定資産税の同和減免が今もされておまして、26年の実績は163件、223万3,000円の実績となってい

ます。これは国の法律が失効したのであればこの要綱も廃止し、そして残る同和行政も一般施策に移行することが同和問題の解決の方向であると考えます。

それから、すみれ保育園に伯耆の国の職員を2年間研修に受け入れる。その人件費を伯耆の国の指定管理料とは別に支払う予算が計上されております。この金額は3人分で1,221万円となっておりまして、1人当たりが407万円となると思いますけれども、これは1つは、民間から公務職場に受け入れる法律はありません。そして、町にはこれを可能とする要綱も存在しておりません。予算の審査の過程で副町長は、この要綱をつくらずにこの事業を進めようと当初されました。審査の途中で要綱を整備することも考えたいということですが、今現在こういう要綱の提案もなしにこの予算の提案がされております。これは余りにもずさんで自治体の仕事の仕方との基本にかかわる問題であります。

そしてまだ、この研修派遣が何を指すものかがさらに問題です。伯耆の国の理事長は、伯耆の国がさくら・つくしの2園を統合して、この2園の統合をするための土地がなければ伯耆の国が準備すると、こういう発言をされたと聞いておりまして、これは町民生活課長が伯耆の国の法人としての理想を述べたものだというお話を委員会で聞きました。（「個人が目指す」と呼ぶ者あり）いいえ、法人としてと聞いております。（発言する者あり）法人として……（「法人じゃない」と呼ぶ者あり）だから問題なんですよ。個人が言った……（「法人ではない」と呼ぶ者あり）話じゃないんです。（「発言中」と呼ぶ者あり）伯耆の国の法人として町の施策にこういう口を出してきて、伯耆の国がみずから町の保育の問題を自分ところでやっついこうというようなことを本当に言っている。これは町長も理事としておられる法人の理事長の発言ですから、さらに町長の責任が及ぶ問題です。勝手に理事長が発言した問題ではありませんね、法人としてですからね。（発言する者あり）はい、問題であります。

次に……（「めちゃくちゃだがな、何言っちゃうだ」と呼ぶ者あり）はい。（発言する者あり）地域振興協議会のあり方も問題だと考えます。この地域振興区設置条例ですけれども、これを条例化するときには町長は、会長、副会長は協議会の運営が軌道に乗るまでの間ということでありました。この間、見直しの時期もありましたけれども、こういう当初の説明にあるような問題も見直しはせずに今に至っております。

そして、この間、大きな問題になっているのが、公民館に町の社会教育主事をきちんと配置しないことが繰り返し問題になってきました。これを地域振興区の公民館部というようなことで肩わりできるような問題ではありませんし、この間、公民館活動につきましては社会教育が後退しているという声を町民の皆さんから聞いております。そういう問題があります。

私は、27年度予算でいろいろ指摘させてもらいましたが、観光事業などに見られるように外部の町民以外のところから人材を求めて、いろんな活性化策を提案されておりますけれども、私は、まちづくりは人づくりであるということが大きく抜け落ちているのではないかと思います。社会教育を充実させて人材をつくり、そして町を活性化して、今、住んでいる人たちが中心になってこの町を活性化していく、そういう姿勢がなければ一時的に外部の人材に頼んでもそれは定着しない。そういうことを言ひまして、この一般会計予算に反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、賛成者の発言を許します。

7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 7番、杉谷早苗です。植田議員に先ほど町長が伯耆の国の何か役員でもされてるような間違った発言がございましたが、これは私の賛成討論の後にでも訂正なされたほうが賢明かと思っておりますので……（「法人……」と呼ぶ者あり）初めに申し上げておきます。（「個人」「法人の意見じゃなくて個人の意見で合併する、それも言われた」と呼ぶ者あり）いえ、じゃなくて……（発言する者あり）（「理事だ」「理事だ」「理事じゃない」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）理事ではありません。町長は……（発言する者あり）今、伯耆の国とは関係ございませんので、その点だけは……。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後1時22分休憩

.....

午後1時22分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

○議員（7番 杉谷 早苗君） それでは、私は、議案第26号、平成27年度南部町一般会計予算、これにつきまして賛成の立場で討論いたします。

午前中から法勝寺児童館を整備するに当たり、ひまわり学級を併設する計画の予算について、このことにつきまして予算と設置場所、その他、いろいろと御意見がございました。私は、この児童館とひまわり学級について、このことに関して詳しく賛成討論をさせていただきたいと思っております。

この併設ということにつきましては、私は、積極的に賛成でございます。子ども・子育て関連3法によって学童保育は制度的に大きく変わってまいります。午前中、可決いたしました放課後児童健全育成事業関係の議案第13号、24号、25号の条例の制定、一部改定にありますよう

に、国が新たな放課後の子供の居場所づくりの施策を出してきています。

昨年10月11日、「みんなで考える！第7回南部町教育の集い」で講演いただきました大島まな教授の「明日の学童保育 放課後の子どもたちに「保教育」で夢と元気を！」というこのような本を出されております。この中に、共働きとは原理的に親の保育としつけが欠損する危険を意味します。お守りが欠損するだけでなく、しつけも教育も欠損するのです。学童保育に預けるということは、家庭の教育はもとより子供は地域に出る時間がなくなるわけですから、偶発的に子供が恩恵を受けていた地域での体験活動や教育も欠けがちになるということとあります。

そして、この議案13号の中で、放課後児童支援員の方の資質向上ということも、そういう保教育ということが打ち出されるようになっておりますので、それが裏づけされてきているのではないかと考えております。

そして、この本には、地域の方、地域の高齢者が指導に入って応援して下さることは学童保育にとって大変ありがたいことですが、それは同時に高齢者にとっても意義の大きい活動となります。すなわち、子供の成長、発達を支援する活動が高齢者自身の健康と生きがいにつながるのです。子供の成長を支えながら高齢者もまた元気になるという点で、幼老共生、これは高齢化社会が最優先すべき政策課題なのですと解放された学童保教育論を述べておられます。支援員の方々に抱え込まれての事業ではありません。

そして、午前中にもちょっと触れましたが、この児童館というものの機能と役割についてでございますが、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長から児童館ガイドラインというものが出ております。この中にたくさんの役割、いろいろ書いてございますが、この中で役割としてボランティアの育成と活動というものがございます。これはこの児童館を利用する中高生を対象としたもので、ジュニアボランティアを育成するというものでございます。この新しく設置されようとしている児童館は、西伯小学校と法勝寺中学校の中間に当たりますので、これらの事業を進めるにはいい環境にあるのではないかと私は考えます。そして、この児童館での実施につきまして、放課後児童クラブガイドラインに基づいて行うよう努め、児童館の持つ機能を生かし、以下のことに留意することとあります。その中には、児童館に来館する子供と放課後児童クラブに在籍する子供が交流できるよう、遊びや活動に配慮すること。そして、放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用することとあります。

先ほどからすみ分けという言葉も聞こえてまいりました。私は、この資料の中で、設計図の中で、児童館の中に学童保育の位置というのが壁で仕切られてきちんと場所の確保ができております。これというのは、学童保育は生活の場ですので、ただいまと言って帰ってまいります。児童

館を利用する子供たちは、こんにちはと言って入ってきます。ですので、学童保育の場所をきちんと指定して、それが家庭でございますので、そこから児童館のほうに遊びに来る。そして、学校での友達なんかと児童館を利用して、活動の場として利用するという、これは私は非常に理にかなっているのではないかと考えております。

そのようなことを申し上げて、プラザ西伯ではなぜできないのかというような問題が出ておりましたが、プラザ西伯で学童保育だけをするよりも、児童館として児童館の中で両方を兼ね備えたような、そのような活動、事業展開をなされれば地域の方、それと18歳までの子供たちが学童保育の子供たちの面倒を見ながら幅広く人間的にも成長し、異年齢で活動できるすばらしい環境ができるのではないかと思います。その中にはもちろん大人の方のボランティアも入ってくださいますでしょうし、保護者の方のボランティアも入ってきてくださると思います。非常に大きな未来が展開されることと私は感じております。

以上のようなことを述べまして、私はこの議案第26号に対しましては賛成の討論とさせていただきます。終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田君の発言を許します。

植田均君。（「休憩ですか」と呼ぶ者あり）いや、休憩じゃありません。（「理事のことでいいの」「理事のこと」と呼ぶ者あり）

○議員（5番 植田 均君） 町長はちょっと……。

○議長（秦 伊知郎君） 立ってしゃべってください。

○議員（5番 植田 均君） ちょっと確認させてください。町長は、伯耆の国の理事はやめられたんでしょうか。（「昔」「昔じゃないよ、昔じゃないけど……」「大分なる」「昔……」と呼ぶ者あり）いや、理事長はやめられた……（「理事もだ」「もう何か月も前」と呼ぶ者あり）やめられたですか。

○議長（秦 伊知郎君） 植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私は、理事長はやめられたというのは知っておりましたが、理事を継続されているというふうに思っておりまして、だから法人としての理事長の発言は理事である町長にも責任があるということで流れの中で発言しましたので、そこは基本的な認識が間違っていましたので、削除をお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩いたします。

午後1時31分休憩

午後1時31分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。（「公平に」と呼ぶ者あり）公平にやっってるつもりです。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、議案第26号、27年度の一般会計予算について反対するものであります。

反対理由は、先ほどお二方が同僚議員2人の中で反対の理由を述べましたが、反対の理由がありました。私もそれは全くそのとおりだと思います。

なお、私が念を押したいのは、一般質問の中でもう時間切れの前に1つ言ったんですけども、ただ提出がされてないということで答弁はいただけませんでした。観光関係の事業が非常に多く含まれております。私は、貴重な一般財源をつぎ込むのであれば、当然費用対効果についてはどう考えているのかということ、どうなのかということ、結局、数字としてはありませんでした。私は、今、これだけ子育て支援ということで大きなキャンペーンというんですか、大きな柱にしておられる中でしたら、当然費用対効果ははっきりと見えている子育て支援のほうへ回すべきであって、住みます芸人、あるいはイメージ戦略に対しての村田何とかさんですね、その方に意見をいただく。そういうようなことをやるよりも実効性がはっきりしたことにお金を使うべきであるということ、これを申し述べたいと思います。

それから、先ほどの反対討論でもあったんですけども、いわゆる公設民営の場合には1人当たり保育士の単価が320万出てます。ところが、2人の保育士を伯耆の国から直営の保育園の中にかき合わせるということで、その方の年間のこれが407万円ですかあるんです。どういう技術の違いがある、経験の違いがあるかもしれませんが、同じ立場で同じそういう資格を持っておられる方に余りにも派遣の保育士の値段、これについて大きな差があるということ、これ自体は大変な問題があると私は思います。

それから、先ほどからたくさん議論になっておりますけども、いわゆる法勝寺児童館のことでありますが、1つはこの中に放課後児童クラブ、これがちゃんと計画書、図面で、平面図で載っております。ちゃんと囲いがしてあります。その中で、児童館ですから18歳未満の子供の参加、使うのは、これは当然権利があります。ところが、児童クラブに所属する子供たちは、年間、お金を出してそこに参加してるわけです。その間に、だから毎日の時間の中では、おやつ時間もあったり、あるいは学用品に類するものを使ったり、そういうことをするわけなんです。一方のそこに所属してない子供たちは、そういうことを得ることができません。まさに同じ場所で、そ

れはきちんと仕切って目隠しがあるというような部屋ならわからんかもしれません。大人ならちゃんと理解もするでしょう。一定の年齢に達したら理解もできるでしょう。しかし、低学年の子供にあれはこうだから、こうだから、あの人たちはこうだけど、君たちはこうだというはっきりとした理解させることができるでしょうか。それがもとでいじめだとかそういうことが起こりかねない、そういうことではないでしょうか。私は、そういうことから非常に安易にこのようなことを接続してやるべきではない、このことを大変すべきでないと思います。そういう心配の中からこの改装の予算も含まれており、反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、賛成者の発言を許します。

6 番、景山浩君。

○議員（6 番 景山 浩君） 6 番、景山です。議案第 26 号に賛成の立場から発言をさせていただきます。

今回の来年度の予算ですが、冒頭に総論は反対だけれどもということで米澤議員のほうの子育て支援策を初め、いろいろな施策について……（「総論は賛成」と呼ぶ者あり）総論は賛成だがということで述べられましたとおりでございます。

賛成、反対いろいろありますが、法勝寺の児童館ということで従来から旧西伯のほうには児童館が欲しいということは、ずっとこの議会でも言い続けられてきていたところなんです。実際に旧会場のほうでは非常に活発に活用がなされております。この児童館については、昨今の少子高齢化で近所に遊び相手がない、家に帰っても周りに誰も遊んでくれる人がいないので、1人で家に閉じこもってゲームをやったりテレビを見たり、そういった傾向が非常に強くなってる。ましてや、先輩と一緒に連れて遊んでもらったり後輩を連れて遊んでやったりといったような、そういう機会に恵まれていない状況が今、現実になっております。こういった問題を全町くまなくというわけにはなかなかいかないかもしれませんが、解消ができるチャンスが出てくるものというふうに思われます。また、小学生だけでなく、中学生、高校生、特に高校生などは地元で高校がないということもありまして、本当に朝出て夕方、夜、寝に帰ってとといったような状況で、あと何年後かには南部町を担っていただかないといけない、そういった高校生の皆さんが地元で活動したり地元の人と触れ合ったりという機会が本当に持てない状況にもなっているというふうに思います。ただ、ここで非常に重要なことは、そういう高校生なり中学生のもう子供ではない皆さんに活発に児童館を使っていただくためには、それなりの運営の仕方ということも重要になってきます。

そういった面で見ると、この児童館のことにしましても反対も出ておりますが、観光政策です

とかイメージ戦略、そういった従来型の内向きになる政策ではなくて、外を見て外から客観的にまた見てということで確実に成果を上げるべく、努力、工夫をしていくような、そういった新しい方向性が少し見えてきた今回の予算であろうというふうに思われます。地方創生に向かって平成27年、この新予算、力いっぱい努力をいただいて、新たな工夫や新たな創意、そういったもので創生に向けての方向性をしっかりと出していただくことを期待しまして、賛成といたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は、先ほど同僚議員が述べた7点とともに、あと2つの地域包括ケアシステムの問題と生活困窮者自立支援事業の問題、このことを指摘することと、先ほどのすみれ保育園の研修派遣受け入れと学童保育の場所の件について反対をいたします。

まず最初に、地域包括ケアシステムの構築が今回546万8,000円が上がっています。これは地域包括ケアシステム、言ってみれば介護保険から制度が変わったことによって、介護予防の方のサービスが介護保険で見てもらえなくなるということから、全国的に医療費と介護保険の費用を下げるために地域のボランティア等で担ってもらおうという物すごい壮大な取り組みの中で行われてきていることが、南部町では広域連合と一緒に先取りして行っていこうということをやっている予算だと思うんです。これに関連した予算があいのわ銀行運営の998万8,000円。それから、高齢者の居場所整備で、2月補正で599万4,000円で上長田の施設を改修していくと。もう一つには、これはこの予算は鳥取型地域生活支援システムモデル事業、終わったことによる西町の郷への100万円の補助金の問題ですね。大きく見たらこの4点、これが地域包括ケアシステムの導入に大きく動き出してくるんだらうなという予算だというふうに思うのですよ。

例えば介護保険で、これから国が吐き出そうとしている介護予防の訪問介護、通所介護がどれぐらいの費用だったのかという点で資料を出していただきましたら、11カ月で2,018万4,153円、これを約1年間で見たら2,200万近いお金がここで動いてるわけですよ。一遍に全部ではないけども、このサービスを介護保険から外して、どう地域に担ってもらおうかという何年間かけての取り組みになってくるんだと思うのですよ。

そこで住民が心配しているのは、先日も振興協議会等を通じて地域で担ってもらうために御一緒にやりませんかと声をかけられたんだけど、こう言ってるんですね。誰が一体、担っていくのか、そのサービスをですね。それがはっきりすればいいと、利用させてもらうのはいいけど

も、誰が担っていくのかといえば、町は説明資料にも自分たちはコーディネートするんだと言っているわけですよ。とすれば、あいのわ銀行等々通じて今まで介護保険や公的なところが担っていたサービスを住民の安価な有償ボランティアによっていくのではないかと。これから高齢化が進むときに一体誰がするのか、この声ですね。これが私は、住民が懸念されている声だと思うんですよ。そういう意味からいえば、今回のあいのわ銀行の運営、今回1,000万近くお金出すのですけども、十分な説明があるとは言えません。とりわけ会見地域のほうからは、あいのわ銀行についてはてんでわからないという声も聞いています。そういう意味でいえば、少なくとも私たちは、こういう介護保険外しはよくないと思うんだけど、国がどう言っているのか。その中で、広域連合は何をして、それを受けて町はどのような施策をもって住民に協力してもらおうとしているのかということは、少なくとも説明する責任があると思うんです。そういう意味でいえば、住民の心配の中で十分説明もなく皆さんと地域を担うために高齢化社会、支えましょうというような言葉でいくには余りにも住民はたくさんの介護保険料を払っている。そういうことを考えれば、住民の協力を得ようと思えば、この有償ボランティア等にしても町がどこにお金を使って住民に何をしてもらおうとしているのかということをはっきりと説明すべきだと思うし、少なくとも今までの介護予防で使ってきた2,018万円については、介護保険、広域等で負担して住民に負担増をさせるべきではない。強いてはお金だけではなく、地域で育った自主的なボランティアという貴重な人的財産もなくすことになりかねないということを指摘しておきたいと思います。

2つ目には、生活困窮者自立支援事業600万円ですけども、これは先日、議員が質問していた経過もありましたが、私たちは当然、私だけではないと思うんですけども、生活困窮者自立支援事業というのはさまざまな個人的な問題抱えてきますから、公的な立場で税金の問題等をすると思ったんですが、これを社会福祉協議会に委託する。これは恐らく次、賛成なざる議員もいらっやと思うんですけど、その議員も委員会ではなかなか、これは社協でできるのかということと大きな声で指摘した件なんですよ。私も全く一致するところで、こういうことこそ町が担ってやるべきだと。社会福祉協議会に出すということは、私は決して成功しないのではないかとということも指摘しておきたいと思うのですよ。

あえてここで言わせていただきますと、社会福祉士を社会福祉協議会に採用なされると。私たちが聞いたのは、生活困窮者自立支援事業が社会福祉協議会に行くといつ決めたのかという点でいえば、予算を組むほんの少し前ですよ。そういうことからしても私は、町が派遣をしてまでも連携を持とうとする伯耆の国や社会福祉協議会の人事については公平性を保つこと、公募等をして透明性を図るような人事採用をすることには町が責任を持ってるとということも指摘しておきた

いと思います。

先ほどの旧すみれ保育園を改修して、ひまわり学級併設の児童館にしていくという問題ですが、児童館については先ほども言うように、私は賛成ではないということも言ってきましたが、子ども・子育て会議では法勝寺に児童館つくることについてはいいだろうということ、意見を言ったということを述べたと思うんですよね。今、問題になっていますのは、この予算でも問題になってきますのは、ひまわり学級と併設した児童館つくることに対する意見なんですよ。

それで、私かわからないのは、議員が、町がやってきたことをチェックして本当にいいかどうかと思うんですけども、今、少なくとも子ども・子育て会議でもひまわり学級を併設することには了解していない。2つ目、保護者の説明会では、半数以上集まった保護者会でも反対の声だけだったと。3つ目、20日付で陳情が出ている。これを住民の声が出ていて議員がどうして適切だということを現場も見ないで言えるんですか。私たちは、住民から投票されて議会に出ると思うんですよ。

私は、この予算に賛成する議員にお願いしたいのは、自分の意見をさておいてでも、ここではこだけ声があるんだから、住民の声は聞こうというふうにして言えないんですか。それを全く適切だということについていえば、住民の声を聞かないという点でいえば、私は議員としての重大な問題だと思うんですよ、あえて言わせていただきますけども。そういう姿勢ではかえって住民と議会、ひいては町政に対しての溝を深めるばかりですよ。そういう点でいえば、少なくとも賛成する議員の中で言われましたね。住民の声、聞かだろうという点でいえば、ここでは少なくとも住民の声を聞いて、学童保育をどの場所にしていくのかということをしつかりと話し合うべきだと思うんですよ。

明快に出されてきた陳情では、旧すみれ保育園跡では学童保育はできないし、反対だと言っているんですよ。そこをどうしてごり押ししないといけない理由があるんですか。私は、町に対して反対意見の中で言っておきたいと思いますのは、町子ども・子育て会議で学童保育の児童館の場を可としても、学童保育については賛同が得られなかったという点で、この点で判断すべきだったと思いますよ。

2つ目には、関係者も出て説明会に出ている中で、保護者や指導員も懸念と反対の声、示している。ここで役場は何らかの措置をとらなければいけなかったんじゃないですか。それをあたかも今、反対している人たちが町政に協力しないかのごとくいうように追いつめてどうなるんですか。先ほど杉谷議員もおっしゃったように、児童館をつくるということ。これは児童福祉法等で誰も反対する人いないと思うんですよ、場所等についてはあると思いますが。

ところが、こういう学童保育を進めます児童館をつくるという、誰が考えても反対しようにならないような中身について、どうしてこんなに反対の声が起こると執行部は考えてるのでしょうか。少なくとも説明会の……（発言する者あり）中身の声、陳情、そしてきょうは見ましたら210名になる署名をつけて、タイトルは「ひまわり学級を旧すみれ保育園に持っていくことに反対する」と書いてあるんですよ。私は、やはり耳を傾ける姿勢がなければ、今後、住民との町政への協力も得られないだろうということを指摘しておきたいと思います。

そして、少なくとも予算で見るとは、これ見てもわかりますように今、計画の中で児童館をつくりたかったらつくられたらいいのかもしれませんが、学童保育の関係予算をとってもそんなに金額変わらないじゃないですか。全体で250万、そして学童保育の事業補助金は一緒に使えないと言ってるんだから。私、きのう計算してたんですけども、40万そこそこでした、もし変わっても。どうしてそこまで固執するんですか。それを考えたら私は、これまでの経過を丁寧に住民や関係者におわびをして改めて声を聞きたい。児童館といえども学童保育といえども来る人が来なければ成り立ちません。（発言する者あり）そういうことを考えたら、一番来てほしい方々が二の足を踏んでるということに十分耳を傾けて、一旦、きっと賛成多数で通ると思いますが、この予算については、ここの分については留保して、児童館を建てるのであれば、どうしても建てたいというのであれば、学童保育の件、除いた児童館建設をなさるべきだということを指摘しておきたいというふうに思います。

それから、すみれこども園への研修費受け入れです。私が改めて思いましたのは、町と伯耆の国が結んでいる保育園の民営化について、指定管理の人員費の計上の仕方がやっぱり間違ってるということを痛感しました。これは当初、論議あったんじゃないでしょうか。1人平均280万と言っていましたか、二百何十万ですけども、10年後を考えて保育士の給与の引き上げ分を見込んで、なべて1人頭320万で10年間の契約なんですよ。ほかのどの指定管理を見てもこのような人員費の計上してるところないんですよ。

そして、もう一つは、10年間そしたら固定するのか、指定管理や費用が。違いますよね、今回かて上がってますよ。そういうことを考えたら、単年度ごとに予算編成するのですから、そこに40数名分の人員費が幾らかということと、1年ごとにどれだけ上がっているのかを点検しながら指定管理料、出していくというのが本来のあり方ではなかったでしょうか。今のやり方を見ましたら、先ほど同僚議員も指摘しましたように、町とすれば1人320万で計算しているお金を出す一方で、向こうから来るときには400万何がしを払っていくということになるんですよ。誰が考えてもこのようなやり方を町が許すのであれば、例えば給食センターに請け負っている会

社が自分とこでもらっているけども、反対に出すときにその給料を上乗せしてきてもお金払うということになるんですか。伯耆の国だから許せるという根拠じゃないと思うんですよ。そういうことを考えれば、今回の1,200万のお金は非常にグレーゾーンだと言わざるを得ない。出すとするのであれば、この400万を1人400何万という保育士が要するというのであれば、43名分全ての人件費を明らかにしなければ、これは計算上成り立たないということを指摘しておきたいと思います。

そして、中身の問題です。委員会の最終日に副町長も上がったときでしたでしょうか、課長がつくし保育園、さくら保育園でゼロ歳児から1歳児が減になっている。例えばつくし保育園では、ゼロ歳児15名いたのが4月当初では3名に減ってしまう。さくら保育園では、ゼロ歳児8名いたのが3者に減る。1歳児はどうか。つくし保育園では20名から13名に、さくらでは13名から7名に、こういうことが出た段階でどういうことが予想できるでしょうか。民営化している保育園でゼロ歳児、1歳児のところの保育士が余剰になってくるということですよ。今、研修派遣をするのはゼロ歳児、1歳児のところの保育士に充てたいということをしていました。経験豊富な方を充てると言ってるんですよ。言ってみれば、これは民間や公務職場に関係なく人事を回してということじゃないですか。それを副町長は、このときに要綱がなくてもできるとおっしゃいましたが、地方自治法や地方公務員法では職員の派遣等については厳しく制限しているわけですよ。これをするのであれば、少なくとも要綱はなくてはいけないけれども、このようななし崩しのやり方でなく、すみれこども園が、保育士が要るのであれば町が採用すればいいことじゃないですか。どうしてそれができないのか。この分、仮に今回出したとして全額民営化の保育士には町がお金出しているんですよ。今まで43名の保育士の上にプラス3名になるわけですよ。今年度からつくし保育園や民営化に対して伯耆の国に3名分余計に出していくということになるわけです。その根拠があるのか。ゼロ歳児、1歳児が減ってきている。とすれば、このような考え方を聞くにつけ、町は町長ですね、町は、行く行くは町の2つも民営化にしていくのではないかと思わざるを得ないわけですね。それに抗するかのごとく現在の理事長が自分とこで来たら2つにして土地も出すよというようなことが起こってくるわけですよ。私は、そういう意味でいえば、町の責任は大きいと思うんですよ。今回のすみれこども園の研修派遣受け入れ1,221万円については、私は町の責任でこの明細を明らかにすること。

それと、少なくとも要綱をつくることですよ。明細だけではありません。これまでの伯耆の国に出した年間320万掛ける40数名の人件費についても今までどれだけ使って、どれだけ将来のために人件費としてプールしているのか。これは町のお金ですから請求することができると思

いますので、町長、これは責任としてなさるべきであり、今回の受け入れの大前提だということ
を指摘して反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、賛成者の発言を許します。

4 番、板井隆君。

○議員（4 番 板井 隆君） 4 番、板井隆です。私は、この議案第 26 号、平成 27 年度一般
会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

最初に、このたびの会計なんですけれど、地方創生、それから子ども・子育て、さらには福祉、
教育、農業、商業、観光など、町民の安心と安全、誇りある、特色あるまちづくりを考え、知恵
を絞った事業を私たち 14 名で構成しております予算決算常任委員会のほうで審議をさせていた
だいたものです。それは実は皆さん、テレビなんかで見てる人も見てほしいんです。これだけ大
きな資料です。全体を見ますと一般会計で 485 ページに及ぶこの資料を各課長含め、執行部か
ら課長のほか来ていただいて、1 ページ、1 ページ全てを審議します。この中には、485 ペー
ジの中には一般会計ですので、もちろん直接町民にかかわりが非常に深い総額で 68 億 2,000
万円余りの事業があるということをまず知っていただきたいというふうに思います。

しかしながら、この 68 億 2,000 万円余りの予算が全て町民、皆様からいただいた税金で
賄われているわけではありません。この 68 億の 4 分の 3 は依存財源であります。国から、また
県から出てきます普通交付税、特別交付税で賄われているということで、あれもしたい、これも
したい、町民の方にしてあげたいけれど、やはりそこまでの制約があってすることができない中
で、国や県からの施策に対して町としても応えていく。特に今年度については地方創生、そして
昨年度から子ども・子育てということで、非常にこれに力を入れた予算を国のほうからおりてき
ているそれを有効に使われる今回の予算案であるというふうに思います。この中に決して町民の
方を裏切るような予算はないものと思い、執行部の皆さんが知恵を絞った 27 年度の一般会計予
算であるというふうにそれぞれの課からの説明を受けて思った次第です。

ただ、やはり全てが完璧であるとは言えません。先ほど米澤議員の討論にありましたけれど、
大体のものは賛成するけど、こういった部分は反対する。だから、今回は反対に回るというよう
なこと、それはそれであってもいいとは思いますが。ただし、これはそれをもって全てを反対する
と、この 68 億の予算がそこでストップしてしまいます。4 月 1 日から行政の仕事というものは
ストップしてしまいます。そんなことはしてもいいでしょうか。やはり地方創生、子ども・子育て
、そういったところをこれから進めなくちゃいけないその部分、大切な部分をしっかりと賛成
でもって 4 月からはそれに向けて頑張っていたいただきたいというふうに思います。

ただ、そういったところについては、賛成者からも反対者からもありました指摘部分についてはやはり真摯に受けとめていただいで、それに対して対応していただく。そうしていけば町民の方も十分にわかっているのではないのでしょうか。

このたび旧すみれ保育園、旧ではありませんね、まだ現役のすみれですが、そこを改修して放課後児童クラブ、それから児童館ができるわけなんですけれど、そういったことの特に放課後児童クラブでは説明会が私たちの審議中にもあったようです。私は、何人もの方の保護者から電話がありました。説明会のある程度内容的なものはわかったけど、その前にこういったことを質問してくれとかビラが配られたり、そしてその後、執行部が帰ってから保護者がとめられて、そういったことで反対の意見を出してくれとか、何か執行部と違うところを行ったことも、私は実際行ってません。ただ、電話で聞いた限りですけれど、そういったことが行われたのではないかなと。そして、その保護者会ばかりではなくて、PTAの保護者の方にも反対をしてくれというようなことで電話かかってきた。議会は一体何をしてるんですかというような電話を何件もいただきました。本当にそれが正当な今の反対討論の中に含まれてるのでしょうか。私たちは、議論の中で必ずその辺は町民、保護者の方に理解をしてもらってください。説明会をこれからも開いてくださいということはつけ加えています。（「そうだ」と呼ぶ者あり）なので、そこを全てかのようによって反対だと大声を上げて言う、やはりそこにおかしいところがあるんじゃないかなというふうに感じました。

それと、もう一つですけれど、社会福祉法人伯耆の国の保育園の問題ですけれど、委託料の中に千二百何十万ですか、3人の研修費が支払われるということですが、これについては内容的なものをしっかりとお聞きもしました。これが全て払うわけではなくて、実績に応じた予算になりますということも確認ができております。先ほど私も答弁させてもらいましたが、公設民営施設です。公設公営の施設に勉強に来てもらって、これから一緒に連携をしてやっていく、その研修をしていく、何が悪いんでしょうか。そういった方にはやはり町としては人件費を払う、当然のことだというふうに思います。4月1日からの南部町の未来に向けた、町民の幸せを向けたこの事業、ぜひ賛成をして前向きに職員の方、頑張ってください進めていっていただきたいというふうに思い、賛成の立場の討論といたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 次は、反対のほうの順番ですけども、賛成をさせてやってくださいませ、賛成討論を。

議案26号、27年度一般会計予算でございますが、これは2月の補正予算を合わせまして14カ月予算、そして少子化対策と地方創生予算が主でございます。中にも町長の所信表明にありました今回の予算の特徴はとお聞きいたしましたところ、地方創生元年予算である。堂々と言われまして、それで反対討論は何人か言われましたが、その反対の中身をもってこの大事な地方創生予算をとめるわけにならない、私は思います。

中には、初めてでございますネウボラ対策が今回予算に出ておりました。それと、不妊治療、これも予算つけて子供、みんな頑張ってくつてね。そのような予算でもありました。それで、ことし1月に初めてありました1歳の誕生金のお祝いのお金ですね、1号がことし1月に出たそうです。このように子育ての家庭の方は大変喜んでおられます。それと、同じ子育て、上下水道ですが、継続ずっとやっていますね。子供さん、乳幼児の下水道料の減免、ちっちゃな赤ちゃんが1人でも下水道を払うのかという批判が私のところに参りましたけど、これが助成も継続していただいているということで、大変に今回の子育ての予算が立ててあります。継続ですが、子育て応援事業、少子化対策事業も今回でも1,000万から2月補正合わせてですが、やってあるということは、これに対しての子育てと地域創生、絡んでると思います。また、子育てのお母さん方が大変喜んでおられるのが乳幼児支援一時預かり、また病児保育の無料化、これはすごく今、共働きのお母さん方に南部町はいいね、言われております。南部町行きたいねということもママ友同士でこれが進んでると聞いております。それと、継続ですね、高校生の医療費助成とか、また中身については、地方創生については本当に細かくあります。また、子供の西伯小学校のプールが壊れちゃって今回直すと。大きいですよ、この予算は。1億8,000万も入ってるんですよ。それから、高校生の通学助成、米澤議員が言われたところですね。それと、小学校1年生から3年生までの教材費の無料化、ちょっと他町にあんまりないそういう子育てに力入れてると。

また、2月補正でもありましたプレミアム商品券、あと20%の分ですね。委員会でもありましたが、もうちょっと低所得者やちでもできる範囲で額面を考えたらいいいという意見はありましたが、それを考慮されれば、これはまたうまくいく、また丸合でも使えると、コンビニも使えるということでなればすごいことじゃないかと思う。

もう一つは、外から若者を呼ぶということで定住促進対策事業。この中で初めて今回、新婚や子育て世帯に家賃の補助をいたしましょう。あれ今、福成でできましたね。それと、若者が今度来るときに賃貸住宅と建設費用を助成しましょうと。これについても前回、前々回の議会でそういうものを建てたときも助成を求めたらいいじゃないかという意見があったのが、今回ちゃんと予算化されております。それと、分譲用地の造成費用に助成があるとか、このように地方創生に、

国が地方創生とすごく力入れてるこの中で、我が南部町でも企画を始め、これらが少しずつ実がなるように布石してあるという今回の予算でありました。

それと、いみじくも真壁議員が言われました地域包括ケアシステムについてですが、予算は若干のってますが、総合支援事業と絡めるというような話がございましたが、総合支援事業は28年度からでございますので、この1年間かけてどのようなことでやるかというのは、我が町の南部町の取り組みの一番だいご味のあるところじゃないかと私は思っております。

それと、社協に生活困窮者の人員を配置するというので、いえ、大丈夫か、あれ言ったの僕なんでして、本当に社協で今の体制で本当に大丈夫かと心配いたしました。これから町行政と社協と連携として生活困窮者の実態を踏まえ、その人やちが自立できるような体制をとられれば、私はまた明るく元気な南部町ができる、このように思っております、この新年度予算は地方創生元年の予算であるということを申し述べて賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第26号、平成27年度南部町一般会計予算を採決いたします。

賛成、反対の御意見ございました。起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第27 議案第27号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第27、議案第27号、平成27年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第27号、平成27年度南部町国民健康保険事業特別会計当初予算。

内容は、歳入歳出総額を16億1,532万6,000円と定め、これは経常的な予算計上であります。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので……（「賛成、反対意見がありますので、ちょっと」と呼ぶ者あり）委員長のほうから賛成、反対の御意見を述べていただきます。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 済みません。反対意見でございますが、保険料を下げる努力をすべき。施設管理、カレンダー配布等も見ている。一般会計で見るべき。

賛成意見でございますが、税を引き下げるのは基金がなくなってくる。医療費減等で余剰金もある。繰越金で運営していくとのこと。財源内訳を見たら特別調整交付金も計上。返還金もあると予想される予算なので賛成します。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 27年度の国民健康保険の特別会計に反対いたします。

今回の予算は、総額16億1,532万6,000円、このうち保険給付費は10億3,842万8,000円で、前年比若干の減です。このような保険給付費を生み出さないといけない中で、国保税はどれだけの負担かといえは2億6,156万3,000円、こういうふうな予算が出ています。

委員会での聞き取りの中では、国保加入世帯1,642世帯。これは去年の3月時点の資料ですが、このうちいわゆる国保が高いので軽減世帯が、7割軽減が489世帯、5割軽減283世帯、2割軽減201世帯、計973世帯、全体の59.2%、約6割がうちの町では国保の減免世帯だという構成です。そのような中で減免はしているんだけど、保険料、保険税が払えなくて短期保険証を発行している世帯がことしの3月で56世帯出てきているという現状です。確かに保険給付10億のうち2億6,156万3,000円ですが、これを1,642世帯で負担していく。この中で、やはり住民の感覚からすれば国保税が高いというのが免れない事実だと思うのですよ。例えば軽減世帯、私は何割軽減かちょっとよくわからないんですけども、60万6,866円という所得の方が、例えば負担増が大変と言って、ここでは国保税と介護保険で出しますけど、国保税が3万3,400円、介護保険が2万9,200円、6万2,600円、要は、1年間の所得の1割以上がこの2つで消えていってしまうわけです。

軽減世帯ばかり言うなということなんだろうが、そしたら軽減世帯に係らない所得も出て

いて介護保険もしっかり払ってるといふ、例えば所得が235万、もしかしたら年金の方もこれぐらいなのかなと思うんですけども、この家庭ではどうかというと、国保税が36万5,100円、介護保険が16万1,800円で、合わせたら1年間で、2つで52万6,900円の負担しているわけですよ。比較的、公務員とか教員とかが年金もらえていいですねと住民から言われるんですけども、その方々が口をそろえて言うのは1年間の年金の2カ月分がこれで飛んでいってしまう。こういうふうに使われているぐらい負担が多くなっているわけなんですよ。当然、広域連合では介護保険引き下げるための努力してほしいと言っていますが、ここでは国民健康保険税ですので、確かに国保会計も大変ですけども、いろんな創意工夫をして国保税を上げない、引き下げる努力をしていただきたいというのが私の一番言いたいところです。

去年でしたっけ、軽減世帯の受けるところは緩和されてふえたんですよ。一番よくわかったのは、なるほど、国庫補助金をふやすことが一番国保の軽減に結びつくんだということがよくわかりました。そういう意味でいえば、町長もあらゆるところで言っていると思うんですけども、国保会計に対して国庫負担をふやすこと。とりわけ今、都道府県一本化が起こるときに本来、県と、県知事会と一緒に1兆円でしたっけ、金を出せということをしつかりとお願いしたいということが1つ。とはいえ、今の国はどちらを向いているかわからない。社会保障費削減の中で、仕方がないと言っても住民の暮らしは守れません。

ところで、ここで町では、私は、一般財源を投入してでも国保税を引き下げるべきではないかということをお町長に言いたいと思うんですよ。そうやって委員会でも反対してきました。

1つには、賦課総額を下げることを考えていただきたい。ここでいえば、保健施設の普及事業の健康カレンダー、人間ドックの事業409万2,000円、健康管理センター管理費654万4,000円、合わせて1,000万をちょっと超える金額です。これぐらい入れても変わらないというかもしれませんが、私は一般財源を入れて国保世帯を救済することは何ら特定のところに不公平になるというようなことではないと思うのです。例えば公共下水道や合併処理浄化槽や下水道の問題でいえば、使っていると使わないところでの公費負担のあり方が違うのは当然のことです。ほかの保険に入っているから国保だけはできないと言いますが、御存じのように国保はほかの保険に入れない。言ってみれば、仕事がない方も含めてここに入っているわけです。そういう意味でいえば、私は公的な責任が大きいと思いますので、ぜひとも今回基金がないと言っていますが、5,000万ぐらい残ってくるかな。もしそれでも足りなければ一般財源等入れて国保税を上げない、下げる方向を目指していただきたい。

委員会で言いましたが、委員の認識も恐らくどっかからお金持ってこないで国保税成り立たな

いのではないか。繰り上げ充当すべきではないかという意見もありましたが、国保会計は本来、単年度決算です。そういう意味でいえば、繰り上げ充当等で先延ばしにするのではなく、一般財源を入れて引き下げるべきだということを指摘して反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 細田です。真壁議員が言われるのは一々もっとものように聞こえます。確かにこの税と社会保障の一体改革のときに本来の姿は、7割軽減、5割軽減の層に物すごい手当て、軽減措置がされる予定でございましたが、これが消費税絡みでございましたので、わずかたしか0.5%ぐらいしか軽減にならなかったという事実でございまして、ほかの税の中で一番やっぱり高いのは国保税であるのは事実です。

また、それもですけども、今回の予算の中に今まで高額医療のは80万以上の高額医療費についての割合によって納付して、またそれがバック、割合によってお金が入ってくると。もう一つの高額医療で30万から80万までののが1円から80万までのほうに改正されました。ということは、南部町の医療費が高くなればなるほど、その割合によって向こうから交付金みたいな共同事業のやつが入ってくるんですね。それらがなければもっと医療給付が伸びて私たちの保険料にはね返るところですが、そういう緩和措置がどうもなされると思ってますし、国に確かに国の補助金を上げてもらえば大分助かるのは事実です。

今度の平成30年に国保が県に一本化になります。そのときにお土産みたいに言ったらおかしい、県のほうが何がしきちっとした国の予算を入れてもらわんと大変だということで、そのときに国の補助金が上がります。それで平準化してうまく運営できるように国保会計がなるようになっておるようでございますが、今回の予算でも確かに我が町の国保会計、もう基金がなくなりました。物すごく医療費が上がったとき、その基金を崩して上手に回してましたけど、本当にゼロになりました。これからどうするかという大きな問題でしたけど、どうも26年度予算決算の見込みでしたら四、五千万繰越金ができそうだと。今度はこの繰越金を活用して基金がわりにして医療費の抑制、また保険税、保険料の抑制を図っていただきたいと思いますし、もう一つは、いいことは我が担当課に保健師が配置されまして、この保健師が保健事業を本当に医療費分析を行われ、適切な処置をされておられまして、あら、保健師が国保会計におるってこのように違うんかなとつくづく感心いたしました。これらの保健師がもっともっと活躍されて皆さんが元気な皆さん方になるよう、また医療費がこれ以上かからないよう、頑張っていかれることを希望いたしまして、今回のこの27年度国保会計については賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第27号、平成27年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

賛成、反対の御意見がございました。起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

ここで休憩をとりたいと思います。再開は2時40分からいたします。

午後2時24分休憩

.....
午後2時40分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第28 議案第28号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第28、議案第28号、平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第28号、平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計当初予算。

内容は、歳入歳出総額を1億3,088万円と定め、経常的な予算計上であります。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、後期高齢者の県一本化で中身が見えない。少なくとも後期高齢者について責任持つのは町。後期高齢者の広域弊害は大きい。パイプは大きくていいという意見もあるが、医療削減中で抜本的な制度改正が必要。

賛成意見でございますが、後期高齢者は県一本でしているため、分母が大きい。医療費は30億、単町でするにはもたない。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた

しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第28号、後期高齢者の医療特別会計に反対をいたします。

今回の予算は、先ほど委員長が述べられたように1億3,088万円、このうちほとんど1億2,439万1,000円がいわゆる分賦金として広域連合に納められるという予算です。事務費負担の807万も同様に連合に繰り込まれています。御存じのように75歳以上の方が国保、いろんなどころから離れてこの後期高齢の医療制度に移るわけです。

この中で、町内ではそしたら75歳以上2,067人が対象だということですが、これらの方々から特別徴収、普通徴収のあり方として合計8,087万197円、このお金を集めていくという仕事なんですよ。言ってみれば、町はお金を集めますが、上に上げてあとは広域連合でやっていただくという内容です。

1つには、身近な問題としてつくづく痛感しますのは、国保会計、後期高齢者見ていて思いますのは、これは広域連合で町長は連合長としてお述べになっておられたんですけども、さまざまな保険で医療を単純に医療や介護の保険のお金だけではなくて、それに伴う健康診査とか健康事業とか、そういうところにまで保険を適用することになって幅を広げてきた。そのきわめつけが広域連……。介護保険のまちづくりにまで保険のお金出そうかという分ですから、そういう中でどんどん大きくなっていく中で、この仕組みが負担増も大きくなっていくという弊害があるというのは、そういう意味では私も同じように思っているわけなんです。解決方法の違いはあると思うんですけども、例えば今回、後期高齢者の健診の委託料が460万、委託金が出ているんですけども、本来であれば従来は、これは町の事業として保健衛生事業で取り組んでいたことではなかったのだろうか。それを何でも相互互助方式ですか、社会保険方式とか、こういう中でお互いに自分もお金出し合うのということで、こういう制度の中で負担がふえてくるわ、サービスは広がらないというところがどこにも同じような現象として起こってきているというふうに思うわけです。とりわけ後期高齢者の問題は、先ほどの議員も年が離れてるからよくわからんわと言ってる議員もいらっしやいましたけれども、議会にいたらほとんど後期高齢の中身がわからないというのが現状です。なぜかという、なかなか広域に行っちゃって中身が見えてこないというのがあると思うんです。

でも、住民の対象者の2,067人というのは町に生活しているわけです。この方々がさまざま

まな税金払ったり負担しながら生活している中で、後期高齢医療もあるわけですよ。そういう意味から見れば、なかなか町の手のひらに乗ってきにくいのが広域連合の制度ではないかというふうに思うわけです。

ついで言えば、私は、小さなところでは町は少なくとも特別調整交付金を除いた一般財源分等については、この後期高齢者の徴収金で払うのではなく、一般財源等から持ち出して負担をなるべく少なくしていくための努力をすべきだということがまず1点目。

大きく2点目でいえば、この後期高齢制度をそもそも変えていく必要があるのではないかといい指摘です。とりわけ賛成する議員は、いつもパイが大きくなればいいと言いますが、全国都道府県で一本化したところ、大きい東京都、小さな鳥取県でパイの大きさ、大きくするといっても限度が違うわけですよ。本当にパイを大きくすることがいいのかということは、国の中では話しされてるということも聞きました。この後期高齢者に基ついて今度は国民健康保険も全県一本化、この狙いとするところは医療計画での県に指導を出すということになったように、都道府県を通じて医療・介護の大削減計画が行われてくるということを考えたら、やっぱり地方から広域連合のあり方に物申すという姿勢を持っていただきたいという点から反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 後期高齢者医療の特別会計でございますが、これは全県化一本の今、やっている広域連合の議会でございますが、昔は老人保健医療というのがあったんですが、これが高じてこれですが、我が町でもし老人医療をこのまま持っとったらば、また国保と同様に大変な感じになってんじゃないかと。後期高齢は75歳以上ですが、その前に介護保険の1号保険者が65歳からです。私もとうとう65歳になりまして、やっぱり65歳以上になれば、どことなく体の調子が悪くて病気にかかりやすく、医療費がかさんでまいります。昔の老人医療に75歳以上になればもっと医療費がかさむと。それが単町でやったならば本当にこれ、大変なことになるなというので国の施策で、後期高齢で県一本、東京都の例言いましたが、鳥取県ぐらいがよく見えてちょうどいいかなとは思いますが、そういうことで私も議会のたびに一応、報告はさせてもらっております。月に3億円ぐらいの医療費が伸びております。これが今回、伸びなかったという3%ぐらい減でした。なぜといたら、高齢者自体も今度は人口が減少になっているという状態が鳥取県に起きておりまして、医療費も一緒でございますが、今回の国保会計でも医療費が伸び悩んだ。いいことですが、原因はやっぱり保険者の減だということがあったということは、南部町自体の国保の人、また後期高齢の人やちがだんだんと減少時代になってきたとい

うのが事実でありまして、これを単町でもまた大変でございまして、これ、県一本で本当に分母が大きいほうがいいですので、こういうことからこれが今、賄っております。保健事業も後期高齢のほうから市町村委託金でできておりまして、それも保健事業として保健師さんですが、この後期高齢の保健事業をやっております。これ以上、医療費が上がらないように元気な老人になってねという感じで今、一生懸命やっておりますし、大分この後期高齢者医療、最初は物議醸しましたけども、今、ほとんど市民権得たような感じでございまして、今後の推移を見守っていきたいと思っておりますので、賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 28 号、平成 27 年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

賛成、反対御意見がございました。起立によって決したいと思えます。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第 29 議案第 29 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 29、議案第 29 号、平成 27 年度南部町墓苑事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第 29 号、平成 27 年度南部町墓苑事業特別会計当初予算。

内容は、歳入歳出総額を 276 万 9,000 円と定め、一般管理費と償還金とするものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第29号、平成27年度南部町墓苑事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第30 議案第30号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第30、議案第30号、平成27年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第30号、平成27年度南部町住宅資金貸付事業特別会計当初予算。

内容は、歳入歳出総額を216万1,000円と定め、一般管理費と住宅新築資金償還金、宅地取得資金償還金とするものです。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対、賛成意見でございますが、いつもと同じ意見でございますので、省略します。ただ、共通した点は、国に対応を求めるということでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 議案第30号、平成27年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算に対して反対するものであります。

委員長報告でもございましたが、これは国の事業、地域改善対策の施策、これを基礎自治体に肩がわりをさせたものであるということですね。行政側の執行部のほうから出された資料を拝見いたしますと、住宅新築資金、そして住宅改善資金、また宅地取得資金、これの回収です。もう貸し付けは既に終わっておりますので、26年度の報告を見ますと現年度の納入率というんですか、回収率が29.9%で、過年度の分が1.9%の回収に終わっておりますね。予測としてこ

の段階ですので、このままいきますと累積で貸し付けの回収未納分が約8,500万になるという事です。

私は、回収がなかなか思うように進まないのは、現下の情勢、当時、貸し付けを受けた方が高齢になって収入も減る。また、仮に一緒に住まいされている方も思うように収入が上がらず、日々の生活で大変で返すお金も苦労しておられるような状況なんですね。そういう状況であれば、委員会でみんなの意見としては、国がやっぱりやるのが当然だということなんですけども、しかし、それでほっとくわけにはいきませんので、新たに町の施策として何らかの支援をつくったらどうだろうと思うんです。例えば減免制度をすとか、そういうようなことをやっぱりやるべき。そうしないと、いつまでたってもなかなかこれを本腰を上げて国が責任を持つということにならない限り解決できないことです。ぜひそういう施策をとってやるべきであるということで、そういう施策がない限りは、私はこの予算については認めることはできない。そういうことから反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。（「なし」「賛成者誰よ」「なし」と呼ぶ者あり）討論ありませんか。（発言する者あり）

10番、石上良夫君。（「賛成したんでしょ」と呼ぶ者あり）

○議員（10番 石上 良夫君） 賛成の立場で討論したいと思います。

今の反対者も反対討論されたわけですが、非常に御理解のある討論で以前と大分変わってきたなと……（笑声）現実がわかってきたということで……（発言する者あり）そうです。27年度からまた税務課が徴収に当たるわけですが、いろんないきさつがありまして私どもも調査しましたら、いわゆる共保証の問題、これが明らかになってきて、そうはいっても保証人は誰であろうと借りたら返さないけんのが人間としての務めだろうと思います。町も国の施策に乗って貸し付け業務を行ってきたという手前、やっぱり国や県とよく相談をされてこの事業が、改善対策が進んで本当に人権対策がとられてきたと後でそう言われるような施策になったらいいと。そしてまた、一部、ほとんどの方はもう年数がたちますので償却済んでおりますけど、やっぱり未計画のものも一部見受けられます。そういうところにはやっぱり計画性を示して、この業務がスムーズに進んでいきますよう期待をして賛成討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 反対です。

先ほど委員長が報告でなさったように、いつも同じ討論だということは、私はそうじゃないと

思うんですよ。皆さん、そういう認識でしょうか。もしそうであれば、議会が何しとったかということと、いつもいつも同じ課題が解決できないまま執行部も同じことを提案してきて、議会も同じことを討論してるということになるんじゃないですか。私は、そうじゃないと思うんですよ。そういう意味では、議会で何を論議したかということですよ。

先ほど亀尾議員が言われた何らかの救済策をとるということは、これは以前から私たち、言ってきたことなんですよ。言ってきましたよ。もし返済能力がないというのであれば、何らかの対処をすべきだということを書いてきたんですよ。

今回、問題として指摘させてもらいましたのは、26年度の現時点で見ても、要するに当年度入るべきものが入らないで、結果として滞納額がふえていってることを指摘したわけなんですよ。そうでしたよね。そのことについて何らかの手を打たなければ、今、残額があと起債の償還残高幾らですか、668万5,000円ですよ。そうそこまで来てるわけです。そういうことでいえば、今度担当課が変わるんですね。税務課に行くと思うんですけども、そこがどうして当年度に入る分が入らないのかということとをしっかりと分析してもらって、どういう問題があるのかということとを議会に言っていただきたいと。それで、これを少なくしていくためにはほっといたらどんどんふえていきますからね。当年度が入らない原因は何なのかということをつかんで手を打つべきだということを書かせてもらったんですよ。そういう意味でいえば、そういうことをしてくださらないければ、同じような問題を抱えて同じような提案をしてきて、議会もそれは仕方がないかで終わってるって、これは住民に対して責任持てないということを申しわけないですが、厳しく指摘しまして反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥日出夫君） 先ほど進展のある意見もあったようですが、私は出た当初からこれずっとあるわけで、今、国の施策がもう終わってるわけです。新しい貸し付けがないということで徴収業務だけということなんです、やはり前にもずっと話をして論議を醸したように、国にやっていただくというような、国に対してその対応策を考えていただくというようなことを、そういう話があったときに町長は常々、国のほうに出かけたときにはそういう形でいつも町村会のほうでもですが、言っておるということでおられます。

しかしながら、なかなか進展が見られないということは何らかの施策も必要ではないかなというふう思うわけですが、今のところは新年度の予算ということで出ておりますし、今回はやはりこれで行くべきだというふうに思いまして、賛成討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第30号ですが、反対の立場で討論いたします。

石上議員からも借りたものは返すのが当然であり、それが基本だということが出されました。当然だと思います。それで、町はこれを国の施策だとはいいながら、窓口としてこれを貸し付けてきた経過があり、責任があるわけですね。その過程で今、石上議員からも共保証のことが、よく調べてみると責任能力のない人が保証人になっていたと、こういうことが今、また明らかになってきたわけですね。こういう町が窓口になって保証能力のない人を保証人にして貸し付けるとするのは、これは町としては許されることではありませんね。こういうことをしてきた町はそのことをきちんと反省して、この問題を根本的に解決する方向を出す責任がありますよね。そういうことを指摘いたしまして反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第30号、平成27年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算を採決いたします。

賛成、反対御意見ございました。起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第31 議案第31号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第31、議案第31号、平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第31号、平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計当初予算。

内容は、歳入歳出総額を2億4,428万9,000円と定め、一般管理費、維持管理費、公債費とするものです。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、国が定めた既定の金額なら別だが、町単独なので負担減を図るべき。

賛成意見でございますが、一般会計からの繰り入れもある。経費節減も見られるので賛成。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 議案第31号、平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計予算に反対するものであります。

これは委員長報告でもありましたが、それぞれの自治体の総意で使用料、それから加入金、あるいは自己負担ですね、これを決めるものです。

そこで私が主張したい反対する理由なんですけども、1つは、26年度の接続率というんですか、された分は86.7%ですね。これ、100%になれば使用料負担が恐らく若干低くなると思います。ただ、加入金を納め、そしてその上に宅内改装事業に多額のお金がかかりますね。私のところは公共下水でしたけど、私個人で言いますと100万円を超えました。なかなかそのお金を捻出するのは大変です。宅内工事の修繕にお金を補助する、そういうことはできないんですけども、何回か同僚議員の中からの説明したんですが、住宅のリフォーム助成というのが全国では広がっておりますね。年々この制度、広がっております。そういう中で、やはりそういう施策でもつくって改良事業を含めていく、そして加入率を高めていく、そのことがやはり使用料にも安くなると思うんです。

もう一つ、私がつけ加えるのは、使用料そのものをやっぱり引き下げをすること、このことではないでしょうか。つけ加えますけども、これはやはり河川の水質改善に非常に大きな役割を果たしております。

私が住んでおります法勝寺地内に両側に水路がございます。この事業が進んでないときは、川にえたいも知れないような藻がいっぱい生えておりました。ところが、私の地域でこの下水の整備が一定進みますとそのような藻がなくなりまして、一昔というんですか、二昔いうんですか、かなり以前の水質の状況に変わっております。そういうことも含めれば、やはり町としては使用料を安くする。また、リフォーム助成も制度もつくって進めていくことを強く求めて反対するものです。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 2番、三鴨でございます。私は、この31号、賛成の立場でお話をさせてもらいたいと思います。

先ほど反対の御意見の中で、使用料を安くするべきというお話がありましたけれども、これ、農業集落排水事業は総事業費が2億4,400万の中で、実際の建設事業はないわけでした、施設運営をするのにこれだけかかっています。そのうちの1億円を一般財源から補充していただいて、結局、経費としては1億4,000万かけて運営しておるわけでございます。やっぱり一般会計からこれだけの多額の支援をいただいて運営する会計の中で、さらに皆さん方の御負担になる使用料を安くということには収支のバランスからいっても非常に厳しいものがあるんじゃないかと。厳しい運営をしているところであるので、私はそういうことにはなかなかならんのではないかなというふうに思っています。

それから、接続率のアップをというお話がありましたけれども、これは経費がかかるから接続しないというお方よりも、今、おっしゃられましたように86.7%までいきますと、つないでおられない方というのは独居さんになられたとか、建設当時はやるつもりだったけど、今、自分1人でなかなかようつなはんわいうようなお方がほとんどで、もう結構頭打ちになっておる状況だと思っております。ですので、単純に入ってください、つないでくださいというのも、そういう費用負担をどうこうということで接続率が上がっていくということではないというふうに思っております。

会計自体の運営としましても担当課もよく頑張っておられまして、補正予算の中でも聞き取りしたときに汚泥の減容化を進めていると、汚泥を20%削減して経費を250万でしたか、委託料も安くなっているんだというふうな話がありました。このたびの当初予算についても委託料も下がってきております。そういう努力もされておりますので、この施設運営の経費につきましては、その辺の努力も考慮して賛成すべきと考えますので、よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第31号、平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

賛成、反対御意見がございました。起立によって決したいと思います。

委員長の報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第 3 2 議案第 3 2 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3 2、議案第 3 2 号、平成 2 7 年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長です。議案第 3 2 号、平成 2 7 年度南部町浄化槽整備事業特別会計当初予算。

内容は、歳入歳出総額を 6, 0 2 8 万 5, 0 0 0 円と定め、一般管理費、浄化槽建設費、小規模集合施設管理費、公債費とするものです。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、これは議案第 3 1 号と同意見でございます。

賛成意見は、中山間部の制度が 5 年で切れるが、延長になったので賛成する。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1 2 番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 議案第 3 2 号、平成 2 7 年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算に反対するものであります。

理由は、基本的には先ほどの 3 1 号、農集の予算と同じ考えですが、ここの中でただ強調しておきたいのは、この浄化槽の整備事業にその範囲の方、地域のあれが今のところ実施が 5 8. 4 %というぐあい聞いております。非常にこれは地域的にいっても厳しい状況であります。

先ほどの農集の賛成討論の中でもありました。ただ、家族的に家族構成が非常にわずか独居の方もあり、そして高齢者の方もあります。それから、次の世代がここに住むというなかなか展望といえますか、見通しがいいような状況であって、あったほうがいいんだけど、いわゆる多額のお金をかけて内部を変えるということもなかなかできないというのが状況であります。そう

いう状況でありますから、先ほども言いましたように、31号のときにも反対討論言いました何らかの支援を持っていくこと。そして、あわせてつないだ後、実施したときの使用料金の負担軽減、これを求めて反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 2番、三鴨でございます。この浄化槽事業ですけれども、理由は先ほどの31号とほぼ同じですけれども、私は賛成していただきたいと思っております。

これは先ほどおっしゃいました町の水洗化率をどんどん上げるために、今年度については10基の新設設置を計画しておられます。それによって水洗化率もアップしてくるわけですが、今現在58.4%ということで、これはまだまだ上がっていく可能性はあるんじゃないかと私も思っております。そうした中で、担当課としてはこれからどうされますでしょうかというような中身だないかと思えますけど、お考えがどうでしょうかというようなアンケートもとられたようですし、今年度は10基もできてくるということで水洗化率も上がってくると思っております。

委員長のお話にもありましたけれども、国の制度も大体5年で、区切りで終わる予定でしたけれども、26年度で終わりましたが、やっぱり国としてはこういった中山間部に延々と本管を持っていくような事業よりは、こうした浄化槽ですとか、そういう管路のない整備が有効ということで、また5年間延びたようです。それに早速に町としても取り組んで10基の設置を考えているということでありまして、ぜひとも町全体の水洗化率をアップするためにもこの事業、取り組んでもらって皆さん方に設置をしてもらいたいと思っておりますので、私は賛成すべきというふうに思っております。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第32号、平成27年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算を採決いたします。

賛成、反対御意見ございました。起立によって決したいと思います。

委員長の報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3 3、議案第 3 3 号、平成 2 7 年度南部町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第 3 3 号、平成 2 7 年度南部町公共下水道事業特別会計当初予算。

内容は、歳入歳出総額を 1 億 8, 7 3 7 万 6, 0 0 0 円と定め、一般管理費、維持管理費、汚泥処理費、公債費とするものです。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見、賛成意見でございますが、議案 3 1 号と同意見でございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1 2 番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 議案第 3 3 号、平成 2 7 年度南部町公共下水道事業特別会計予算について、反対するものであります。

委員長報告にもありましたが、意見としては、理由は 3 1 号とほぼ変わりません。この中で、私も報告受けた中で接続率が 9 2. 3 %、もうほぼ 1 0 0 %にあとわずかという状況でありますね。引き続き、努力されることは信じております。私は、3 1 号、3 2 号でも言いましたが、利用料、いわゆるその負担軽減をぜひやっていただきたいということです。

つけ加えて言いますと、この後上がってきます水道事業会計にも影響することなんですけども、旧西伯時代は、上下水道は単独、独立の課だなくて、建設水道課ということで含めまして、その中で課員を単独でやるのではなく、人件費の面でも何とかして効率を上げ、高めようというやり方をされておりました。そのことで随分、やはり負担の軽減にも役立っていたいうぐあいに私、思っております。ぜひこのことについても町長はみずから考えられて、何とか人件費に効率よくやるようなことを施策と、そういうぐあいに方向を変えられてはということを進言するものであります。

理由としては、いわゆる利用料を減らす、軽減するということを求めて討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2 番、三鴨義文君。

○議員（2 番 三鴨 義文君） 2 番、三鴨です。公共下水について、私は賛成すべきと思っております。

先ほど反対討論の中で、課員がという話、人件費削減の話がありましたけれども、これで公共下水事業で見ている職員数は1人でございます、これをさらにということにはならないのではないかと思います。やっぱり上下水道課の中で、農集で持ってる職員、あるいは水道で持ってる職員が互いにこう助け合いながらで公共下水の部分は最低の1人を担当として充てて運営しているということだと思いますので、これを人件費をさらに削減せいというのはなかなか容易なことではないのではないかなというふうに思います。

それから、公共下水につきましても設備投資がもう終わっておりまして、事業運営、機械の運営費用であります1億8,000万ぐらい全体でかかっておりまして、そのうちの7,000万ほども一般会計からの繰り入れをしてもらって事業収支を合わせているということです、それは使用料ですとか、そういった個人負担は少なければ少ないほうがよろしいわけですが、なかなかその収支のバランスや運営の健全化ということから見ますと、これ以上使用料を負担を安く、少なくということは非常に厳しいことがありますので、私は今回出されております公共下水の当初予算につきましては、非常に老朽化してくる施設の中で修繕料もかかる中で頑張ってる予算計画だなというふうに見ましたので、賛成したいと考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第33号、平成27年度南部町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

賛成、反対の御意見がございました。起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第34 議案第34号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第34、議案第34号、平成27年度南部町太陽光発電事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

- 予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第34号、平成27年度南部町太陽光発電事業特別会計当初予算。

内容は、歳入歳出総額を5,832万2,000円と定め、維持管理費、公債費、繰出金などです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

- 議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第34号、平成27年度南部町太陽光発電事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第35 議案第35号

- 議長（秦 伊知郎君） 日程第35、議案第35号、平成27年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

- 予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第35号、平成27年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計当初予算。

内容は、歳入歳出総額を47万2,000円と定め、審査会費とするものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

- 議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第35号、平成27年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第36 議案第36号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第36、議案第36号、平成27年度南部町水道事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第36号、平成27年度南部町水道事業会計当初予算。

内容は、収益的収入支出総額を2億2,630万1,000円とし、水道事業費用とするもので、資本的収入1億6,461万7,000円、資本的支出2億3,651万4,000円とし、建設改良費、企業債償還金とするものです。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、西伯と会見の統合が問題になっている。統合すべきと思うが、そのような予算ではない。水道のついてない地域、井戸採掘のための補助の50万円、町が引かないので、補助要綱を見ると補助率の定めがないものとなっているので、公平な観点からこれを準用して普及させていないのは町の責任と思う。

賛成の理由でございますが、水道は27年度で事業完了とあるので、完了を早くしてもらって統合に早く動いてもらいたい。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第36号、平成27年度南部町水道事業会計予算に反対の立場で討論いたします。

今年度の予算ですけれども、事業統合を今年度で完了するというので、その後、南部町の水道料金の統一ということが大きな課題になっております。

私が1つ言いたいのは、平成26年の5月まで西伯の簡易水道に大きな格差がありました。それ以前に私たちは、こういう西伯地域だけでも大きな格差を放置していいのかということはずっと言ってまいりましたけれども、そのことに対して全くそれまで対応されてこなかったわけです。

それで、そこに至る考え方として町長は、簡易水道にかけた施設建設の費用を受益者負担という名で賦課されてきた、それが格差の大きなものになってきた、そういう基本的な考え方があったんですね。それを是正もせずに合併後10年もたつ……（発言する者あり）9年ですね、そこまで放置されてきた、そういう実態があったということなんです。私は、水道料金が、格差があるという問題は同じ行政の中でいいことではないわけですから、そういうことをきちんと統合できなかったことを、施設建設費を理由にしてしなかったということもきちんと反省されて、それがまず大前提だと思います。それをすることを1つは求めたいと思いますし、今、西伯の簡易水道では、加入金が消費税含めると40万円という加入金の実態も放置されていますね。こういうことを水道統合、だからその機にやるんだということをおられますけれども、それまで放置してきた責任は重大ですよ。そのことをきちんと反省せずに料金を統合するという大義名分だけでやろうとするのは非常に無理がある。まず、これまで行政のとってきた施策を反省することなしには進められないということを指摘して反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 1番、白川です。今、工事中の水道事業の案件です。現在、最も不安視されていることが西伯地区にある幾つかの水源の水位の低下であります。安定供給できなければ大変なことになるんです。私たちの生活において水や空気はなくてはならない貴重な天然資源であります。これらの資源は誰のものかという議論は本来存在せず、みんなで大事に使っていくことが本来の望ましい姿であると思います。町民1万1,400人へ、また未来の子供たちへ安定的に良質な水を確保するためにもこの事業は必要であると考えます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。（「賛成いいですか」と呼ぶ者あり）

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 2番、三鴨です。先ほどの白川議員の基本的考え方、私も同調するところで間違いはないところです。

先ほど反対の御意見の中に簡水の水道代が非常に下がったので、それはその簡易水道の経緯があって高いままだったということも御指摘ありましたけれども、そのこともやっぱりその簡水ごとの建設費であったり水源の確保の仕方であったり、いろいろなケースごとに決められた水道料金体系だったものがこのたび会計も統合しましたので、それで水道の法勝寺地区と同じような、上水と同じような形で改定もされてきたところです。

加入金につきましても、そういった過去の経過を踏まえながら一遍に40万というものが解消できなかったということがあります。これも旧会見地区でも、そういった池野鶴田簡水のほうが若干の差があったり、料金についてはというのがありましたけれども、今、2本立てになってきたわけですから、加入金についてもそういう40万という格差の部分は、これからの水道会計の中で収支バランスを考えて、そういうものはもう一本化したらどうだという議論を審議会のほうで検討されればいんじゃないかなというふうに思っております。

今回の当初予算に上げられております1億3,000万程度の工事費ですけど、ぜひこれはつけて早い完了、完成をしてもらって、植田議員がおっしゃられておりましたけれども、そういった格差がないような方向というのは、工事が終わって健全な経営というものが収入と支出、ランニングコスト、いろいろなものを勘案された中で検討されていくんだろうなというふうに思いますので、とにかく大きな金が要ります建設事業、統合事業は早く完成していただきたいというふうに思っております。特に西伯地区の水道施設というのは、水源が非常に脆弱で1カ所パンクして漏水があると断水になってしまうというような、これにまだ現状がそうですので、もうこの時代に断水なんていうことを解消せずに外部から移住定住だ、来てくださいというようなことが本当に言って出れるのかと。本当に安全で安心な、水道も安心な町ですからというようなことまで作り上げていかないと次の事業展開にも行かない、水道はそれぐらい大きな課題を持っていることだというふうに思っていますので、今回の予算はぜひとも賛成すべきと考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の水道会計に反対いたします。

理由は、2つに今まで簡水が引き下がったとはいえ、同じ町の中で料金が違うという問題。私たちは、従来から低いほうに合わせる施策をとるべきだと言ってきました。今回の会計を見ても差があることから、低いほうに合わせるべきだというのがまず第1の意見です。

今回の水道統合事業については、関係者等の努力で水道会計に影響ないように一般財源から合併特例債を使って行って来たということは私たちも評価をしているところです。水道料金にはね返らないようにということですね。

ただ、今後の水道統合問題を展望した場合、先日、前回、簡水を引き下げると同時に、上水道等を引き上げてきた経過があるわけですね。私たちは、そうではなくて、今のどなたか言ったように本当に生活するのに命をつないでいくために大変な水道料金は、やはりみんなが使いやすいように高負担させるべきではないという意見を持っているわけです。

近々、行われるであろう統合事業が済んだ後の統合をどのような立場でしていくのかというときに、先ほど植田議員が指摘したような受益者負担主義では禍根が生じるという問題と同時に、先ほど三鴨議員もおっしゃったんですけれども、水道会計の中で収支を考えてということになれば、どう考えても収支を考えて一緒にすればというところが出てくるという問題があるわけなんですよ。

そこで、私たちは、何回もしつこいようですけども、これをなべて高いほうと低いを合わせてごちゃごちゃにするというようなことは行ってはならないと。合併して水道は持っていかれたわ、金額は上がったわということを会見地区の人が言うことのないように双方の恩恵を住民負担減でしていくということを考えたら、少なくとも低いほうに合わせるということが、住民が気持ちの一つにしていくためにも必要だということを行っているわけです。

中では、審議会を27年度等にも公共料金審議会を立ち上げると言ったんですけども、これは委員会の中で指摘させていただきましたが、早々に公共料金審議会かけることはなく、工事の進捗状況と財政負担がどのようなものであるかということを経営に説明してからやるべきだということを経営に指摘しておりますので、それもぜひともお願いしたいということです。

それと、簡水の加入金の40何万ですね、これについては以前からも言ってきました。とりわけ今回思うのは、農村山村地域でしたっけ、両長田とかあの地域に民間で土地を開発した場合に、最高500万出すと言ってるんですよね。そういう事業のところに、業者にお金は出すんだけど、そこに住む人は簡水で40数万ですね、合併処理浄化槽で何十万か使うわけですよ。もしそうであれば、私は水道会計等の中で本当によそから来てほしくて、いわゆる中山間地域です。農山村地域を活性化していこうというのであれば、自然のところがいいんですから、そのような開発行為にお金を出すより、このような高いと言われてる簡水ですね、そういうところに支援していくことのほうがはるかに住民も喜ぶし、来る人も喜ぶと思うんですよ。そういう柔軟な考え方もしてもらって、簡易水道の加入金の問題については、やはり引き下げる方向でいくべきだと

いうことも指摘して反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第36号、平成27年度南部町水道事業会計予算を採決いたします。

賛成、反対御意見ございました。起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第37 議案第37号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第37、議案第37号、平成27年度南部町病院事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第37号、平成27年度南部町病院事業会計当初予算。

内容は、収益的収入25億56万6,000円、収益的支出24億9,990万円とし、病院事業費用とするもので、資本的収入8,069万7,000円、資本的支出2億8,836万2,000円とし、建設改良費、企業債償還金、貸付金とするものです。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、地域病院が成り立つのは住民や患者のことを考えていかないと採算はとれない。住民の負担増にするのは自治体病院ではおかしい。

賛成意見でございますが、安くすればいいものではないと思う。診察等における信頼もあると思う。改定対応も保険事業で2年、介護保険で3年、対応がいろいろある中で頑張っている予算なので賛成。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 平成27年度南部町病院事業会計予算に反対をいたします。

病院管理者初め、職員の方々に上がっていただきまして、委員会でも審査をしてまいりました。

とりわけ出た意見。前年度より入院患者も病院の外来、入院とも減ってくるという人数の予算なんですよね。これは現実として、私は現実を見据えた姿だというふうに思いました。過度に見積もるのではなく、そういう意味では現状を認識しているというふうに受け取ったわけです。

ところが、正直言ってそしたら、患者が減ってくる中でどういうふうにして病院の会計を維持していこうとしているのかということに今度焦点が移ってくるわけですよ。従来までもさんざん今まで医療制度が変わるときに2年間ほど病院会計が落ち込むということは繰り返してきたわけなんです。なぜかという、国の医療制度改正の核というのは医療費削減ですから、それをもろに受けてくるのが病院等になってくるわけですよ。正直言ってその中で、しんどい中を自治体病院はどうしてきたかという、やはり事業外、いわゆる医業外収益ですよ。補助金等をつぎ込む等をしながらやってきた経過があったというふうに思うんです。

今回の病院の会計はどういうふうになさってるかということ、患者は減るんだけど、入院単価、外来単価がふえるんだということになさってるわけですよ。これは点数の加算等もあるかと思うんですけど、お話を聞きまして、入院単価が上がるということは、今、国が進めている、いわゆるサイクルを早めることですよ。21日以上おったら単価が下がっちゃうわけですよ。そしたらどうするかということ、21日までに出ていってもらわないといけない。残念ながらこういうことを行ってきて病院の単価を上げるという一つの課題が出てきたんですよ。

それと、外来単価については、これ、受け取り方の問題もあると思いますが、どう言ったかとおっしゃると、要は、来た患者の方々にいい医療を提供するために検査とかいろんなことをしていただくと。今まで十分であったかどうかということも出たんですけど、これは受け取り方によったら患者さんにいろんな検査をしてもらってやっていくということは、どういっても単価が上がるということは、患者負担がふえるということなんです。それで、お聞きしてきたのが、何としてでも、特に今回の医療改悪というのは相当ひどいもんでして、9万床の削減が高度医療、病院から出たときに西伯病院はどのような影響を受けてくるかという問題で、要は、患者を減らすんですからね。入ってくる患者の数は減るわ、医療費も減になっちゃうわけなんです。その中で、とりわけ多くの自治体病院とか苦労なさってると思うんですよ。

ところが、どちらの方向に持っていくかという点だと思うんですよ。私は、残念ながらこれ見たときに乗り切り方が患者負担の増とか、そういうやり方でやっていくのであれば、私は、病院

は地域に信頼される病院になっていかないと思ったんですよ。首を振っていらっしゃいますが、そこで何回も聞いてきたのが、要は、地方交付税に算入される病院に入るお金ですよ。それが予算の中で8,000万円ぐらい下がっているわけですよ。私は、幾らでも置いとかんといけんと言いますが、少なくとも予算の段階で住民負担増とするような予算にすべきではないのではないかという率直に思ったところです。地域病院としてはどうあるべきか。言ってみれば、南部町の多くの方が西伯病院に足を運んでくれたら当然黒字になるわけなんですよ。なぜ来ていただけないのか。どういうところが信頼されて、どういうところが疑問を持たれてるのかということをやっぱり率直に皆さんの意見を聞きながら、地域の病院として成り立つように工夫していく必要があるというふうに思うんです。

とりわけ委員会で時間をかけて、私も大声を出していろいろ意見を言わせてもらって申しわけなかったと思うんですけども、病院管理者が今後の事業概要として上げていただきました。その中に包括ケア病棟ですよ、これは言ってみれば、前にいる今度賛成なさる議員も認められたように、これやっちゃったらマルメの金額で来ちゃって、病院には収入減になることが多く予想されるわけですよ。ここに書いてある私は、院長を初め、今の病院の維持を何とかしていきたいところを今、国がどういうことを言ってきて、南部町の西伯病院ではどういうことに直面しているのか、住民にどういう協力してもらわないといけないのか、町長部局にどういう協力していただかなきゃいけないのかということは率直に出すべきやと思うんですよ。やはり国の言いなりどおりでは患者離れを起こすし、医療負担増のようなことになれば患者が離れていくと思うんです。そういう意味でいえば、今、今度、県の計画に乗ってももしかしたら西伯病院の一般病床が減らされる可能性があるというときにどういう選択をしていくのか。こういうことを考えたら、私は、今、ここに木村院長を中心に話し合われた今の病院の病棟の中で回していくことも考えたり、とりわけ医大で高度医療を受けてきた方々の受け皿になるような病院というのはぜひ維持してほしいと思うのですよ。そのための努力はどうすべきかということ率直に投げかけていただきながら、地域の病院として今の維持を保つ以上に皆さんに役立つ病院になっていただきたいということから考えたら、今回の予算はやはり患者負担増で方向が違うのではないかということ厳しく指摘いたしまして、反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 議案第37号、西伯病院の事業会計でございますが、今、真壁議員が語る言われまして、もう何だかんだ言たって医療っっちゃうのは2年に1回改正がございま

す。この改正の医療保険でございますので、この医療保険の改正にいかにしてその事業所が改正に乗って病院を守る、まず病院を守って、患者さんを守って、職員も守らないけん。何もせずにしとったら、マイナスになって西伯病院丸が沈没してもらったら話にもなりませんので、そういう努力は今も現にやっておられます。

その中で、前年度より入院患者が減ってるのに単価が上がっている。外来患者も減ってる中で単価が上がっていると。努力して患者さんの負担を軽くしながら病院を経営する。これは大前提でございます、その改正に伴っていかにして病院を守っていくかということが第一主義だと思います。入院患者の期間を短くして点数を上げるんでしょう、それも一つの方法です。また、それらも込めてどうしてもいけないという人は3Bですか、療養型とかいろんなことで患者さんを守って今、やっておられます。

今、いみじくも真壁議員と一致したのは、医大の急性期の患者さんも手術して医大はすぐ3日か4日、早くて3日ぐらい、長くて1週間でも紹介された病院へお返ししますね。それを西伯病院がどんと受けとめるようなシステムにきちとなれば、また私はそれなりに評価があると思いますが、これも法の改正上、ただ受け皿というわけだなしに、これが地域包括ケア病床でなければ、なかなかそこに返しにくいということも中にあるんです。それらも込めて総合的に木村院長を中心にそれをやっていただき、その結果、やっぱり西伯病院はいいねと言われるような住民に信頼されれば、ほかからも患者さんは来ると思います。

確かに医療費が減になった原因は、町内の人口が減もあります。その減のパイをどこから持ってくるかということ、患者さんの動向を見たら旧伯太町、安来市とか隣の町とか日南町とかがやっぱり患者さん、来ておられます。だから、それらにきちと差をつけるじゃないですけど、やっぱり西伯病院はええのというような、今、一生懸命木村院長等、中心になってやっておられます。これも私やち議会もしっかり応援いたしまして、これが、西伯病院が、西伯病院丸がこの荒波を乗り越えられることを期待して賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第37号、平成27年度南部町病院事業会計予算を採決いたします。

賛成、反対御意見ございました。起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第 3 8 議案第 3 8 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3 8、議案第 3 8 号、平成 2 7 年度南部町在宅生活支援事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第 3 8 号、平成 2 7 年度南部町在宅生活支援事業会計当初予算。

内容は、収益的収入 3, 0 7 5 万 3, 0 0 0 円、収益的支出 3, 0 7 5 万 2, 0 0 0 円とし、在宅生活支援事業費用とするものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 3 8 号、平成 2 7 年度南部町在宅生活支援事業会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

ここで休憩をとりたいと思います。再開は 4 時 1 0 分。

午後 3 時 5 6 分休憩

午後 4 時 1 0 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第 3 9 議案第 3 9 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3 9、議案第 3 9 号、南部町まちづくり計画の変更についてを議

題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第39号、南部町まちづくり計画の変更について。

内容は、南部町まちづくり計画の計画期間を5年間延長し、合併特例債を利用できる期間を最大限確保して有効利用を図るため、計画を変更するものです。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、合併したころは、財政はいいが、サービスが低下している。人件費の削減、非正規職員がふえている。ワーキングプアを助長する内容になっている。人件費を削り、箱物にお金が行っている。教育や保育現場が豊かになっているか再検討する必要がある。

賛成意見でございますが、今後の事業、さいはく公民館をどうするのか。これから少子化が進む中、小・中学校がどのようになるのか検討しながら進める必要があると思う。議会にも相談し、町、議会、町民ともども計画を練っていく必要がある。今回の変更については現実ですので賛成したい。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回のまちづくり計画の変更反対をいたします。

委員会の中でも執行部の説明は、合併後の合併特例債を使える期間を平成27年度から31年に延長したいと、合併特例債使いたいということですね。そのための変更でここに書いてある計画については、今後議会とも相談して変更もあり得るという内容で出されてきた内容です。これまでの発行、いわゆる合併特例債の発行限度額、建設事業分と基金造成分が54億1,400万ですよね。これだけが可能だということなんですけども、今まで29億8,700万円の特例債を発行している。今後5年間で、27年から31年で21億6,300万円を使う予定だという内容なんです。

これは平成16年、合併したときに合併と同時に、合併した自治体が発行できる合併特例債と基金の造成については、賛否両論があったところなんですよね。それで10年たった今、多くの自治

体が合併した中で全国的に言われていることは、今じゃないと合併特例債が使えないよということでしたんだけど、結局はどこも町は自治体が大きくなるけれども、箱物はふえたけども、人が減ったという状態が出てきているという現実が指摘されているわけなんですよ。

私は、全国的にそのようなことが言われている中で、合併10年たった26年までのこの10年が財政的にどうであったのか。町の計画と、それから例えば住民サービスが低下したのではないかとされているようなことについても検証する必要があると思うんですよ。とりわけ合併10年間で29億8,700万、今度5年間で21億、ほぼ同額のお金を5年間で使おうかという計画ですね。その中の計画の一番大きいのは、平成30年にしようかなとしている南部町公民館（さいはく分館）整備事業10億を超える金額を借りているわけです。

先ほど委員長が反対討論のまとめの中でも言ってくださったんですけれども、同時に総務課長のほうから示してくださった新町財政計画を見た場合、10年間を見ましたら一番減ってきているのが人件費約4億で、ふえてきているのが扶助費がふえているんですけど、これは生活保護等が社会福祉事務所に来たこともあると思うので、やはり特徴として見るべきは減額4億の人件費だと思うんですよ。それで2つの町が1つになって仕事が減ったのかといたらそうではなくて、実際にここで60数名の方が減った仕事を誰が担ってるのかというと、49名の非常勤職員と13名の臨時職員が担っているのではないのでしょうか。

結果としてこのことは公務員を減らす、60数名の1つの会社がなくなってしまったようなものですよ。それが本当に町の活性化をどちらかとすれば阻害する方向にも行ったのではないかなと思うわけですね。どこの町でも合併した職員が全部おるということはあり得ないと思いますが、その計画と今回の今までの人件費削減が本当に妥当であったのかどうかということも検証しないといけないのではないのでしょうか。49名の非常勤職員、聞き取りの中でもほとんどの課は人件費、正職員を要求したけれども、つかなかったと言っているわけです。そういうことを考えれば、私は今までのこのまちづくり計画の中での財政計画は妥当だったのかどうかというところの検討が要ると思うわけです。

それと、もう一つ指摘をしておかなくてはならないのは、やはり住民から出ているのは、建物を建てるのもいいけど、身の丈に合った建物にすべきじゃないかという意見も出ているわけですよ。先日、保育園を建てるのはいいことではありますけれども、これから子供がどれだけふえるかわからないのに大きなものを建てるとやっぱり皆さんびっくりしていらっしやいます。それを有効に使っていかないといけないと思うんですけれども、往々にして人件費等を削ったりほかのことを削っていく一方で、うちの町は箱物にお金をかけているというのが現状だというふうに

思います。今後、さいはく分館の改修等にしても4億で大きい保育園に比べて、10億といったら一体どんな建物ができるんだろうかとやっぱり思ってしまいますよね。そういう意味でいえば、人口と構成を考えた場合、どのような建物にしていくのかという点でいえば、先に大きな建物ありきではなくて、幾ら合併特例債を使えるからといっても、やっぱり慎重に事を運ばなければいけないというふうに思います。どっちにしても10年間をめぐりて安易に残りの分を使ってしまおうかという計画を立てるのではなく、この10年間でどうであったのかということを検証すべきだということ指摘して、反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） このまちづくり計画の変更でございますが、今、真壁議員が語る言われまして、中身は数字とかそのまま真っすぐそのとおりだと思います。これが、合併特例債が26年で終わると。それが国の政策でまた5年間延長できますよという内容でございますが、今、10年間で一番減ったのは人件費じゃないかと言われまして、見ましたら確かに人件費が最初、16年のときは14億3,100万だったのが、26年のときは10億4,400万まで下がっております。けども、これが5年間の計画では、これが少しずつ人件費がふえてますね。ということは、今のうちに少しずつ人をふやして、また南部町の体力を戻すという大きな私はこの5年間の計画だと思っております。一番こたえたのは、やっぱり地方交付税が27年から一本算定になって、これが今、数字見ましても5,000万から27年度から落ちてまいります。この落ちた分をいかにしてこれからやるのが大きなまちづくり計画ですけども、合併特例債があと5年間使えます。箱物ばかりかもしれませんが、これは本当に中身はこれからよく変更もあり得るといふ答弁いただきました。これ、合併特例債使ってもいいですけど、7割で3割は一般財源入れないけん内容でして、これも慎重な考えが必要だと私は思っております。この5年間のうちに我が南部町が合併特例債を使いながら、ハード面もソフト面もきちっとした南部町になるということを期待いたしまして賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） このたびのまちづくり計画の変更は、先ほどからお話が出てるように、10年間のまちづくり計画で合併特例債を使えるという計画を5年間延長するものですが、これは今の国の地方創生と全くメインではないと思います。地方が疲弊してきてる、これにどの

ように国として支援をするかということで延長が図られたのではないかと、そういう意味ではわからないではないですけれども、この合併特例債というのは市町村合併を進めるためのあめとむちのあめとして提示されたものでした。それで、この10年間に合併によってこの町が本当に住民の皆さんにとってよいまちづくりができたのかということのを改めて検証しなければならないと思います。

先ほど討論の中でもありましたけれども、町長は職員数を100人に1人ということで削減してこられました。これによって町は、住民サービスが本当によくなれば効率的な行政運営ができたということが言えるんだらうと思いますけれども、果たしてそれができたのかということでは非常に住民の皆さんの声を聞きますと、いいまちづくりに向かっているなという感想を私は聞いておりません。合併特例債を5年間延長して本当に住民の皆さんが期待を持たれるような施策ができるのかというのは、この10年間の検証を本当に住民の皆さんの中でしていただかなければ、合併特例債が使えるからということでもいいのかということとは厳しく問われると思います。

合併後の合併した町村は、藤田安一先生の、鳥大の教授の藤田先生のお話によりますと、合併した自治体は総じて元気がないと、こういう鳥取県の自治体を一番見ておられる藤田先生の言葉ですから、私たちは重く受けとめなければいけませんね。そういうところを10年間の町政の評価をきちんと住民の皆さんに評価していただいて、この町のまちづくりを住民の皆さんの声によって動いていく町政にしていく必要があると思っておりますので、今回のまちづくり計画は住民の皆さんと一緒に作った計画ではないんですね。5年間を計画をつくるために行政が作文したという中身になってるんです。そういうところを見ますと、非常に不十分さがあるということを指摘いたしまして反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 賛成者の発言を許します。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山です。私は、この議案に賛成の立場で発言をさせていただきます。

合併特例債という非常に有利な起債を5年間延長して使うことが可能になるために、まちづくり計画を5年延長するというこの内容です。将来的にどういうふうに使っていくのかという目安は示されていますが、個々の事案につきましては、やはり議会の場でいろいろ議論をしながら、必要なものは当然有利な起債を使っていけばいいのだからなというふうに感じておりますが、計画自体も当初の計画では人口の推計が今回の新たな推計と比べてかなり甘かったのかなと。新たな推計と特に14歳までの年少者人口の減り方というのは、当初の計画予測値と今回の予測値と

では相当大きな乖離があります。ということは、それだけやっぱり厳しい現状、将来を見据えた計画を再度つくられたというふうに見てとれるわけです。そして、その子供が減る、人口が減る、高齢化が進むという状況の中で、町を今後、地域のコミュニティー、地域社会をどういうふうにして維持をしていくのか。そして、それを何とか食いとめるために出産の支援ですとか子育ての支援をやっていこうという、これが町の意気込みといいますか、決意のあらわれであるというふうに受け取らせていただいております。そういった意味で、この計画に沿ってしっかりと実効性のある事業を進めていただきたいという期待を込めまして、賛成といたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第39号、南部町まちづくり計画の変更についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございました。起立によって決したいと思います。

委員長の報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第40 陳情第1号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第40、陳情第1号、集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回を政府に求める陳情を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長です。陳情第1号、集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回を政府に求める陳情について、報告をいたします。

採決の結果は、賛成3、反対3で、委員長採択となり、不採択と決しております。

この陳情に対する賛成意見ですが、海外で戦争する国になる過去の日本に戻るような内容を国民に何ら説明もなく、閣議決定で国民を不安におおることはこそくなやり方である。また、過去の戦争で多くの犠牲者があり、特に高齢者の方からの反対も多いという意見がございました。

また、陳情に対する反対意見といたしまして、国際状況の中で防衛手段として集団的自衛権は必要な形となっている。安保関連法案で今後十分審議がされるということを出ておりまして、3対3となりました。私、委員長の意見を述べて、ほか議員の皆様がこの陳情に対する反対に同意

をしていただければと思います。

自衛隊の歴史を顧みると昭和25年、朝鮮戦争が勃発した。この結果、日本の警備と防衛力の増強が急務となった。そこで警察予備隊が設置された。

その後、韓国が竹島を不法占領し、日本漁船の大量の拿捕が始まったことで国土防衛の意識が高まり、自衛隊法が成立した。これが自衛隊の始まりです。この時代でも政府の見解は、自衛のための必要最低限の自衛力は戦力に当たらないというものに変わり、憲法との矛盾を抱えたまま今日に至ってるのは私も認識をしているところです。

しかしながら、近年の日本周辺の状況は、中国の軍事力の近代化や尖閣諸島の国有を主張する海洋における活動、北朝鮮の核保有を前面に出したミサイルなどで挑発的な行動、さらに世界ではイスラム国を初めとする国際テロ組織の活動など、現代の現状は日本にとっても決して安心・安全でないことは皆さんも認めていただけるのではないかなと思います。集団的自衛権行使容認の閣議決定は、現代のこのような状況から日本の抑止力強化を前提に判断されたものと思っております。

安倍総理も閣議決定によって行使されるものではなく、集団的自衛権行使の3要素を満たすためには法改正が必要であり、今後、国会における論議と国民皆様への理解も十分得れるよう、説明を行うとも明言もしております。

このような過去の歴史の流れや現在の日本周辺の現状や世界状況から、今後、政府がどのような見解で説明し、国民を守るための自衛の措置をする考えなのか確認してからの判断でも遅くはないと思い、この陳情に対して不採択とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 今回の委員長報告で可否同数というところで、委員長が採択すべきでないということをおっしゃったわけですがけれども、その最後のところで委員長は、今、これを採択しなくても情勢を見守るといような私はニュアンスに受け取ったんですけども、その点もう少し詳しくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長です。やはり戦争をする国というのは誰しも賛成するものではないというふうに思います。ただ、自分たちの身を守ったり、また国民の財産・生命を守るということになれば、これもまた考えも変わってくるのではないかなというふうにも思います。先ほども言いましたように、この世界の状況というのは本当に刻一

刻と変わってきてるといふのも皆さんも認めていただけたところだと思います。そういった中で、この閣議決定もあったわけなんです、これから日本の立場をどのように政府が考え、また国民のほうにも説明していかれるのか、そういったところを十分聞いてからの判断でもいいんじゃないかなというふうなことです。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 今、国会では与党で、自民、公明で法案の提出が準備されておりますけれども、5月にはこの法案が出されるというような情勢でもありますが、私たちは今、議会在3月開かれておまして、今度定例会6月なんですね。私は、今、この陳情が出されている緊急性というんでしょうか、政府がこの集団的自衛権行使容認の閣議決定というのは重大な憲法解釈の変更にあたると思うんですけども、そのことについてどう考えるのかということが一番焦点にはなっていると思うんですが、委員会ではこの点をどのように判断されたんでしょうか。委員長のお考えも含めてよろしくお願ひいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長です。委員会の中では時間がありませんでした。そこまでの話はしておりません。1時間の中で3つのことをしなくちゃいけなかった。予算決算常任委員会が非常に長くて、お願ひをして1時間もらって今回のことをやっております。そういったことはまず委員会の中ではなかったということですし、個人的には先ほど言ったとおりです。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長の報告に賛成のほか討論ありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、米澤睦夫君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 3番、米澤でございます。私は、集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回を政府に求める陳情に賛成いたします。

日本は、さきの大戦の反省から戦後70年、集団的自衛権についてその行使は憲法上許されないとしてきたところであります。

しかしながら、安倍内閣は、歴代内閣が堅持をしてきました自衛権発動三要件にかわりまして、武力行使の新三要件を掲げ、閣議決定により憲法第9条の解釈を変更し、集団的自衛権を容認す

るに至りました。戦後70年、歴代内閣が追い求め、世界に認められた平和国家から戦争する国への大転換であります。

今、政府は、集団的自衛権の法制化に向け、与党協議を行っていますが、新たな安全保障法制で示された骨格では、グレーゾーン事態の対処として米軍と米軍以外の軍艦船の防護を可能とし、周辺事態法改正では、地理的制約の撤廃、また支援対象を米軍以外の他国軍に拡大、これらは戦闘する米軍などを後方支援する自衛隊の地理的制約を外すことであり、自衛隊の海外派遣が際限がなくなるおそれがあります。

後方支援の恒久法新設では、国際社会の平和と安全のために活動する他国軍の支援、これには国連決議または関連決議が前提としておりますけれども、関連決議とは何か疑問が残ります。平和と安全の名のもとに後方支援といっても、これは戦争に参加することであり、相手国からは敵国とみなされることであります。テロの脅威が起こります。また、派遣は国会の事前承認が基本とのことでありますが、承認の例外の余地を残しております。まさに集団的自衛権行使の容認は、世界の平和の名のもとにアメリカの世界戦略に巻き込まれることであります。

アメリカの世界戦略とは、古くは中南米におけますC I Aの敵対国の国家転覆の策動、それからベトナム戦争、最近では核兵器があるということでイラクに侵攻いたしましたイラク戦争、このイラク戦争につきましては戦争を起こした後に引き揚げた後のイラクがとんでもない状態になっていると。その中から実はアルカイダが出現し、それがまたイスラム国にもなっていくということで、非常に危険きわまりないというところでもあります。アメリカのこういう世界戦略に巻き込まれること、いわゆる反対討論の方は非常にアメリカを友好国として扱っておられますけれども、実は非常に怖いというところがございます。

さらに政府は、文民統制の撤廃、それから武器輸出の解禁ですね、こういうことなど、安倍内閣の右傾化はとどまるところを知りません。平和な日本を子供たちに残すためにも二度と戦争で殺したり殺されたりすることのないよう、集団的自衛権行使の容認は認められません。以上、反対討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 1番、白川です。この集団的自衛権にかかわる意見書の提出については過去もあったと思います。そのときに私は、採択すべきでないという意思表示をしました。あれから時間もたっておりますけれども、今なお私の中では心変わりはありません。基本的に戦争を認めない組織である国連に私たちは世界市民として参加している、加盟をしているんです

ね。

1952年、皆さんはこの年、何が起こったか御存じでしょうか。忘れてしまわれたでしょうか。1952年は、私たち日本人にとって忘れることのできない祝福すべき年なのです。サンフランシスコにおいて連合国サイド48の国全てが今後、日本が独立国家として歩いていくことを認めてくれた年なんです。サンフランシスコ講和会議です。それまでは占領下にあったんですね。このときより私たちは一人前の真の主権国家になった年なんです。私は、このタイミングで日本人による日本人の日本人のための自主憲法をつくる必要があったというふうに思います。少しちょっとカーブしてしまいましたけども、憲法はそのときより改正されておりません。今ある私たちの日本国憲法の中にある憲法9条について、国際紛争を解決する手段として戦争は認めない。陸・海・空軍を保持しないとあります。

しかしながら、あらゆる有事を想定した場合に、憲法が先か国民の命が先かというポイントから見てみたい。十分な防衛力を持っていない我が国の国民の命を守る手段として同盟国との共同防衛の視点から、国連憲章第51条の中にあります集団的自衛権というのは、我が国において1952年に自主主権国家になったときより当然持っているというふうに考えています。国連憲章51条を少し簡単に言いますと、個別的自衛権と集団的自衛権という2つの言葉が出てきます。Aという国とBという国が争ったときに国連が仲裁に入る。しかし、すぐには入ってこれないから、その間、攻められたほうは自分の国で守ってくれというのが個別的自衛権。しかし、世界には巨大な国も多数ありまして、大きな国に攻められたときには守れない。そのときにはどうするんだという意見が出ていたというふうに思います。そんなときには仲間に助けを求めてもいいよということ、これが集団的自衛権の基本的な考え方になっているわけです。あわせてよく言われるグレーゾーン問題にも強力な抑止力を発揮していると考えます。集団的自衛権は、日本国民の命を守る貴重な権利とっておりますので、採択すべきでないと考えます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、委員長の報告に対して反対する立場、つまり集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回を政府に求める陳情に対して採択すべき立場から討論いたします。

先ほど委員長報告に対して賛成者の中から集団的自衛権、このことについて容認すべきだという話がありました。私は、自衛権というのは個別で自衛するということは、外国から攻めてきた場合には守るというのは、それは当然の権利だと思います。

しかし、このたびの集団的自衛権、この内容を見ますと、端的に言えばアメリカとスクラム組

んで世界中どこでも戦争に行くんだという内容ではないでしょうか。今まではあれだったですよ、国民の命と暮らしを守るため、こういうことから憲法9条できちんと平和を一番の柱にしていくということで歴代の内閣が、歴代の長く続いたんですけど、自民党内閣も集団的自衛権はやってはならないということでもってずっとこれまで来たんです。

ところが、安倍首相は、憲法改正は必要だという、そういうことは政界に登場したときからずっとその思いを持っておりました。今回の自民党、公明党の合意文書ではこういうぐあいですね、海外派兵恒久法、まず1つ。2つは、改定周辺事態法。3つ目は、改定PKO、いわゆる国連平和維持活動法、こういった新たな海外派兵制を打ち出しております。これらは従来の派兵法に課せられていた憲法上の2つの制約、1つは武力行使はしない、そして戦闘地域には行かない、これを外すことであります。自衛隊が戦後初めて本格的に戦地に踏み込み、殺し、殺されるこの危険性を現実のものとした企てではないでしょうか。制約外しの第一は、戦地への派兵であります。

政府は、1992年のPKO法を皮切りに海外派兵に踏み込み、まず1つは周辺事態法、そして2つ目にはテロ特措法、そして3つ目にはイラク特措法といった米軍の戦争支援の派兵法を整備しました。

しかし、海外派兵は自衛を超え、違憲というのが従来の政府見解でありました。この制約とつじつまを合わせるため、これまでの派兵法は自衛隊の活動地域を非戦闘地域や後方地域に限定することで他国の武力行使と一体化しない、だから海外派兵ではない、こういう体制をとってきました。

合意文書は、昨年閣議決定に基づいてこの他国の武力行使との一体化について、新たな枠組みを設定するとしています。これまで戦闘地域としてきた地域であっても、実際に銃弾が飛び交う戦闘現場でなければ派兵は可能とする方向です。しかも、政府資料によれば自衛隊の活動地域が戦闘現場になっても撤退するわけでもなく、活動を休止するだけだとしています。例えば自衛隊のイラク派兵、2003年から2008年の間、イラク南部のサモアで陸上自衛隊はロケット砲による攻撃を頻繁に受けました。そのときは宿営地で撤退して難を逃れてきました。

しかし、移動中の場合は、避難場所などありません。自衛隊の活動が他国との直接の戦闘は行わない後方支援であったとしても、一時休止するだけで戦闘地域にとどまれば自己防衛のため武器を使用し、結果として戦闘に巻き込まれる危険は飛躍的に高まります。しかも、政府資料によれば他国軍兵士を含む搜索救助の場合、戦闘現場であっても継続する考えです。搜索救助は文字どおり戦闘の最前線で砲弾をかいくぐって人員を回収する活動です。あらゆる軍事作戦の中でとりわけ危険であり、高度な能力が求められます。

いろいろ述べてきましたが、とにかく後方支援、そのことを主張してでもこれまで来たことに対して外して、世界中どこでも地域の限定を外してしまって、世界中どこでも戦争があれば出かけていく。今までは国連の決議に基づいて派兵しておったのが今度の憲法解釈、変えることによって集団的自衛権、アメリカが戦争をやれば同盟国としてその戦闘に加わるというまことにもって国民の命を一番さらすことではないでしょうか。

特につけ加えて言えば、アメリカの世界どこでも飛んでいける米軍基地が沖縄を初め、本土にもあります。アメリカと戦闘行為を行った国は日本も直接、集団的自衛権を持てば敵国とみなされて、あの広島や長崎での大変な目に遭った核兵器が飛んでこないという保障もありません。ぜひ今度の閣議決定に対して撤回を求めることは、私どもこの議会に籍を置く議員として町民の命を守る一番の手だてではないでしょうか。そのことを強く求めて、ぜひこの陳情は採択すべきであることを申し述べます。

○議長（秦 伊知郎君） ここで時間の延長をあらかじめ申し上げておきます。

反対の意見ですね。（「採択すべきという意見です」と呼ぶ者あり）

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 済みません、先ほど亀尾議員が採択すべきとって反対の意見が出なかったの、申しわけないですけどもさせてやってください。

1つには、私は採択すべきという意見ですが、一つ言っておかなければならないのは、板井委員長は委員会の中で審査する時間がなかった。これはもし、長い時間の中で1時間しかとれなかったというのであれば、私は委員長の責任になってくるんだと思うんですよ。それは理由にならないと思うし、もしお述べになるのであれば自分の意見がどうであろうと、賛成、反対がどのように出たかということをやっぱり詳しくお述べいただかないと、そんな論議はしなかったというのでは、私は委員の一人として委員長に信頼を寄せることはできないということを書いておきたいと思います。

それで、今回の問題は、確かに時間が長引いて常任委員会の中でこの陳情をする委員会がとれなかったというのは、これは議会運営委員会の中で協議せんといけんことやと思うんですよ。それを理由に、だから時間がなくて論議できなかったのだというのであれば、これは委員会での論議できなかった責任は誰にあるのかということになると思いますので、十分その辺は気をつけていただきたいと思うんですよ。よろしく願いいたします。

それで、申しわけございません、賛成が続いて申しわけないと思うんですけども、先ほど白川議員が言われた集団的自衛権が必要だということと、憲法改正しようということをやっぱり言わ

れたということは、私はほっとけないと思ったんですよ。1つは、集団的自衛権は国連の中で認められているというんですけども、国連の中でアメリカ側とソ連側が、2つが集団的自衛権をなめるほど、国連の中に持ち込んだんですけども、第二次世界大戦以後、集団的自衛権同士がぶつかってした戦争ってないんですよ。どんな戦争が起こったかって、集団的自衛権の同じグループの中で大きな国がアメリカとソ連が自分と仲間を組んでるところを覇権主義で戦争していったというのがこの間の戦争であるし、もしくは代理戦争ですよ。わかりますよね、中東の分なんかそうですね。前面に出ないで、自分は戦わないでアジアの人たちと戦わせようというところに立ってきたというのが集団的自衛権の本質であって、今、論議されているのは集団的自衛権を行使して集団的自衛権同士の国がぶつかったということはないんですよ。

それと、もう一つ大事なのは、今、自民党と公明党は白川議員のおっしゃっているような戦争を認めない国連というけど、国連が認めなくてもアメリカと一緒に出ましようというのを決めると言ってるんですよ。これには私も驚いたんですけど、それはまさしく私たち、時期が去年もやったというんですけども、去年の7月でしたっけ、閣議決定してから1年もたっていないのに、今度の5月に関連法案出してくるんですよ。まさしく戦争のための法律だと思いませんか。とりわけわかりやすいのは、言ってたあれですよ、周辺事態法の改正。今、尖閣の列島や中国、北朝鮮、韓国のこと言いますけれども、それだったら周辺事態法、十分間に合うことですよ。なぜ周辺事態をとらないといけないのか。

もう一つは、恒久法ですよ。歯どめなく、切れ目なく、何だったかな、言うけども、その戦争とか物を起こすことに切れ目なくということはどういう国を目指してるのかということをお問わなければならないと思いません。まして、恒久法を今、日本がつくる必要があるんでしょうか。私は、どう考えても今の外国から見たら、外交能力ゼロの安倍首相が日本をとんでもない国にしようとしているのではないかというふうに多くの国民が考えているのではないのでしょうか。最も危険だと思ったのは、選挙に打って出たことですよ。恐らく自分の安泰だということでこれをやりたいと、戦後の総決算だというんですけども、私はこのようなことをやったら、それこそアジアで孤立してしまうし、決めた首相や国会議員だけでなく迷惑こうむるのは多くの日本国民であり、私たちの次の世代の人たちだと思うんですよ。

そういう意味で考えたら、皆さんの中には地方議会でこんなことやり合ってもと思いますが、残念ながら今、国民が選んだ首相たちがどの方向に行ってるかということ等考えたときに、私は政党とか関係なく今の事態がどうかということを考えれば、地方議会から声を上げていって、やはり国民的な大きなうねりにしないと5月が経過したら大変なことになるのではないかという

ことを指摘して、ぜひとも御一緒に上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） この陳情に反対の討論させていただきますが、皆さん御承知のとおり、安全保障法制というのが与党協議でやっております、皆さんも新聞紙上で御存じだと思いますが、3月の20日に与党で骨格が合意されました。

その中身は、安保法制の骨格案の5分野ということで、グレーゾーン事態への対処、周辺事態法改正、先ほど真壁議員が言われました後方支援の恒久法新設、これは国連決議または関連決議が前提ということになっております。それから、PKO協力法改正、そして今、問題になっとなる集団的自衛権の行使でございますが、これはいろいろございます。

まず、武力行使の新三要件、これは総務委員長が言われましたけど、これはちょっと読みますけど、我が国に対する武力攻撃が発生したこと、また我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること。2番目、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がないこと。3番目です。必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと。これが武力行使の新三要件であります。

次に、海外へ派遣する際の3方針として、国際法上の正当性、それから国会関与などの民主的統制、そして隊員の安全の確保ということであります。

そして、恒久法に基づく自衛隊の派遣要件は、国会の全承認を基本とするということになります。ただ、この国会承認の詳細については、まだ与党で協議をするということになっております。

そういうことでございまして、私も前回、これは平成24年6月20日、6月定例議会で同じような陳情が出ました。そのときに私は不採択すべきということで、賛成少数で不採択となっております。そういうことで、やはりこれのこういう大事な法律を改正するというような問題でありますので、地方を代表した国会議員に任せて、私はやるべきじゃないかというふうに思って理解しております。そういうことで総合的に判断しまして、私はこの陳情に対して反対するものであります。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） この陳情、集団的自衛権の行使容認の「閣議決定」の撤回を政府に求める陳情を、ぜひとも採択すべきという立場で討論いたしますが、今、政府・与党がこれを法制化して国会に出そうとしておりますが……（サイレン吹鳴）これは与党と政府の動きは、こ

れまでの政府の憲法解釈を明確に否定、大転換したということをはっきりする必要があると思います。

政府は、これまでの憲法解釈を変えていないというふうに強弁していますけれども、これは通らない話ですね。憲法は明確に武力の行使を禁じていますし、これを自国の防衛というような拡大解釈で合法化といいますか、踏み破ることは断じてできないわけです。これは厳密な憲法解釈からいって、そういう議論は通らない。これははっきりしております。

現行憲法をこういう形で解釈を変更してないということを言いながら法律を出してくるというのは、総理も含めて憲法を遵守する義務違反なんですね。そういう国会、総理大臣が公務員としてやることができないことを数の多数に頼んで国会さえ通れば何でもできるというのが今の安倍首相のやり方ですよ。だから、国会承認も何でも賛成されれば何でも通ると、こういうむちゃくちゃな話が今、通るわけがないし、これは国民多数の今の世論で、安倍首相のやろうとしていることは危険であり、やめるべきだというのが圧倒的な世論なんですよ。こういうことをごり押ししようとする政府、そして地方議会でもこういう憲法違反の法制化、これに対して地方議会が見識を示さなければ、この国は本当に憲法下の法律を遵守していく国にはならない。コンプライアンスというようなことが言われておりますけれども、最高法規は憲法です。これを法律で風穴あけていくなどというようなことができるわけがないし、してはならないことだということを強く申し上げまして、この意見書を採択すべきという立場での討論終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥日出夫君） 8番、青砥です。集団的自衛権の行使容認の閣議決定の撤回を政府に求める陳情ということですが、新聞にも出ておりましたように、集団的自衛権の法制化ということで、自公で協議に入るというような話も新聞に載っておりました。その中で、やはりグレーゾーン事態への対処、周辺事態法の改正、後方支援の恒久法新設、PKO協力法改正、集団的自衛権行使ということで、いろいろ解釈が拡大になってきているという事実は事実であります。

しかしながら、そういう中で集団的自衛権というか、周辺事態法から見ますと、これは周辺事態だけで解決できるという真壁議員の話もありましたが、尖閣諸島しかり、北朝鮮のミサイルしかり、突発的なことがたくさん起きてきているこのごろでございます。その中で、やはり集団的自衛権というのが、いわゆる抑止力という面では非常にきくのではないかというふうに思っています。

むやみに戦争をする国にするなんて人は誰もいないというふうに思っておりますし、当然それをどんどん行使するという事態にはなり得ないというふうに思っております。そういう中で、い

わゆる抑止力を持って、何もない日本なんてへみたいなもんだなんてな感じで周辺から見られるというのは本当に国民の一人としてしゃくでもありますし、侵略されるおそれも非常に強いというふうに思っております。

ただ、海で仕切られてる日本だからということでみんなは安心してるというふうに思いますが、ミサイル、今、戦争になればどこもこっぴみじんです。すぐ終わっちゃいます。そういう中で、行使する、行使しないという面ではなくて、抑止力という面でやはり集団的自衛権を持つべきだというふうに判断をいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第1号、集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回を政府に求める陳情を採決いたします。

委員長報告は不採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告どおり不採択とすることに決まりました。

日程第41 請願第2号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第41、請願第2号、「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める請願を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長です。請願第2号、「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める請願について、審議の結果、全員一致で趣旨採択と決しております。ほか議員にも同じく一致をしていただきたく、審議について報告をさせていただきます。

この請願は、治安維持法によって犠牲になった方々への謝罪と国家賠償を求める法制定の請願でありました。当委員会では、紹介者である亀尾共三議員から提出された資料から意見を伺い、質疑を行い、審議をいたしました。

審議の内容は、戦前の大日本帝国憲法下で人権尊重と主権在民、信教の自由を唱え、戦争に反対したため逮捕され、裁判中の長期抑留と厳しい尋問によって多くの犠牲者を生んだことは認められるところでありました。

委員の意見としまして、第二次世界大戦後、この治安維持法は悪法であったことを認め、廃止され、その後、法律で処罰された方は無罪となっております。ほかに治安維持法で生存する犠牲者の方は残り少なくなっており、戦後70年を迎える節目として賠償法の制定で謝罪を強く求めたいという意見もございました。しかし、当時の調書など存在する資料がほとんどないことから、この国家賠償法は制定されても実効性は乏しいと思われるなどの意見も出されました。

また、過去に旧会見町、旧西伯町議会でも同様に審議され、いずれも趣旨採択されております。当委員会としても犠牲者の方の苦しみや町内にも過去に犠牲者が存在しておられたことなどを鑑みて、この請願に対して全員一致で趣旨採択とすべきと決したことを報告いたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、請願第2号、「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める請願を採決いたします。

委員長報告は趣旨採択でありました。本案を趣旨採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり趣旨採択とすることに決しました。

日程第42 陳情第3号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第42、陳情第3号、原発再稼働に反対し、再生可能な自然エネルギーの導入・普及を進める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長です。陳情第3号、原発再稼働に反対し、再生可能な自然エネルギーの導入・普及を進める意見書の提出を求める陳情書について報告をいたします。

審議の結果といたしましては、賛成2、反対4で、不採択と決しております。

賛成の意見といたしましては、福島原発事故で福島の方はふるさとを失った。今の焦点は、再稼働を許すかどうか。原発の問題は、国民の今の問題に直結をしているというような意見が出ております。

また、意見書の提出を求める陳情に対しての反対意見といたしまして、順次廃炉は賛成だが、即廃止という陳情であり、国民の負担が大きいことから反対する。また、自然エネルギーを目指すのは賛成。陳情全てに反対するものではないが、現時点では賛成できないというような反対意見がございました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） この陳情に採択すべきでないという意見の中で、廃炉は国民の負担が大きいという意見が出されたようですけれども、これ意味がちょっと理解できませんので、どういことでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長です。この再生可能エネルギー、今で言う風力とか太陽光とか、そういったものを今、どんどん進めていっておりますけれども、どうしても買い取り価格もある程度認めながら国がやってきて、南部町も非常に少しずつ潤ってるわけなんです、どこに転嫁してるかといえば企業、それから個人の電気代にもある程度反映が行ってる。調べた限りでは、過去4年間で家庭の電気料も2万円から3万円ぐらい上がってきてる。これが全てだとは言いませんけれど、石油の高騰とかそういったことにもよるとは思うんですけれど、そういった関係で即廃炉にしてとめてしまえば今後の電気の料金等を含めて国民にも負担が行く。そういったところから、即廃止はいかなものかというようなことが出ておりました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 廃炉にすると電気料金が上がるというような御意見のようですが、原発を動かしていった最終的には廃炉にしていくわけですが、その費用負担というのはまだまだ不明確なところがあって、これは今の現行、原発が動かないでいる現状の電気料金

から動かすとそれだけ有利だという比較ができないと思うんですけども、その廃炉できないという根拠について、もし委員会で審査されておりましたらよろしくをお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長です。そういったような点については議論がありませんでした。申しわけありません。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は、委員会でもこの陳情は採択すべきだということで討論をいたしました。

先ほど委員長も言われたんですけども、結果とすれば採択すべきというものが2名であって不採択になったんですけども、論議はどの方向に行ったかといいますと、要は、1つは原発再稼働に反対し、原発ゼロを目指すこと。2つ目の再生可能な自然エネルギーの導入・普及に取り組むこと。この2番はみんな一致したんですよ、そうでしたね。どこが違って来たかという、即原発ゼロを目指すことはできない。ここには即とは書いてないわけですね。

ところが、次の原発再稼働に反対しというところがやっぱり争点になって来たわけです。そうでしたね。それで、要は、今の安倍首相たちが言うベストミックスですよ、均衡をとりながらというので、民主党政権からいわゆる原発再稼働反対を後退させてきたという経過があるのがまさしくあらわれた委員会だったなと私は思っているわけですよ。もし違ったら討論の中で言ってくださいね。

それで問題は、私は原発再稼働どうするかというところに至ったというふうに思っています。その中で出てきたのが総括原価方式で、今、原発を動かさなければほかのところでは経費が余計かさむんだという言い方になったわけですよ。反対する側、電気料金にはね返ってくるのだと。そういう論議が出てきた中での問題であったのではないかと思いますよ。中には趣旨採択だったらできるけれどもという意見があったんですけども、この陳情を受けた私たちとしては、今、再稼働賛成するか反対するかで国民の焦眉の課題なんですよ。それをうやむやにすることはできないということで、再稼働を反対という立場でどうかというところで論議してきたという経

過があります。

なぜ再稼働が今、基準も設けて規制委員会が安全だと言っているのに国民の多くの中に原発再稼働は反対なのか。言ってみたら、国の言うこと信用してへんわけですよ。なぜかって、それは明快ですよ。完全にブロックされたと言いながら漁業に行けない水、いまだに何が原因でここまで影響があったのかということ、原因も究明できていない。いまだに12万を超える方々が帰るか帰れないか、そういうことも帰れない現状が続いていて自分の町に住めるのかもわからずに、半ば強制的に帰還を促していくというようなことが起こっているから国民が信用できないのではないのでしょうか。これが不採択とおっしゃる方も国民の多くはこの再稼働に反対してるんですよ。だからこそ今度再稼働を決めたところもありますけれども、多くの方々が電気を消費することを自粛して節電に協力してきたのではなかったのでしょうか。国民のほうから電気代が上がるから原発動かしてくれという意見というのは出たのでしょうか。私は、電機関連業界、財界、行政側から、いわゆる原発利益共同体ですよ、そこの動きが大きいのだろうと思うことがしきりです。

去年、私たちは福島県の相馬双葉漁業協同組合請戸ホッキ会の会長の志賀勝明さんという方をお呼びして講演会をいたしました。こういう中に、原発ゼロへ福島に生きるというところに書いていらっしゃるんですけどね。その方がおっしゃってたのは、原発をつくる時には漁師の方々に3,000万、4,000万、船ができるし、家を建てるお金をばらまくんだと言っていました。その方々が今どのように変化なさったのでしょうかというときに、答弁に苦しまれて本当に苦しい顔しながら、人間はお金もらっちゃおしまいなんだよなと向こうの言葉で言っていたら、同時に私、思ったのは、そこで多くの方々が女性たちもきっと目頭を熱くさっていたんですけども、どれだけ電力会社のお金とか行政の一方的なやり方で住民が分断されていたのかということも感じたのと同時に、電力会社は自分たちがつくる時にはお金をばらまくのに、事故を起こしてしまっただけのこのていたらくは何だというのが国民の率直な思いではないでしょうか。今、そのときお金もらった方々も含めて住めない状況にある中で、非常に困難な状況ができていますよ。私は、今の多くの国民が再稼働に反対というのは、そういう方々と連帯して本当に後世に住みやすいような国をつくっていかうという立場で意思表示しているなというふうに思うわけです。とりわけこの陳情の中には島根原発のことも書かれています。最も活断層の近くにある原発のことを考えたら、30キロ以上圏外だといってもこの南部町がどのような事態に置かれるのかということは、想像にかたくないのではないのでしょうか。あのようなことがもう1カ所で起これば日本は潰れてしまうのではないのでしょうかという意見もあるのではないのでしょうか。

そういう意味でいえば、多くの国民と恐らく南部町でも意見を募ったら再稼働の反対のほうが多いと思うんです。ぜひとも皆さんと御一緒にこの意見書上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥日出夫君） 原子力の再稼働ということで、私も原発ゼロを目指すというのには異論がございませんが、しかしながら、今は動いてない状態ですが、原子力安全委員会の安全基準というものが示されて、原子力安全委員会が全国の原発を基準に合ってるかどうかということとで点検をしているところです。その中で、島根原発の1号機、廃炉になりました。それは全国で5基ぐらい廃炉になるんですかね、それはやはり基準にマッチさせるためには余りにもハードルが高くて、採算ベースに合わないというような話をしておられましたが、実際にそうなんでしょう。だから、ハードルの高い原子力安全委員会の基準をクリアした分については、地元の合意がないとまたそれもできないわけですから、やはりそういう形での歯どめはあるわけですし、それは原発再稼働に反対し、原発ゼロを目指すということで、私はこれはこれでいいと思いますが…（「趣旨賛成してくれてる」と呼ぶ者あり）ですけども、ここの自然エネルギーの導入とか再稼働はできるところはしても、そういう形での今言ったような話で、できるところはやってもいいというふうに思うわけです。

廃炉にするのにも300億から500億、1機でかかるわけです。年数にすると、廃炉にする解体して処理はできませんが、それが28年からかかるということです。実際になかなか一筋縄ではいかない原発。例えばそれを廃炉にしてもどこからどこまでが安全で廃炉にできるかという、古い機種に関してはまず無理ではないかなというふうに思っております。それも28年というような、30年というような膨大な年数をかけて、それに300億から500億のお金をかけて廃炉にする義務もあるわけですが、やはり早々な再稼働をしないというような結論には至らないというふうに思っております。

先ほど真壁議員が言いましたが、経済界ですね、そういうところの安価な電力を使いたいところの力も結構強いとは思いますが、何よりも東京とかそこら辺の電気の明るさ見たらよくわかりますけども、ああいうところから徐々に徐々に進めていってもらえれば、自然エネルギーで軽く賄えるんじゃないかなというふうに思っております。したがって、再稼働に反対し、原発ゼロを目指す。再稼働には、私は基準に合致したところは地元の承認があればよろしいのではないかなというふうに思っております。したがって、この陳情に対しては不採択ということで意見

を申し上げました。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、委員長報告に反対し、陳情第3号はぜひ採択すべき、このことを求めて発言いたします。

先ほどからいろいろ議論になっておりますが、私は、委員会の中でも参加しておりまして、原発再稼働をしなかったら企業の活動について影響が出るのではないかというような意見もありました。しかし、ずっとこのごろ最近、原発は全国でどこでも動いてなくても企業はそれなりの活動をしております。だから、私は、再稼働は必要ないと思います。

じゃあ、経済的にはどうなのか、自然エネルギーに頼る、あるいは火力発電でお金がどうなのかということになれば、確かに原子力でいうと原料費というんですか、それは若干安いと思います。しかし、化石燃料の場合は一酸化炭素の問題もありますが、これについては人類が消滅するということは改良を重ねればそこまで行かないと思います。しかし、原子力のごみですね、核のごみ、これはもうほとんど日本で今まで原発で使われた分の処理場がほとんど満杯の状況です。しかも、このごみが人類に与える影響が1年や2年で終わるものならいいんです。しかし、これは何百年、何千年とかかってもゼロになるという保障はありません。今、地球上では人類の敵と言われる新しいウイルスがどんどん発生しておりますね。例えばエボラ何とか熱ですか、ところがそれを研究者によって何とか人類の知恵でそれに対抗する薬ができております。しかし、核の問題に対してそれを駆逐するような手だては今のところありません。どこかに、何かモンゴルの地下のほう、深いところに埋めてしまうだとか、そんなことがやられておりますが、果たして現世代の私たちが何世代か先の後世にそんな危険なものを残していいだろうか。それよりも、たとえ一時的であっても化石燃料でも利用する、そして将来的には自然エネルギーにかえていくという、そのことを今、やるべきではないでしょうか。

先ほどの議案に中でありましたけども、いわゆる町村合併によります交付金、これも合併を餌にやったんだけど、後でやっぱり一本算定で交付金を落とすようなこと。つまり、この原発も先ほど意見があったんですけども、あめとむち、お金をぼんとつぎ込んで危険なものをつくらせる。結局、そのさまの状況が今の福島状況ではありませんか。私も委員会の中でふるさとを失った、一体どうするつもりだと、本当に憤りを感じております。日本列島ふるさとをなくしていいのか、私たち、今、現世に住んでいる、そして後世のことを考えれば、自然の安全な国土を

つくっていくためには今こそ原発に頼らないそういうエネルギーを求めていくこと、このことが必要ではないでしょうか。そのことを思い、私はこの陳情をぜひ採択する、このことを強く求めるものであります。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第3号、原発再稼働に反対し、再生可能な自然エネルギーの導入・普及を進める意見書の提出を求める陳情書を採決いたします。

委員長報告は不採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告どおり不採択とすることに決しました。

日程第43 議案第40号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第43、議案第40号、南部町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。追加議案を御説明いたします。議案第40号、南部町課設置条例の一部改正について。

次のとおり南部町課設置条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容について申し上げます。これは本年の4月の1日から実施しようとしてます組織機構の変更に該当するものでございます。具体的には、町民生活課で行っています児童虐待防止に関する事項を新たに健康福祉課で、現在、教育委員会事務局で行っております住宅資金等貸付金に関する事項を新年度から税務課で行うという内容でございます。

先ほど申しましたように、施行日は、本年4月の1日としておりますので、よろしく御審議をいただきますよう、お願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対しての説明を受けました。

提案に対して質疑ありますか。

9 番、細田元教君。

○議員（9 番 細田 元教君） ちょっと2点だけ教えてくださいませ。

児童虐待の防止が町民生活課から健康福祉課に行った理由と、教育委員会で持った人権問題から住宅資金貸し付けする事項を税務課に持ってきた理由をちょっと教えてやってください。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。まず、児童虐待の関係でございますが、現在、要保護児童対策協議会というのを持っておりまして、これは町民生活課のほうが主管してやっているとございまして、これにつきましては町民生活課だけがしてるというわけではございませんでして、その会議の進行といいますか、そこを持ってるということでございます。実際にはケースごとに保健師がかかわっていたり、あるいは教育委員会がかかわっていたりという格好で、会そのものとしたしましては外部の警察とか児童相談所とか、そういうところも含めて行ってるものでございます。ただ、やはり実際いろんなケースに当たってきますと、どうしても保健師とかそういうところが重要な位置を占めてくるということがございまして、今回の子育ての中でその中の一つの今回のネウボラがあるわけでございますが、そのような格好の中で一連として取り組んでもらったほうがいいじゃないかということで事務局を移すものでございます。

それから、もう1個の住宅資金等貸付金でございますが、これは御承知のように現在、新規の貸し付けはございません。今は資金の償還を受けるということでございまして、徴収義務、徴収といえますか、そこだけ残ってるということでございます。こういう流れの中で従来は町民生活課の中に持っていたこともありますが、人権というところにくっつけながら教育委員会のほうで持ってるということになっております。これにつきましては教育委員会のほうでも委員さんのほうからもこれは本来、教育委員会のほうで持つべきものじゃないじゃないかということもございましたし、徴収ということだけになっておりますので、償還だけになっておりますので、これは税務課のほうの徴収対策室もございまして、そちらのほうで取り組んでいただくということで変えてるものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

9 番、細田元教君。

○議員（9 番 細田 元教君） もう一つだけ。健康福祉課に児童防止に関する事項を、児童虐待ですね。あそこの健康福祉課、子育て関係が1つの机が1列だと並びますが、結局子育て関係でこれらも全部見るというように解釈していいでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。おっしゃいますとおり子育てのところで担当していくという格好でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） この課設置条例で住宅資金貸付事業特別会計の事務を教育委員会から税務課に移すということですが、これは事業の性格上、町の同和対策事業の関連でこの事業を取り扱ったというのが経過ではないかと思うんですが、こういう政策的な経過から考えると総務課が担当するのが相当ではないかと思うんですけども、なぜ税務課に持っていくのか。徴収という意味合いももちろんありますけれども、これは政策的な問題、性格が大きいと思うんですが、総務課で所管するという事は考えられなかったんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほど総務課長が答弁しましたように、教育委員会のほうから、これは教育委員会の事務からは外してほしいという要請があったと。教育委員さんのほうからもそういう要請があったということで、貸し付けというものがもう現実にはありませんし、回収業務のみということでございますので、税務課のほうでお世話になりたいということにしたわけでありまして。

それから、政策的な問題からいえばということをおっしゃいますけれども、あなた方が日ごろから言っておられるのは、一般対策でせえということをおっしゃいますが、何か矛盾したような御質問だと思って聞かせていただきましたが、いかがですか。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 一般施策に移行するのは当然だと考えておりますけれども、これは国の施策を町が窓口になってやってきた政策的な経過があるということをおっしゃるんですよ。そういう町のやった事業を普通の担当課でたらい回し今までしてきたわけですけども、これを一貫して町の施策として進めてきた町長部局の一番総括的に責任ある立場の総務課がやるべきではないですかということをおっしゃいます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。回収業務については税務課が適当だろうと、このように思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） どこでも仕事はしてほしいと思うんで1つ聞いておくんですけども、例えば税務課が行った場合、対象の方々が税金ももしかしたら滞ってる場合があったとしますよね。お金が入ったときのそれ充てていく順位というのはどうなるわけですか。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、岡田厚美君。

○税務課長（岡田 厚美君） 順位についてですけど、基本的には本人の希望ということがまず第一になると思います。

それから、徴収上、時効にならないようにということもありますので、その辺でどういう、どこに入れるかというのは決めていくという形。税の滞納と回収資金と両方あったときに両方ありますよと話で、それぞれどのくらいずつ入れてもらうかという話を当然しますし、こんだけしかないけどと言われたときには本人さんの希望とか、また事務上、時効にならないようにということも考えながら入れていくということになると思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第40号、南部町課設置条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第40号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第44 発議案第1号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第44、発議案第1号、南部町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者である議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、石上良夫君。

○議会運営委員会委員長（石上 良夫君） 石上です。

発議案第 1 号

南部町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

平成 27 年 3 月 23 日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 石 上 良 夫

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

――南部町議会委員会条例の一部を改正する条例であります。若干の説明をしたいと思います。

南部町議会委員会条例の一部を改正する条例

南部町議会委員会条例（平成 16 年南部町条例第 189 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、この条例による改正後の第 19 条の規定は適用せず、この条例による改正前の第 19 条の規定は、なおその効力を有する。

ちょっとややこしいですが、この委員会条例の一部改正につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正がなされ、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者である新教育長を置くことにされました。

具体的には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条に規定してありました委員長が、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条において、教育長とされました。したがって、同法との整合性を保つため、本委員会条例に規定されている教育委員会の委員長を、教育委員会の教育長に改めるものであります。

なお、施行期日ですが、附則第 1 項により、一部改正法の施行期日である平成 27 年 4 月 1 日

から施行することにいたしますが、附則第2項により、一部改正法附則第2条第1項に規定する経過措置、つまり平成27年4月1日現在において任期がまだ到来していない教育長におきましては、当該任期中に限り従前の例により在職する旨を定めております。これにつきましても同法との整合性を保ち、矛盾が発生しないことに留意して定めております。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結し、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありますか。

原案に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議長のお許しをいただきましたので、発議案第1号の反対の討論をいたします。

今議会の議案第12号で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の問題点を指摘させていただきました。この法律の問題は、教育長を自治体の長が任命するということと、それから教育委員会の委員長を廃止するというような内容でして、委員長が報告されたとおりですけれども、これによって教育の独立性という問題が脅かされるおそれがあるということが法律を制定する過程で問題になっておりました。そういうことを改めて指摘をさせていただきまして、反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第1号、南部町議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

発議案第1号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第45 発議案第2号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第45、発議案第2号、南部町議会会議規則の一部改正についてを

議題といたします。

提案者である議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、石上良夫君。

○議会運営委員会委員長（石上 良夫君）

.....
発議案第 2 号

南部町議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により提出する。

平成 2 7 年 3 月 2 3 日 提出

提出者 南部町議会会議運営委員会委員長 石 上 良 夫

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....
――南部町議会会議規則の一部を改正する規則でございます。

.....
南部町議会会議規則の一部を改正する規則

南部町議会会議規則（平成 1 6 年南部町議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 1 条の 2 中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 7 6 号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、この規則による改正後の第 5 1 条の 2 の規定は適用せず、この規則による改正前の第 5 1 条の 2 の規定は、なおその効力を有する。

.....
よろしく御審議をお願いいたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） これは発議案第1号の条例の改正に伴って規則の変更をするものでありまして、発議案の第1号と同様の理由で反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 他に討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第2号、南部町議会会議規則の一部改正についてを採決いたします。

発議案第2号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第46 発議案第3号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第46、発議案第3号、TPP交渉についての意見書を議題といたします。

提出者であります議会運営委員長、石上良夫君から趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、石上良夫君。

○議会運営委員会委員長（石上 良夫君）

.....
発議案第3号

TPP交渉についての意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成27年3月23日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員長 石上良夫

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....
――1枚おめくりください。別紙のTPP交渉についての意見書（案）を読み上げます。

.....
TPP交渉についての意見書（案）

TPP交渉が、米国の大統領選挙をひかえ、期限がせまってきたと報道されている。秘密交渉で進んでいるとはいえ米国主導の交渉であることが国民に明らかになってきた。

これまで日本政府が、交渉にあたって「聖域」にするといってきたコメ、牛肉・豚肉、乳製品などの農産物重要5品目について、譲歩につぐ譲歩を重ねている。コメでは「TPP特別枠」なるものを設定し、年間5万トン規模の輸入拡大をはかろうとしている。牛肉・豚肉、乳製品でも、関税の大幅引き下げ、一部撤廃を進めようとしている。交渉の現状が「重要5品目の聖域確保」を明記した国会決議に違反することは今や明らかである。速やかな撤退を求める声には大義がある。

一方、日本に譲歩を迫る米国では、米国議会で大統領にTPP交渉の権限をゆだねる「大統領貿易促進権限(TPA)法案」の提出ができない状況が続いている。この権限がなければ、参加国が米国の交渉力を信頼せず、交渉を妥結させることが困難といわれている。次期大統領選を控え、5月上旬までに大筋合意ができなければTPP交渉は“漂流”するともいわれている。

日米交渉がいまだに妥結にいたらず、12か国の交渉も難航している背景には、異常な秘密交渉や、市場原理一辺倒のアメリカ型ルールの押しつけに対する途上国政府の反発や、米国を含めた参加国国民の反対運動の高まりがあるといわれている。とりわけ日本での安倍政権のTPP暴走に対する国民の世論と運動との矛盾は大きい。

TPP交渉が正念場を迎えている今こそ、農業を基幹産業として成り立つ本町からも、国会決議を尊重した姿勢を貫くことを強く求める。

記

TPP交渉については、国会決議を遵守する立場を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成27年3月23日

鳥取県南部町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣

.....
以上です。よろしく御審議ください。

○議長(秦 伊知郎君) ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、発議案第3号、TPP交渉についての意見書を採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決することに決しました。

日程第47 議長発議第4号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第47、議長発議第4号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、石上良夫君から、閉会中も本会議の日程等、議会運営に関する事項について十分調査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、石上良夫君からの申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに決定いたしました。

日程第48 議長発議第5号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第48、議長発議第5号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。広報調査特別委員長、杉谷早苗君から、閉会中も議会広報などの編集について十分調査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、広報調査特別委員長、杉谷早苗君から

の申し出どおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

日程第 4 9 議長発議第 6 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 4 9、議長発議第 6 号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会改革調査特別委員長、景山浩君から、閉会中も議会改革について十分調査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づいて継続調査の申し出がありました。委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、議会改革調査特別委員長、景山浩君からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第 2 回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成 2 7 年第 2 回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後 5 時 5 5 分閉会

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。3 月定例議会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

3 月 4 日に開会以来、本日までの 2 0 日間にわたり、平成 2 7 年度一般会計予算、条例等、当面する町政の諸課題を議員の皆様の終始極めて真剣な審議により、ここに全ての案件を議了いたしました。

各議案に対しまして、賛成、反対の意見はありましたが、極めて妥当な結論を得ましたことに対し、深く敬意を表しますと同時に心より厚くお礼申し上げます。

町長を初め、執行部におかれましては、審議の間、常に真摯な態度をもって御協力いただき、感謝を申し上げます。今期定例会を通じて議員各位からの一般質問、あるいは事業に対する質疑、

意見、要望等につきましては、町政施行に際しまして十分に政策に反映されますようお願い申し上げます。

さて、厳しい寒さの冬から少しずつ春めいてまいりました。もう少しすれば南部町の名所、法勝寺公園の桜や緑水湖畔の桜が見ごろとなってまいります。春がすぐそこまで来ていると感じるきょうこのごろであります。

3月定例議会は本日で終わりとなりますが、議員の皆様におかれましては、日々が議会議員としての活動であります。健康に留意され、今後ますます御活躍を御祈念いたしまして、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

町長挨拶

○町長（坂本 昭文君） 3月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本議会は3月4日に開会されまして、本日23日まで20日間にわたって開催され、平成27年度一般会計当初予算を初め、南部町児童厚生施設条例など38議案について慎重御審議をいただき、大変長丁場でお疲れになったことと思います。いろいろと御議論はありましたが、全議案ともに御賛同いただき、御承認を賜り、まことにありがとうございました。

3月6日、9日には、9人の議員さんより一般質問をいただきました。政府が昨秋打ち出した地方創生に関連し、移住定住施策について、地方版総合戦略について質問をいただきました。そのほかに財政問題、社会保障など多岐にわたり、今日的な課題についての質問で、町民の皆様にも関心の高いものであったろうと思います。

それぞれに丁寧な答弁に努めたつもりですが、議論のかみ合わない部分や意見のすれ違った点もありましたが、日常の議員活動の中で何かと御指導いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

さて、寒かった冬も過ぎていつしか春の日差しになってまいりました。4月には桜が開花しますが、ことしは初めて桜のライトアップを行います。コントローラーで自分の好みのライトアップに切りかえができることなど、日本で初めての取り組みでございます。また、伝統の一式飾りなど、さくらまつりも新しい趣向を凝らした祭りにするよう、計画をいたしております。

春は南部町が最も輝く季節であります。地方創生の総合戦略づくりも始まりますので、新年度は随分とにぎやかな年になりそうでございます。町民の皆様も積極的に参加していただき、大いに盛り上がり、立派な計画が樹立されると期待しているところでございます。

各位におかれましては、議員活動の中でこれらの動きを何かと御支援を賜りますようお願いを

申し上げます、お礼の御挨拶といたします。ありがとうございました。
